

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第4回総務部会

日時：令和7年12月25日（木）10時～12時

場所：高知県民文化ホール 4階 第6多目的室

次 第

1 開会

2 高知県危機管理部長あいさつ

3 議事

(1) 第2回検討会及び高知県消防広域化基本計画（案）への
意見照会に係るご意見と対応について

【資料1～2】

(2) 主な協議・意見交換事項

【資料3～8】

(3) 意見交換

4 閉会

配布資料

委員名簿

出席者名簿

配席図

| | |
|---|----------|
| 【資料1】 第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会における ご意見と対応について | P 1～6 |
| 【資料2】 高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について | P 7～14 |
| 【資料3】 高知県消防広域化基本計画（案）主な修正点 | P 15 |
| 【資料4】 高知県消防広域化基本計画（案）の概要 | P 16～25 |
| 【資料5】 高知県消防広域化基本計画（案） | P 26～83 |
| 【資料6】 高知県消防広域化に関する実務協議会（任意協議会） （案）について | P 84～87 |
| 【資料7】 高知県消防広域化に関する実務協議会規約（案） | P 88～93 |
| 【資料8】 消防本部の統合時期、先行的共同事業に関する 市町村意向調査（案） | P 94～103 |

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会 委員名簿

(敬称略)

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------|------------|------------|-------|
| 1 | 近畿大学経済学部 | 国際経済学科長・教授 | 井田 知也 |
| 2 | 高知市 | 市長 | 桑名 龍吾 |
| 3 | 安芸市 | 市長 | 西内 直彦 |
| 4 | 南国市 | 市長 | 平山 耕三 |
| 5 | 宿毛市 | 市長 | 中平 富宏 |
| 6 | 田野町 | 町長 | 坂本 正徳 |
| 7 | 北川村 | 村長 | 上村 誠 |
| 8 | 本山町 | 町長 | 澤田 和廣 |
| 9 | 中土佐町 | 町長 | 池田 洋光 |
| 10 | 黒潮町 | 町長 | 大西 勝也 |
| 11 | 高知市消防局 | 消防局長 | 中城 純一 |
| 12 | 土佐清水市消防本部 | 消防長 | 宮地 直道 |
| 13 | 香南市消防本部 | 消防長 | 藤田 博三 |
| 14 | 仁淀消防組合消防本部 | 消防長 | 伊藤 実 |
| 15 | 中芸広域連合消防本部 | 消防長 | 竹内 誠祥 |

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第4回総務部会 出席者名簿

○総務部会委員

(敬称略)

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 | 出欠等 | |
|----------|------------|------------|-------|---------------------------|----|
| | | | | 出席 | 欠席 |
| 1 | 近畿大学経済学部 | 国際経済学科長・教授 | 井田 知也 | ○ | |
| 2 | 高知市 | 市長 | 桑名 龍吾 | ○ | |
| 3 | 安芸市 | 市長 | 西内 直彦 | ○ (オンライン) | |
| 4 | 南国市 | 市長 | 平山 耕三 | ○ | |
| 5 | 宿毛市 | 市長 | 中平 富宏 | ○(オンライン) 代理：総務課長 長山 敏昭 | |
| 6 | 田野町 | 町長 | 坂本 正徳 | ○ (オンライン) | |
| 7 | 北川村 | 村長 | 上村 誠 | ○(オンライン) 代理：総務課長 百々 真史 | |
| 8 | 本山町 | 町長 | 澤田 和廣 | ○ | |
| 9 | 中土佐町 | 町長 | 池田 洋光 | ○(オンライン) 代理：副町長 竹崎 秀樹 | |
| 10 | 黒潮町 | 町長 | 大西 勝也 | ○ (オンライン) | |
| 11 | 高知市消防局 | 消防局長 | 中城 純一 | ○ | |
| 12 | 土佐清水市消防本部 | 消防長 | 宮地 直道 | ○ | |
| 13 | 香南市消防本部 | 消防長 | 藤田 博三 | ○ | |
| 14 | 仁淀消防組合消防本部 | 消防長 | 伊藤 実 | ○ | |
| 15 | 中芸広域連合消防本部 | 消防長 | 竹内 誠祥 | ○ | |

○その他委員

(敬称略)

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 | 出席方法 |
|----------|-------------------------------------|------|--------|-------|
| 16 | 危険物保安技術協会 | 技術顧問 | 小林 恭一 | オンライン |
| 17 | 関西大学社会安全学部 | 教授 | 永田 尚三 | 会場 |
| 18 | 高知県立大学看護学部 | 教授 | 木下 真里 | オンライン |
| 19 | みんなで作る まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA) | 代表理事 | 竹村 優香 | オンライン |
| 20 | 仁淀川町 | 町長 | 片岡 信博 | オンライン |
| 21 | 室戸市消防本部 | 消防長 | 多田 周平 | オンライン |
| 22 | 安芸市消防本部 | 消防長 | 久川 陽 | オンライン |
| 23 | 南国市消防本部 | 消防長 | 三谷 洋亮 | オンライン |
| 24 | 土佐市消防本部 | 消防長 | 真鍋 卓也 | オンライン |
| 25 | 香美市消防本部 | 消防長 | 野口 正一 | オンライン |
| 26 | 高吾北広域町村事務組合消防本部 | 消防長 | 徳弘 信也 | オンライン |
| 27 | 高幡消防組合消防本部 | 消防長 | 佐々木 義人 | オンライン |
| 28 | 嶺北広域行政事務組合消防本部 | 消防長 | 川村 諭 | オンライン |

○オブザーバー

(敬称略)

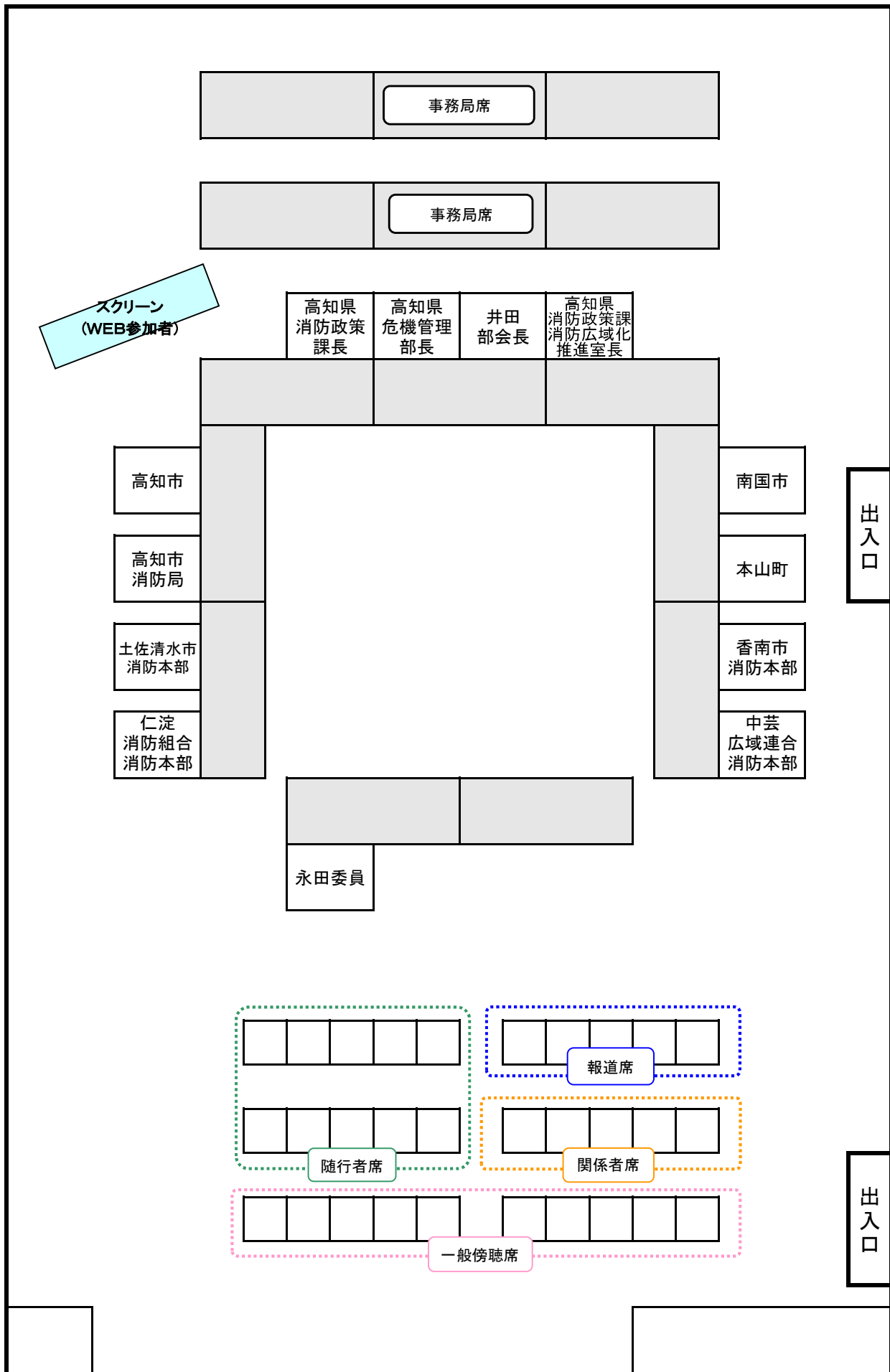
| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 | 出席方法 |
|----------|--------------|------|-------|-------|
| 29 | 総務省消防庁消防・救急課 | 課長補佐 | 岩熊 俊介 | オンライン |

○事務局

| 通し 番号 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------|------------------|-----------|-------|
| 30 | 高知県危機管理部 | 部長 | 江渕 誠 |
| 31 | 高知県危機管理部 | 副部長(総括) | 国則 勝英 |
| 32 | 高知県危機管理部 | 副部長 | 浜田 展和 |
| 33 | 高知県危機管理部 | 参事・消防政策課長 | 鈴木 知基 |
| 34 | 高知県危機管理部消防政策課 | 消防指導監 | 小松 長憲 |
| 35 | 高知県危機管理部消防政策課 | 課長補佐 | 森本 順也 |
| 36 | 高知県危機管理部消防政策課 | 消防広域化推進室長 | 小笠原 隆 |
| 37 | 一般財団法人消防防災科学センター | 部長 | 渡辺 雅洋 |

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第4回総務部会 配席図

日時: 令和7年12月25日(木)10時~12時
 場所: 高知県民文化ホール 4階 第6多目的室



第 2 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.11.14）におけるご意見と対応について

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|-----|-----------|------|---------------|---|---|
| 1 | 消防広域化の進め方 | ◎ 総務 | 桑名委員 (高知市) | 消防広域化の進め方の見直しにより、基本計画案への同意は、まだ消防広域化の推進の合意を意味するものではないと思われる。どの時点で、県と市町村が消防広域化の推進に合意したことになるのか。 | 基本計画は市町村との協議を経て県として定めるものであり、その内容の一字一句が直ちに市町村を拘束するものではありません。 基本計画の骨格案でも、今後の具体的な対応は実施計画において定めることを基本としており、協議会における合意により、その一部が実施計画段階で上書き修正されることはあり得るものと考えています。 検討会での了解は、基本計画を基礎として、今後、実施計画の策定を通じて具体化することを前提に、消防広域化を進める責務を負うという性格のものであると考えています。 |
| 2 | 消防広域化の進め方 | ◎ 総務 | 平山委員 (南国市) | 令和11年度に全ての消防本部が統合されることになるのか。または、令和16年度まで今の状態で運営できるのか。 | 基本計画案では、今後の検討の前提条件として、令和16年4月までの間に全ての消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めることとしています。 また、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）については、全県一斉の統合を図る場合には、令和11年度からの一斉統合を目指すことを提案しています。 段階的な統合の場合、例えば、令和10年度、13年度又は16年度に方面消防本部単位で統合するパターン等も検討することを提案しており、統合するまでの間は、現在の消防本部単位で運営することになると考えています。 |

第 2 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会 (R7.11.14) におけるご意見と対応について

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|-----|-----------|------|-----------------|--|---|
| 3 | 消防広域化の進め方 | ◎ 総務 | 植野委員代理 (安芸市) | 議論が進まなかった場合に、指令システムの共同化に係る広域連合だけを設置する可能性はあるのか。 | 指令システムの共同化に係る広域連合だけを設置することは理論的には可能ですが、それは決して目指す姿ではありません。 |
| 4 | 消防広域化の進め方 | ◎ 総務 | 濱田委員代理 (いの町) | 議会の議決を必要としない任意協議会で実施計画を検討していくことについて、議会にも丁寧な説明を行って理解していただく必要があると思うが、県の考えがあれば教えて欲しい。 | 今年度末を目指していた法定協議会の設置について、議決に先立つ市町村議会への説明などの準備期間が不足しているとのことご意見を踏まえ、今後の進め方と目標年次の設定についての見直し案をお示ししました。 各市町村議会に対しては、今年度にとりまとめようとしている基本計画案や、来年度の任意協議会での議論の内容などを、機会あるごとに、各市町村から議員に積極的にご説明を行い、理解を深めていただくように、取り組んでもらいたいとの考えです。 |
| 5 | 消防広域化の進め方 | ◎ 総務 | 板原委員 (土佐市) | 基本計画案に「令和 7 年度に市町村議会へ基本計画の概要等を報告することを要請する」とあり、これは 12 月議会か 3 月議会というイメージを持っているが、県の考えを教えて欲しい。 | 県としては、できるだけ早期に市町村議会へご説明いただきたいと考えています。 |

第 2 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.11.14）におけるご意見と対応について

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|-----|-----------|------|---------------|--|---|
| 6 | 県の財政支援 | ◎ 総務 | 黒岩委員 (安田町) | 財源確保を含めて県がリーダーシップを発揮し、消防組織の抜本的な強化に向けてもっと積極的に取り組む必要があるのではないか。 | 財源の確保については、市町村消防の原則を決めている消防組織法といった法令を踏まえ、財源措置の責務を負うのは国であり、国が財源を手当てすることが大前提だと考えています。国に対しては、消防広域化の熟度が高まった時点で、具体的な提言を行いたいと考えています。 また、実施計画の内容が大体固まり、各市町村の負担の形が見えるのに応じて、県として財政支援のあり方をしっかりと検討します。 いずれにしても、国の財政措置や交付税制度等も含めて、実質的に厚く支援することが大事だと考えており、国への提言も含めて、県として頑張っていきたいと考えています。 |
| 7 | 県の財政支援 | ◎ 総務 | 板原委員 (土佐市) | 県の積極的関与について、財政支援していただくのが一番ありがたい。 | 同上 |
| 8 | 消防広域化重点地域 | ◎ 総務 | 井田委員 (有識者) | 消防広域化重点地域の対象として、職員が50人以下の特定小規模消防本部をイメージしているが、高知市は該当するのか。 | 国の基本指針では、次に該当すると知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができるかとされています。 ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域 県では、県一での消防広域化が必要であると考えており、県内全域が上記①に該当し、全市町村を消防広域化重点地域として指定することができるかと考えています。 |

第 2 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.11.14）におけるご意見と対応について

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|-----|-----|------------|---------------------|---|---|
| 9 | 分賦金 | 総務 ◎ 財務 | 平山委員 (南国市) | 消防本部の一次統合後、分賦金の支払はどのような形になるのか。 | <p>全県一斉で一次統合を行った場合の分賦金については、シミュレーションを行ってお示ししています。</p> <p>分賦金算定に係る案分の指標や割合については今後も検討することとしていますが、全ての市町村による一次統合後の分賦金については、シミュレーションの金額が一定の目安になるものと考えています。</p> <p>また、段階的に統合した場合の分賦金については、統合する消防本部数や広域連合が実施する先行共同事業の内容等を考慮する必要があるため、実施計画の策定過程で検討していくことになると考えています。</p> |
| 10 | 分賦金 | ◎ 財務 | 植野委員 代理 (安芸市) | 分賦金のシミュレーションについて、仮に、消防本部の統合前に三交替制に移行した場合、その負担分は加味されるのか。 | <p>三交替制に移行する場合、原則、消防署所の職員を増やす必要があり、それに伴って当該消防署所に関係する市町村の負担が増えることとなります。</p> <p>その増えた負担については、基本計画案でお示ししている「分賦金の方向性」では、人件費を含む消防署所の運営に要する経費は、その消防署所の所在する市町村で案分することとしていますので、統合前後にかかわらず当該署所所在市町村の負担分に加味されます。</p> |
| 11 | 分賦金 | ◎ 財務 | 板原委員 (土佐市) | 分賦金のシミュレーションについて、消防本部の統合前に三交替制に移行した場合、分賦金のあり方に疑義が出てくるのではないかと心配している。 | 同上 |

第 2 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.11.14）におけるご意見と対応について

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|-----|-----|------|---------------|---|--|
| 12 | 分賦金 | ◎ 財務 | 板原委員 (土佐市) | 県と市町村から広域連合本部に派遣される 7 名について、県からの派遣職員の人件費は市町村が負担するのか。 | 県からの派遣職員は広域連合本部の運営等に関わり、全市町村に係る業務を担当することになりますので、市町村で負担していただくことが基本と考えています。 このため、分賦金のシミュレーションでは、広域連合本部の運営に要する経費として市町村及び県から派遣される職員の人件費を全市町村で案分しています。 |
| 13 | 分賦金 | ◎ 財務 | 吉田委員 (梶原町) | 梶原町のような行き詰まりの市町村やその近隣市町村は、都市部のように周辺から早く車両が応援に行けるなどのメリットを感じにくい。 分賦金のシミュレーションの財政負担は、受け入れがたい非常に厳しい数字であり、都市部の負担を地方が負担する形になるのではないかと心配がある。 | 県境の中山間地域などでは、応援が到着するまでに時間を要する場合がありますが、広域化後は、部隊が出動し署所に不在となった場合の応援や、大規模災害時の応援等をより円滑に行うことができるようになるといったメリットがあると考えています。 また、基本計画案でお示ししている「分賦金算定の方向性」では、広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本としています。 この考え方によれば、都市部の負担を中山間地域が負担するような形にはならないと考えています。 |

第 2 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会 (R7.11.14) におけるご意見と対応について

| NO. | 項目 | 関係部会 | 発言者 | ご意見の内容 | 県の考え方 |
|-----|---------------|--------|---------------|--|---|
| 14 | 指令システム・デジタル無線 | ◎ 財務通信 | 平山委員 (南国市) | 指令システムとデジタル無線の共同整備による節減効果が南国市では約 7 億円となっているが、詳細を教えて欲しい。 | 共同整備による節減効果は、整備費の他、設計や 10 年間の維持管理、中間更新 (指令システムのみ) の費用を合計して試算しています。 南国市の場合、指令システムの節減効果は約 3.8 億円、デジタル無線の節減効果は約 3.1 億円、合わせて約 7 億円と試算しています。(※別途詳細を回答済) |
| 15 | 指令システム | ◎ 消防通信 | 吉田委員 (梼原町) | 梼原町では、火事は消防団、救急は常備消防が受け持っている。 指令システムがあっても、防災行政無線で消防団に呼び掛ける必要があり、そのための要員が必要である。 指令システムの稼働により、何もかもが便利にはならないと感じている。 | 指令システムは、指令業務の負担軽減や現場到着時間の短縮が期待できます。 指令業務と同時に行われている消防団の招集については、様々な取組事例がありますので、指令システムの設計に合わせて消防団の招集の手法も検討していく必要があると考えています。 また、高幡消防組合消防本部における令和 5 年の火災出動件数は 33 件、救急出動件数は 5,062 件となっており、指令システムを活用することで、特に出動件数が多い救急への対応に効果が期待できると考えています。 |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

| | 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え |
|---|--|--------------------------|--|---|---------------------|---|
| 1 | 第3章 1 基本的な 考え方 | (2)消防広域 化重点地域 等の指定 | 特に異議なし | | 土佐市・ 土佐市消 防本部 | 消防広域化重点地域の指定にご理解をいただいていることを踏まえ、引き続き丁寧に議論していきたいと考えています。 |
| 2 | 第3章 2 現行消防 組織におけ る本部機能 の新法人へ の移行の進 め方と目標 年次 | — | 令和9年度前半に広域連合設置及び法定協議会設置の議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始する、となっているが、広域連合については、法定協議会において策定される実施計画で詳細を詰めるのではないのか。これら二つを同時期に議会に諮ることが妥当なのか疑問である。 | 令和9年度前半に法定協議会の設置について議決を得て、実施計画の審議を開始し、同計画策定後（令和9年度後半）に広域連合設置の議決を得て、広域連合の設置準備を進める。 | 高知市・ 高知市消 防局 | 喫緊の課題となっている人材確保の他、令和16年度に指令業務を共同化するためには、そういった事業の実施主体となる広域連合を令和10年4月を目途に設置し、できる限り早期に活動できるようにする必要があると考えています。 そのためには、令和8年度の実施計画案の作成過程の中で、広域連合の設置に必要な規約案等についても検討し、令和9年度前半に議決を得てから、体制や予算を整える準備を行う期間を設ける必要があります。 |
| 3 | 同上 | — | これまでの議論から、法定協議会等設立に当たっては、勤務体制・職員処遇などの詳細が規定される実施計画案について、関係機関の合意形成が図られた上で進んでいくことが重要と考える。（意見） | P22 上から5行目 令和8年度においては、…任意協議会を設置し、関係する全ての構成団体の合意形成を図った上で実施計画案を取りまとめます。 | 南国市・ 南国市消 防本部 | 令和8年度のみならず、令和7年度における基本計画の策定や、令和9年度以降の取組についても、市町村間の合意形成が重要だと考えています。 |
| 4 | 同上 | — | 「令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進める」とありますが、法定協議会の委員はどのような構成になるのでしょうか？（質問） | | 南国市・ 南国市消 防本部 | 広域連合は県内全ての市町村と県で構成することになると考えており、法定協議会の委員についても県内全ての市町村長と知事を想定していますが、その他の委員構成については今後検討が必要だと考えています。 |
| 5 | 同上 | — | 「令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。」とありますが、必要な措置とはどのようなものが考えられますか？（質問） | | 南国市・ 南国市消 防本部 | 令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合、その原因の解決に向けて、消防広域化の進め方を大きく見直す必要があるため、実施計画案の抜本的な見直しといった措置が必要になると考えています。 |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

資料2 令和7年12月24日・25日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会 専門部会（第4回）

| 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え | |
|-----|--|-------|--|--|---------------------|---|
| 6 | 第3章 2 現行消防 組織における 本部機能 の新法人へ の移行の進 め方と目標 年次 | — | 法定協の前に任意協議会を開催することに異議はない。 ①②については異議なし。③については、令和10年4月を目途に高知県消防広域連合（仮称）を設置すると、令和9年度前半に議決の承認が必要な計画となっています。しかしながら、実施計画の策定は令和9年度12月となっており、広域連合設置の議決については、実施計画の策定後になるべきと考えます。共同指令や先行共同事業をするための設置であっても、広域連合の設置となると、今後の本部の統合を承認することと変わらないと考えます。 | | 土佐市・ 土佐市消 防本部 | 今般の消防広域化の進め方の見直しにより、指令システムの再整備事業や先行的共同事業の実施主体である広域連合の設置と、消防本部の統合を切り分けて検討することとしています。 広域連合については、まずは、指令システムの再整備事業や先行的共同事業の実施主体として令和10年4月を目途に設置することを想定しています。 実施計画は、主に消防本部の統合について定めるものであり、消防本部の統合を伴わない広域連合については、令和8年度に作成する実施計画案に基づいて規約を定めることができれば設置できるものと考えています。 |
| 7 | 同上 | — | 令和9年度前半において、消防広域化推進協議会（法定協議会）の設置について、議決を受けるスケジュールが示されており、法定協議会において実施計画の策定を行うこととなっている。 議決を受けるためには、実施計画の職員の配置計画や分賦金の具体的な割合や金額等が必要であると考えている。そのため、実施計画の策定前となる令和9年度前半の推進協議会の設置の議会の同意が困難。 | 任意協議会において、実施計画の内容を示すことが可能という見込みなのでしょうか。任意協議会で何を担うのか、不明。 | 須崎市 | 基本計画案では、令和8年度に設置する任意協議会において、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行い、同年度内に実施計画案を取りまとめることとしています。 令和9年度前半を目指している法定協議会の設置の議決に必要な事項については、令和8年度内に実施計画案を取りまとめる過程においてお示しする必要があると考えています。 |
| 8 | 同上 | — | 目標②の「県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の形態の可能性も含めて、検討・協議を進める」は、市町村の考え方の違いや議会への説明など調整事項や課題が多いためと理解しますが、「統合＝財政負担増」が解消されなければ、これまで同様実施計画の検討が進まないと思います。 県の立場も財政負担が難しいことも理解しますが、全市町村が広域化に向けて協議を進めるためにも、基本計画の中に「県も財政的な支援を検討する」など記載する考えはないのでしょうか。 | ③ 消防指令システムの再整備・・・を設置すること。 また、この目標実現に向けて必要と思われる財源確保について強く国へ求めるとともに、県の財政支援等についても検討することとします。 令和9年度においては、・・・ | 四万十市 | 市町村消防に対する財政措置の責務は国にあり、財政措置の規模から見ても、国においてしっかりと財源が手当されることが大前提だと考えています。 国の財政措置や交付税制度等も含めて、実質的に厚く支援することが大事だと考えており、国への提言も含めて、県としてしっかりと努力をしていきたいと考えています。 こうした努力を行った上で、実施計画の内容が大体固まり、各市町村の負担の形が見えるのに応じて、県として財政支援のあり方をしっかりと検討し、判断したいと考えています。 |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

資料2 令和7年12月24日・25日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会 専門部会（第4回）

| | 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え |
|----|--|-----|---|---|----------------------|--|
| 9 | 第3章 2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次 | — | 法定協議会の結成が1年間のびたことで協議を深められるのは良いことだと感じています。 | 修正不要 | 田野町 | 今後の進め方にご理解をいただいていることを踏まえ、引き続き丁寧に議論していきたいと考えています。 |
| 10 | 同上 | — | 実施計画の策定期間についてスケジュールの見直し表では、令和9年度12月に実施計画の策定と記載がある。整合性を図るため、基本計画案の進め方と目標年次内にも、同様の記載が必要ではないか。 | 2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次 令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会において実施計画の審議を進め、年度内の策定を目指します。 | いの町 | ご指摘を踏まえ、基本計画案の記載を以下のとおり修正します。 「（前略）法定協議会において実施計画の審議を開始し、令和9年12月に実施計画を策定することを目指します。」 |
| 11 | 同上 | — | ②令和11年度から令和16年度にかけての一次統合において、方面消防本部単位などでの地域単位や、事務事業単位での段階的移行を検討することとされているが、どこまで市町村に選択肢があるのか不明瞭であり、明示してもらいたい。 また、参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記することについて、広域連合において先行的共同事業の可否を含めた検討の上で財政負担などがはっきりしなければ判断できず、明記することは困難と考えます。 | ②それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。 この場合、事務事業単位での段階的移行に市町村単位で合流を判断するなど、各市町村の実情に合わせて検討できるような形を検討すること。段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。 | 黒潮町 | 先行的共同事業の具体的な内容や段階的な統合の時期については、重要であることから、実施計画の策定過程で検討し、実施計画の案の時点で明確にする必要があると考えています。 |
| 12 | 同上 | — | ③について、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。とあるが、現段階では広域化について検討している段階であり設置することは決定ととられかねないか。 | ③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」のを設置を目標とするすること。 | 幡多中央 消防組合 消防本部 | 喫緊の課題となっている人材確保の他、令和16年度に指令業務を共同化する設計などを進めるためには、そういった事業の実施主体となる広域連合を令和10年4月を目途に設置する必要があると考えています。 |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

| 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え |
|-------------------------|--|--|--|---------------------|--|
| 13 第4章 1 基本的な 考え方 | (3)各市町村 に対する情報 提供、相談 対応体制の 確保、職員 の派遣及び 財政支援等 | 「広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合」とありますが、大幅がどれほどの値を示すものになるのか不明である。（意見） | 文中から「大幅」を削除する。 「広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合」に修正する。 | 南国市・ 南国市消 防本部 | 県による財政支援の考え方について、現時点で定量的な基準等は設けていません。 実施計画の内容が大体固まり、各市町村の負担の形が見えるのに応じて、県として財政支援のあり方をしっかりと検討します。 その際には、国の財政措置や交付税制度等も含めて、実質的に厚く支援することが大事だと考えており、国への提言も含めて、県として努力したいと考えています。 |
| 14 同上 | 同上 | 「広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合には、消防組織法に定める市町村消防の原則を踏まえつつ、県による財政支援を検討します」との明記もありますが、広域化によって得られる効果を最大限に発揮し、地域全体の防災力を一層強化していくためには、県のご支援を賜りながら、持続可能な消防体制を構築していくことが不可欠であると考えております。 市町村消防の原則は理解しておりますが、広域化に伴い市町村の負担が過大となる場合には、県としても財政面でのご支援について、前向きにご検討いただきますようお願いいたします。 | 修正不要 | 田野町 | (No. 8四万十市への回答と同じ) |
| 15 同上 | 同上 | 県による財政支援について分賦金の負担増が懸念される中、市町村の負担が過大となる場合には、法が想定する負担構造にとらわれることなく、県が主体的かつ積極的に財政支援への関与を検討していただきたい。 | (3) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等 加えて、広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合には、消防組織法に定める市町村消防の原則にとらわれることなく、県が主体的に関与できる形で財政支援を検討します。 | いの町 | (No. 8四万十市への回答と同じ) |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

資料2 令和7年12月24日・25日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会 専門部会（第4回）

| 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え | |
|-----|----------------------|--|--|--|---------------------------|--|
| 16 | 第4章 1 基本的な 考え方 | (3)各市町村 に対する情 報提供、相 談対応体制 の確保、職 員の派遣及 び財政支援 等 | <p>■基本計画（案）については、概ね了承した上で、以下2点について、回答をいただきたいと思えます。</p> <p>県の財政支援について、お聞きします。</p> <p>市町村の財政負担が過大となる場合とは、どのような数値・基準を基に判断するのでしょうか。</p> <p>また、県による財政支援は、県として、どの程度の予算を確保し、どのような用途・目的、また、どの程度の期間に対する財政支援を想定するのでしょうか。</p> | | (No.13南国市・南国市消防本部への回答と同じ) | |
| 17 | 同上 | 同上 | <p>(3)上段に「国の支援制度の拡充や指導・助言課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する政策提言等を行うこととします。」と記載されているが、様々な財形規模の市町村の広域化にあたり不均衡が生じるため、県の財政支援は不可欠である。</p> <p>下段に記載の「消防組織法に定める市町村消防の原則」が県による財政支援を大きく制限しているため、支援が容易になるよう国に働きかけ、ハード面だけでなく人件費などソフト面への支援や負担ができるよう消防組織法の改正を強く訴えるべきではないか。</p> | <p>国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、<u>国に対し消防組織法の改正など県による支援や負担が容易になる政策提言等を行うこととします。</u></p> | 仁淀消防 組合消防 本部 | (No.8四万十市への回答と同じ) |
| 18 | 同上 | 同上 | <p>(3)後段に「市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合には…」との記載があるが、「受益を大幅に上回り、過大な負担」とはどのような状況を想定しているのか不明である。</p> <p>以前、財務部会で示された資料（10/24第3回財務部会資料P37）では「投資的経費、公債費」（専ら特定の市町村が受益する財産に係るもの）は【自賄い】と分類され、受益する市町村が負担し、分賦金として算定しないとされておりましたが、これでは市町村の財政事情によっては署所で格差が生まれ、県民が同じサービスを受けることができなくなる懸念される。（施設の改修や車両・資機材の更新等）</p> <p>これらを踏まえ、「県による財政支援を検討する」から「県による財政負担を行うこととする」としてはどうか。</p> | <p>消防組織法に定める市町村消防の原則を踏まえつつ、<u>県による財政支援を行うこととします。</u></p> | 仁淀消防 組合消防 本部 | <p>分賦金算定の方向性については、第2回財務部会後に市町村に意見照会を行い、最も多くの市町村に賛同いただいた考え方であり、公平な制度設計であると考えています。</p> <p>市町村消防に対する財政措置の責務は国にありますので、財政措置の規模から見ても、国においてしっかりと財源が手当されることが大前提だと考えています。</p> <p>国の財政措置や交付税制度等も含めて、実質的に厚く支援することが大事だと考えており、国への提言も含めて、県として努力していきたいと考えています。</p> <p>こうした努力を行った上で、実施計画の内容が大体固まり、各市町村の負担の形が見えるのに対応して、県として財政支援のあり方をしっかりと検討します。</p> |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

| | 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え |
|----|---|------------------------|--|--|--------------|--|
| 19 | 第5章 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項 | (1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所 | 県へのお願いとなります。 現在、各部会、担当課長会、あり方検討会などで、諸々説明を受け、意見交換もしてきましたが、疑義が解消しきれていない、意見を出し切れていないというのが本音です。このため、提案ですが、計画（案）の27Pに明記する方面消防本部単位での座談会の開催を検討していただけないでしょうか。可能な限りの善処を望みます。 | | 越知町 | 令和8年度に設置する任意協議会の進め方について、方面消防本部単位での協議の場を設けて、議論する体制を整えたいと考えています。 |
| 20 | 第5章 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項 | (1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容 | ②歳出 全県での一次統合までに、方面消防本部単位での段階的な統合をする場合、統合時期により、分賦金の額も変わる。 | 職員配置では、全県での一次統合時、二次統合時での暫定的イメージが示されており、同様の形で記載すべきではないか。また、分賦金の算定等を実施計画で検討することも記載が必要ではないか。 | 須崎市 | 現在の基本計画案は県全域の一元化を目指すものとして作成していますので、今後の議論によって、方面単位での統合が具体的にできてきた場合には、改めて分賦金等についてお示しさせていただきます。 |
| 21 | 第5章 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項 | (1) 新規施設整備等に係る費用の分担 | 専ら特定の市町村が受益する新規施設整備等については、当該市町村がその財産を所有し、取得・改修費用を負担することとなるが、この場合、実際の整備事務等についても市町村が所掌することとなると、消防本部における業務との連続性に支障が出る懸念がある。 | 消防署所の施設整備や、車両の購入（購入計画も含む）などに関し、消防業務の実態に即して円滑に事務が進められるよう、広域連合（消防本部）と市町村との間で実務的な調整が図られるような運営体制を今後検討していきたい。 | 高知市・高知市消防局 | 専ら特定の市町村が受益する新規施設の整備等については、市町村の実務が軽減するように、仕様書の作成等に広域連合が協力し、それを基に市町村が予算計上や契約を行った後、広域連合が無償貸与を受けて、必要な改修を行うことを想定しています。 |
| 22 | 同上 | 同上 | 消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担することと記載されているが、 ①広域連合が購入後に特定の市町村が負担金として負担 ②市町村が予算計上から始まり契約・納品後に無償貸与 ①、②どちらの解釈として受けとればよいか？ 別意見があれば示してほしい。 ②であるならば、市町村の事務負担が大きいのではないか？ 複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担すると記載されているが、購入方法は広域連合が一括して行うと考えて良いか？ ※11/10開催第2回高知県消防広域化基本計画あり方検討会に係る事前説明資料のP.22では、広域連合本部の役割として「車両や装備の購入、修繕」と記載されている。 | | 室戸市・室戸市消防本部 | 同上。 新規施設整備等により取得又は改修する財産を複数の市町村が受益する場合は、広域連合が一括して購入することになると考えています。 |

高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

資料2 令和7年12月24日・25日
高知県消防広域化基本計画あり方検討会 専門部会（第4回）

| | 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え |
|----|----------------------------------|----------------------------|--|--|--------------|---|
| 23 | 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項 | (2) 新規施設整備等に係る資金調達 | 土地、建物など特定の市町村が受益する施設は市町村が費用負担するのを基本としているが、高額な施設改修は地方債や補助金を活用しても市町村によっては財政負担が非常に大きい。資金調達の部分に県の負担についても明記してはどうか。 | 各市町村において起債等により資金を調達することとします。また必要に応じて当該市町村と協議のうえ、県による財政負担を行うこととします。 | 仁淀消防組合消防本部 | (No. 8四万十市への回答と同じ) |
| 24 | 第5章 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項 | (1) 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項 | (1) 負担割合の算定にあたっては、基準財政需要額のみでの割合に準ずるのが適当と考える。（意見） (2) 広域化により、本市は他市への出動が多くなり負担が増すことを懸念している。救急出動割合が採用された場合、分賦金や人員配置等への配慮はなされるか。（質問） (3) 緊防債は今後の継続が不透明であるが、無くなった場合は、県負担で代替え措置されるのか。（質問） | | 南国市・南国市消防本部 | (1) 現在提示している分賦金算定の方向性については、第2回財務部会後に市町村に意見照会を行い、最も多くの市町村に賛同いただいた考え方であり、公平な制度設計であると考えています。 (2) 消防署所の運営に要する経費については、現時点では消防署所の所在市町村でそれぞれ案分することが基本になると考えており、その案分に用いる指標及び割合を今後も検討していく中で、従来の管轄を越えた活動に要する経費の取扱いも検討していく必要があると考えています。 (3) (No. 8四万十市への回答と同じ) |
| 25 | 同上 | 同上 | 分賦金の方向性について、財務部会で3案（試算Ⅰ、試算Ⅱ、試算Ⅲ）が示され、アンケートの結果、試算Ⅲの方向性で進んでいるが、アンケートの結果についてしっかりとした議論もされていないように感じる。（試算Ⅰと試算Ⅲの全体的な賛成は50%と61%であるが、容認できるだけを見ると試算Ⅰは約29%で試算Ⅲは21%となっている。）今一度各案の算出詳細を出して、各市町村でしっかり協議し方向性を決めていく必要があるのでは。（試算Ⅲの考えでは現状とあまり変わらず、今後の広域連合の運用においても統合のメリットがなくなると思われる。） | | 土佐市・土佐市消防本部 | アンケートでは各試算についての受け止めに加えて、「各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないよう努めるべきかどうか」もお聞きしています。 結果では、「そう思う」、「どちらかという」と「そう思う」が33団体、「そう思わない」が1団体となりました。このことも踏まえ、実質的な財政負担の変動が少ない試算Ⅲがほとんどの団体に賛同いただけるものとして基本計画（案）をお示しし、第2回あり方検討会で概ねご了承いただいたものと認識しています。 |
| 26 | 同上 | 同上 | 基本計画に対しての特に意見はありませんが分賦金算定の方向性にもあるように分賦金シミュレーションの金額において、広域連合本部の経費、各方面消防本部の経費、各消防署所の経費の根拠を明確にして頂きたい。 | | 仁淀川町 | 市町村別の内訳資料を提供いたします。 |

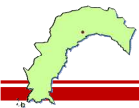
高知県消防広域化基本計画（案）に係るご意見と対応について

| 大項目 | 中項目 | 意見・理由 | 基本計画（案）の修正案 | 市町村 消防本部名 | 県の考え |
|---|---|--|---|---------------------|---|
| 27 第5章 8 新法人運 営に係る分 賦金算定に 関する基本 的事項 | (1) 新法人 運営に係る 分賦金算定 に関する基 本的事項 | 【分賦金算定の方向性】 ウ 消防署所の運営に要する経費（人件費、装備品を含む経常的経費、消防署所の改修を含む投資的経費）については、消防署所の所在市町村で案分となっているが、直近指令やゼロ隊運用に伴い、消防署の管轄地域はこれまでの市町村を越えて運用されることから、消防需要の増える署と減る署が出てくるのが想定される。 管轄の壁がなくなることで、市町村を越えて出動範囲が広がる署所、または狭くなる署所が出てくる。この場合の署所の経費について、出動範囲に新たな市町村が増える場合は所在市町村も増えると考えてよいのか。 | 消防署所の運営に要する経費（人件費、装備品を含む経常的経費、消防署所の改修を含む投資的経費）については、消防署所の管轄を新たに定め所在市町村で案分 | 四万十町 | (No. 24南国市・南国市消防本部への回答（2）と同じ） |
| 28 第5章 10 消防団事 務・消防水 利の受託等 に関する基 本的事項 | | 市町村が広域連合に消防団事務を委託した場合の分賦金はどのように算出されるのか。また、どの部分に支出されるのか。消防署所において業務の処理にあたりとあるが、受託を受けた署所においては、その業務分の人員の増員はあるのか。受託を受けている署所と受けない署所との業務量の違いをどのように調整する予定なのか。 | | 土佐市・ 土佐市消 防本部 | 現在消防職員が実施している消防団事務を、広域化後も広域連合に委託して消防職員が継続して消防団事務を実施する場合、現状の業務量と大きな違いは出ないと見込んでいます。 また、分賦金については、第5章8（1）【分賦金算定の方向性】エのとおり受益する市町村の分賦金として算定することを想定しています。 さらに詳細な算定方法や業務量などについては、各市町村の検討に依頼している広域化後の消防団事務の実施主体のあり方を踏まえて、実施計画の策定過程で検討していく必要があると考えています。 |
| 29 第5章 13 新たな消 防指令シス テム及びデ ジタル無線 整備に関す る基本的事 項 | (1) 消防指 令センター 及びデジタ ル無線設備 の仕様に關 する基本方 針 | 【既存の無線施設や無線設備を最大限活用して基地局の最適化等を行った上で、県全域での通信が可能となるよう】の部分で県内の不感地帯の調査を実施し見えてきたことで今後の不感地帯エリアを無くす努力と、災害時における基地局への代替え燃料となる設備の追加なども考えていく必要があると考える。高幡消防組合に不感地帯が数ヶ所存在している。 | | 高幡消防 組合消防 本部 | デジタル無線の不感地帯を解消するためには、新たな基地局の設置など、億単位の多額の投資が必要となります。 不感地帯の解消には市町村の財政負担を伴うことから、その必要性や代替手法などについて、実施計画を策定する過程で検討してはどうかと考えています。 |
| 30 第6章 2 市町村の 防災・国民 保護担当部 局との連携 | | 市町村災害対策本部へ消防職員（幹部職員）をリエゾン・情報連絡員として派遣とあるが、派遣職員については現在市が計画している職員（消防長）クラスの職員が派遣となるのか。災害本部を立ち上げた際、今までどおりの運用ができると考えてよろしいでしょうか。 | | 土佐市・ 土佐市消 防本部 | 市町村の災害対策本部への職員派遣については、これまでの災害時における各市町村の実態を踏まえて、連携が確保できる方策を地域の実情に応じて検討してはどうかと考えています。 このため、基本計画案の「各消防署所の幹部職員の派遣」を「各消防署所の職員の派遣」に修正します。 |



高知県消防広域化基本計画（案）に対する意見照会でのご意見等を踏まえ、一部内容を修正しました。
主な修正点は以下のとおりです。

| 基本計画 修正箇所 | 修正前 | 修正後 |
|---------------------------------------|---|---|
| 第3章2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次 | 令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始することとします。 | 令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始し、令和9年12月に実施計画を策定することを目指します。 |
| (P22-25行、29行、 図中) ※ページ数は<資料5>参照 | あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、（中略）令和11年度からの一斉統合を目指します。 | あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、遅くとも令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、（中略）令和11年度からの一斉統合を目指します。 |
| | 当面の最終目標 ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。 ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合も含めて検討・協議を進める。 上表-令和8年 消防広域化推進協議会（任意協議会）の設置 下表-令和9年 広域連合高知県消防局設置の議決（全市町村・県） 広域連合高知県消防局(仮称)設置準備 下表-令和10年 広域連合高知県消防局(仮称)発足 | 令和8年度の検討開始に当たっての前提条件 ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。 ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。 ◎ 消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置する。 上表-令和8年 消防広域化に関する実務協議会（任意協議会）設置 下表-令和9年 広域連合の設置の議決(全市町村・県) 広域連合の設置準備 下表-令和10年 広域連合の設置(全市町村・県) |



I 高知県消防広域化基本計画の位置付け

- 平成20年に策定した「高知県消防広域化推進計画」を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる「推進計画」として県が策定。
- 消防広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の15消防本部が共通認識をもって計画的に取り組むための基本的な方針を定める。
- 今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（法第34条第1項に掲げる「運営計画」）の骨格案であり、**県全域で常備消防組織の一元化を目指す。**



II 基本計画（案）の構成と主なポイント

- 構成は、法令の他、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での検討経過を踏まえ、次のとおりとする。

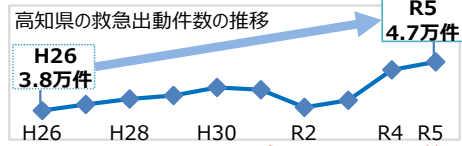
| 構成（案） | 主なポイント |
|-----------------------------|---|
| 第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防広域化の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に先駆けて人口減少が進む中、中山間地域の小規模消防本部では人材確保が著しく困難な状況。 ・ 「スマート・シュリンク(賢い縮小)」の考え方にに基づき、消防署所の統廃合を行うのではなく、消防本部の管理機能を統合し、生まれた余力を現場の消防力に再配分する。 |
| 第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本県における消防の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少下においても、高齢化に伴う救急出動や、南海トラフ地震対応といった消防需要は増加。 ・ 全国的に見ても小規模消防本部が多く、指令システムの共同化等による全県的な消防体制の強化が必要。 ・ 中山間地域の小規模消防本部では、既に人材確保に困難をきたしている。 |
| 第3章 広域化対象市町村の組み合わせ | <ul style="list-style-type: none"> 県一での広域化が統合メリットを最も大きくすることができ、県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠。 ✓ 消防広域化重点地域 ・ 全市町村 ✓ 広域化の方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置し、段階的な移行も含め、県一での広域化を実現。 ✓ 新体制への移行スケジュール ・ R10年度に広域連合設置、R16年度に指令業務の共同化を開始。 |
| 第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の策定に向けて、市町村や消防本部等との協議に積極的に関与し、必要な情報提供や調整等を行う。 ・ 県の消防事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、職員を派遣して運営に主体的に関与していく。 |
| 第5章 広域化後の消防の円滑な運営 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域化後の円滑な運営 ・ 実施計画の骨格案として記載。 ※詳細は後述 |
| 第6章 防災関係機関との連携の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防団や市町村との連携 ・ 広域化後も消防団や市町村防災部局との連携を維持し、必要な取組を推進。 |
| 第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会の関係 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村長及び市町村議会の意見の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合議会や管理者会議等の場を通じて、市町村長や市町村議会の意見を広域連合の運営に反映。 |

Ⅲ 現状の課題と消防広域化によるメリット

メリット 1 住民サービスの向上

課題 救急出動件数の増加、現場到着までの時間の延伸等

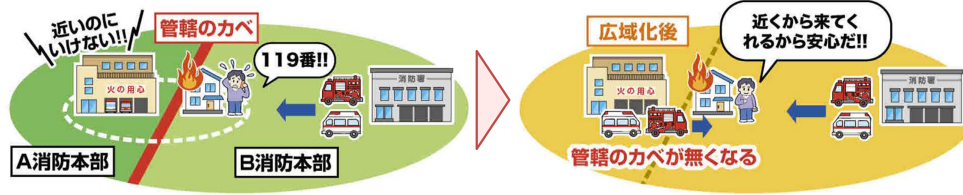
・人口減少下でも救急出動件数は **10年間で20%以上増加**



・現場到着時間は **10年間で+1.2分**

(1) 初動対応車両の充実、救急車・消防車の到着時間短縮

・現在の消防本部の「管轄のカベ」が無くなることで、初動対応の出動車両の充実や、現場に最も近い消防署からの救急車・消防車の出動が可能となる。



(2) デジタル化による業務効率化や住民の利便性向上

・ハイスペックドローンの導入等のデジタル技術を活用した消防サービスの高度化や業務効率化を図る。
 ・各種許可可・届出の電子申請化等による利便性向上を図る。

【期待される効果】 ※消防防災科学センターのシミュレーション

- ・23市町村で到着時間が短縮
- ・救急車の到着時間は、最大31.3分短縮

メリット 2 消防力の強化

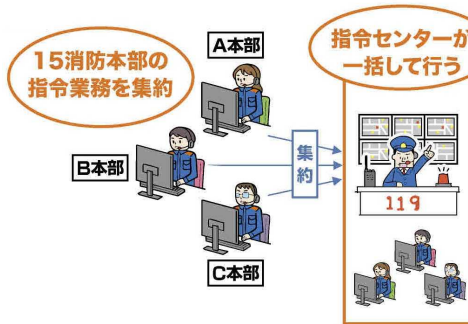
課題 高知県は消防本部数が多く、余りに小規模

・小規模消防本部の管理部門に多くの職員が従事

| 区分 | 全国 | 高知県 |
|----------|----------|-------|
| 消防本部数 | 720 | 15 |
| 総人口 | 12,489万人 | 65万人 |
| 1本部当たり人口 | 17.3万人 | 4.3万人 |
| 消防署数 | 1,716 | 20 |
| 1本部当たり署数 | 2.4署 | 1.3署 |

(1) 指令センターの共同運用による現場力強化やコスト節減

・指令センターを整備し、指令業務を一括して行うことで、出動時間短縮や、指令要員を半減させて消防署所に再配置し、現場力を強化。
 ・指令システムやデジタル無線を共同整備することで、各消防本部が個別に整備する場合よりも整備・運用コストを節減。



【期待される効果】 ※現段階の試算

- ・現場業務への再配置 50人役程度
 - ・コスト節減効果 ▲46億円
- ※デジタル無線の整備を含む10年間の節減効果

(2) 高度な部隊の創設や救急隊の増強

・指令業務の共同運用により生じる余力により、例えば、特別高度救助隊といった高度な部隊の創設や、救急隊の増強を行い、消防力を強化。

(3) 南海トラフ地震などの大規模災害時における統一指揮体制

・県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を実施。
 ・緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指す。

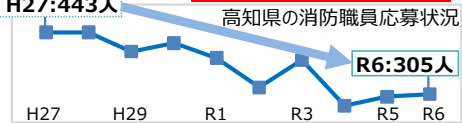
(4) 装備や車両等の計画的な整備

・装備等は、消防署所間での重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備。

メリット 3 人材の確保

課題 中山間地域の消防本部での人材確保が困難

・消防職員の応募者数は、**10年間で約30%減**



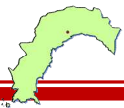
(1) 広域的・計画的な職員配置、地域に根ざした人材の確保

・県域全体で新規職員を一括採用することで、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化。
 ・地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討。



(2) 安心して働ける職場環境づくり

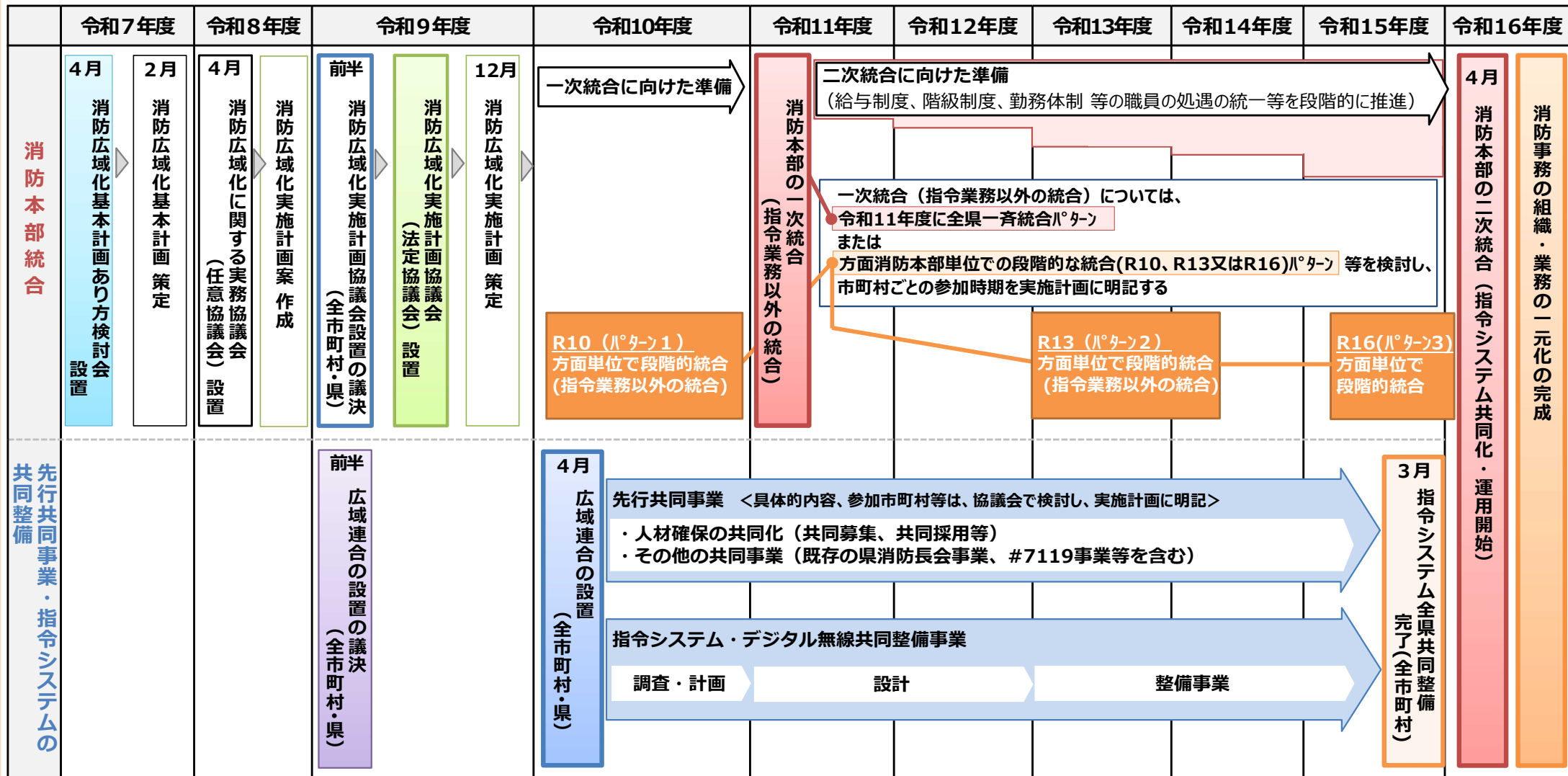
・コンプライアンス推進室（仮称）を設置して、パワハラ防止や安心して働ける環境づくりに取り組む。
 ・魅力的な職場となることで担い手を確保し、離職防止や定着促進につなげる。



IV 消防広域化の進め方

令和8年度の検討開始に当たっての前提条件

- ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。
- ◎ 消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置する。

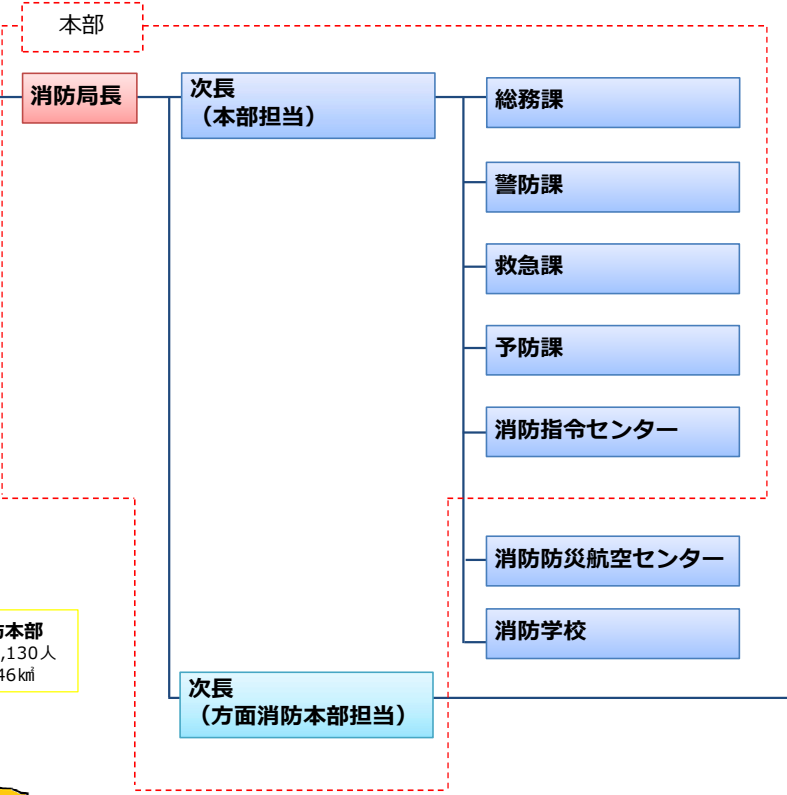
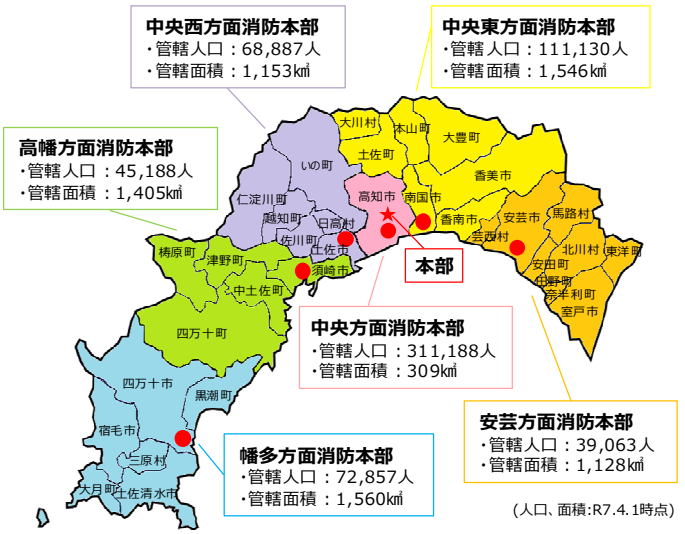
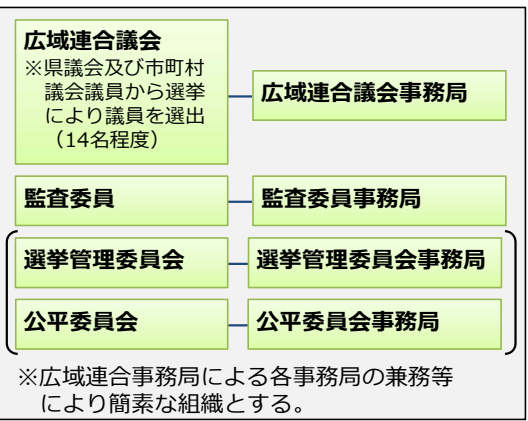
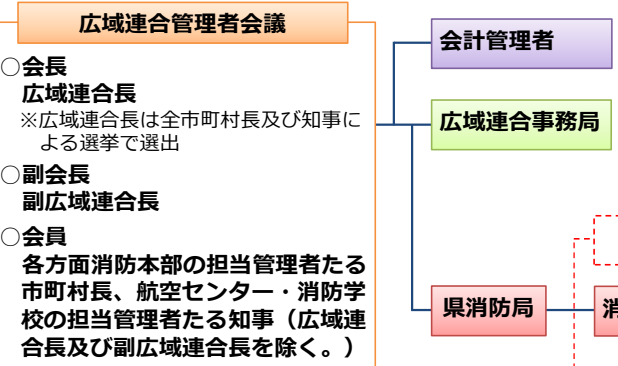




高知県消防広域化基本計画（案）別添 『組織図（案）』

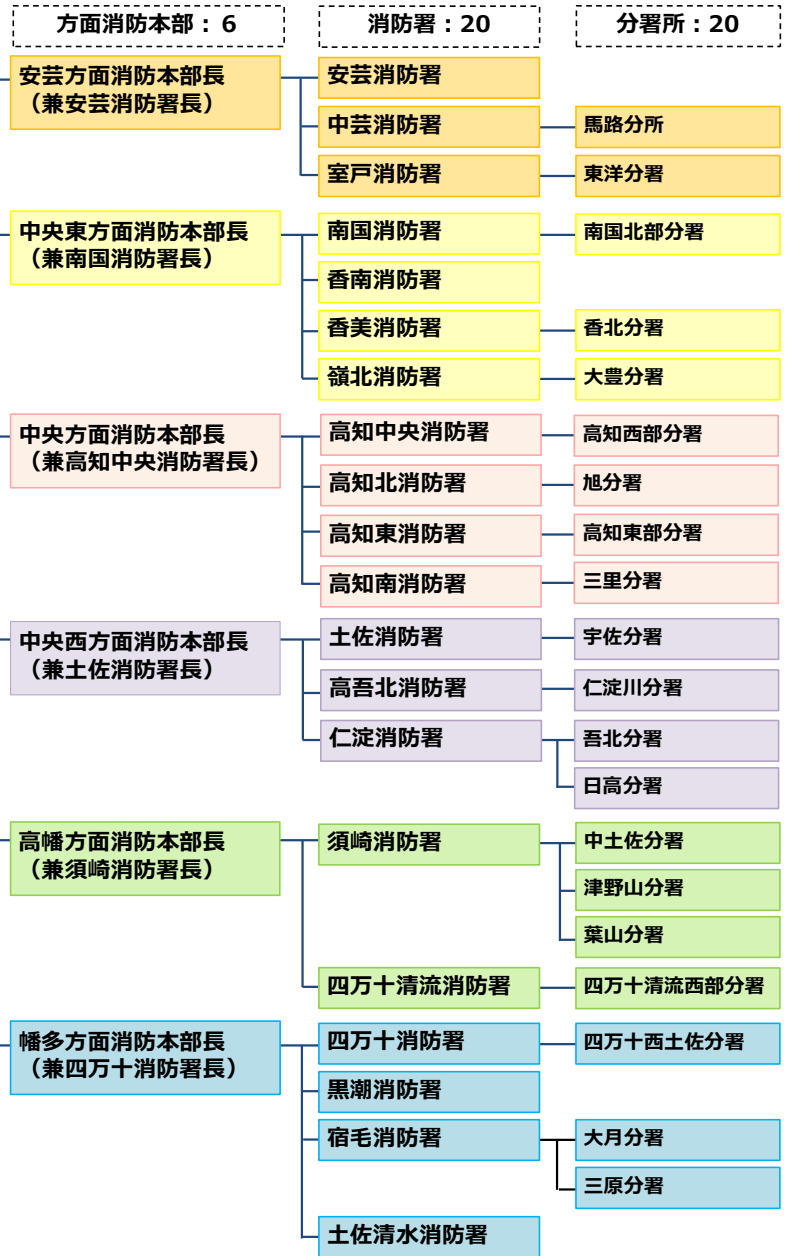
高知県消防広域連合 組織図（案）

※名称は全て仮称



方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部ごとに設置）

- 会長（方面消防本部の担当管理者たる市町村長）
※管轄内市町村の長から選出する。
- 委員（管轄内各市町村の長）
※中央方面消防本部にあっては、高知市長が指名する同市職員若干名





高知県消防広域化基本計画（案）別添 『県内消防本部の現況』

| 消防本部名 | 構成市町村名 | 管内人口 (R7.4.1) | 管内面積 (R7.4.1) | 消防職員 | | | | | 消防財政 | | | | | 消防需要（令和5年） | | | 消防指令システム | | 消防団（令和7年度） | | |
|-----------------|-----------------------|------------------|-------------------------|---------------------|----------------|----------------------------------|-----------------|--|--------------------------------|--|------------|--------|--------|------------|---------|-----------------|-----------------|--------|------------|--------------------|--|
| | | | | 指針による算定数 (令和4年度) | 実員数 (令和4年度) | 消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数 (令和7年度) | 勤務体制 (令和7年度) | 給与水準 (高知市消防局を100としたときの指数) (令和5年4月1日時点) | 消防費基準財政需要額 (百万円) (令和7年度) | 決算統計に係る経費（経常的経費） (百万円) (令和5、6年度決算額の平均) | | | 火災出動件数 | 救助出動件数 | 救急出動件数 | システム整備年度 | システム更新予定年度※個別整備 | 条例定数 | 消防団員数 | 消防団事務 | |
| | | | | | | | | | | うち常備消防費 (経常的経費) | うち一般財源等充当額 | | | | | | | | | | |
| 高知市消防局 | 高知市 | 311,188人 | 309.00km ² | 532人 | 395人 | 411人 | 3部制 | 100.0 | 3,719 | 3,789 | 3,636 | 3,472 | 92件 | 82件 | 21,052件 | 2023年度 (R05) | 2033年度 (R15) | 900人 | 699人 | 消防本部 | |
| 室戸市消防本部 | 室戸市、東洋町 | 12,011人 | 322.24km ² | 73人 | 51人 | 44人 | 2部制 | 92.4 | 413 | 612 | 556 | 431 | 14件 | 6件 | 1,340件 | 2014年度 (H26) | 2027年度 (R9) | 409人 | 356人 | 室戸市：消防本部 東洋町：役場 | |
| 安芸市消防本部 | 安芸市、芸西村 | 18,301人 | 356.76km ² | 50人 | 37人 | 55人 | 2部制 | 90.2 | 507 | 424 | 370 | 318 | 7件 | 22件 | 1,500件 | 2025年度 (R07) | 2036年度 (R18) | 372人 | 311人 | 安芸市：消防本部 芸西村：役場 | |
| 南国市消防本部 | 南国市 | 45,321人 | 125.30km ² | 104人 | 70人 | 74人 | 3部制 | 94.1 | 677 | 664 | 603 | 567 | 25件 | 17件 | 3,153件 | 2024年度 (R06) | 2035年度 (R17) | 350人 | 334人 | 消防本部 | |
| 土佐市消防本部 | 土佐市 | 24,524人 | 91.50km ² | 76人 | 49人 | 48人 | 2部制 | 92.8 | 443 | 460 | 423 | 402 | 10件 | 10件 | 1,678件 | 2023年度 (R05) | 2033年度 (R15) | 331人 | 322人 | 消防本部 | |
| 土佐清水市消防本部 | 土佐清水市 | 10,795人 | 265.42km ² | 76人 | 37人 | 36人 | 3部制 | 92.2 | 328 | 317 | 283 | 282 | 3件 | 8件 | 998件 | 2014年度 (H26) | 2026年度 (R08) | 425人 | 346人 | 消防本部 | |
| 香南市消防本部 | 香南市 | 31,477人 | 126.46km ² | 71人 | 49人 | 73人 | 3部制 | 95.3 | 662 | 468 | 407 | 397 | 23件 | 14件 | 2,014件 | 2025年度 (R07) | 未定 | 315人 | 234人 | 消防本部 | |
| 香美市消防本部 | 香美市 | 24,961人 | 537.86km ² | 102人 | 57人 | 63人 | 3部制 | 92.4 | 576 | 589 | 526 | 515 | 14件 | 21件 | 1,943件 | 2015年度 (H27) | 2026年度 (R08) | 400人 | 295人 | 消防本部 | |
| 高吾北広域町村事務組合消防本部 | 仁淀川町、佐川町、越知町 | 20,066人 | 545.75km ² | 87人 | 50人 | 76人 | 2部制 | 89.7 | 702 | 533 | 396 | 396 | 11件 | 24件 | 1,588件 | 2015年度 (H27) | 未定 | 633人 | 540人 | 役場 | |
| 高幡消防組合消防本部 | 須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町 | 45,188人 | 1,404.99km ² | 295人 | 141人 | 149人 | 2部制 | 92.3 | 1,375 | 1,505 | 1,317 | 1,296 | 24件 | 43件 | 3,632件 | 2014年度 (H26) | 2027年度 (R09) | 1,227人 | 1,087人 | 消防本部 | |
| 仁淀消防組合消防本部 | いの町、日高村 | 24,297人 | 515.82km ² | 93人 | 59人 | 68人 | 2部制 | 95.5 | 626 | 565 | 496 | 470 | 13件 | 22件 | 1,697件 | 2023年度 (R05) | 2033年度 (R15) | 553人 | 422人 | いの町：消防本部 日高村：役場 | |
| 幡多中央消防組合消防本部 | 四万十市、黒潮町 | 39,573人 | 820.78km ² | 139人 | 80人 | 102人 | 2部制 | 94.3 | 935 | 913 | 781 | 781 | 19件 | 20件 | 2,743件 | 2013年度 (H25) | 2026年度 (R08) | 886人 | 813人 | 消防本部 | |
| 幡多西部消防組合消防本部 | 宿毛市、大月町、三原村 | 22,489人 | 474.24km ² | 117人 | 63人 | 69人 | 2部制 | 92.6 | 639 | 614 | 532 | 526 | 15件 | 14件 | 1,735件 | なし | - | 708人 | 655人 | 消防本部 | |
| 嶺北広域行政事務組合消防本部 | 本山町、大豊町、土佐町、大川村 | 9,371人 | 756.68km ² | 58人 | 38人 | 57人 | 2部制 | 92.3 | 536 | 413 | 298 | 296 | 9件 | 23件 | 919件 | なし | - | 740人 | 585人 | 役場 | |
| 中芸広域連合消防本部 | 奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村 | 8,751人 | 449.47km ² | 56人 | 40人 | 46人 | 2部制 | 91.9 | 433 | 428 | 359 | 358 | 7件 | 7件 | 830件 | 2015年度 (H27) | 2028年度 (R10) | 241人 | 191人 | 消防本部 | |
| 計 | | 648,313人 | 7,102.27km ² | 1,929人 | 1,216人 | 1,371人 | | | 12,571 | 12,294 | 10,983 | 10,507 | 286件 | 333件 | 46,822件 | | | 8,490人 | 7,190人 | 本部：24団体 役場：10団体 | |

※人員充足率:63.0%

※構成市町村の合計額

IV 広域化後の消防の円滑な運営に関する事項（第5章）

1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所

- 組織形態 広域連合
- 名称 高知県消防広域連合（消防本部：高知広域消防局）
- 設置場所 高知市に設置
※広域連合事務局及び消防局の事務所は、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討

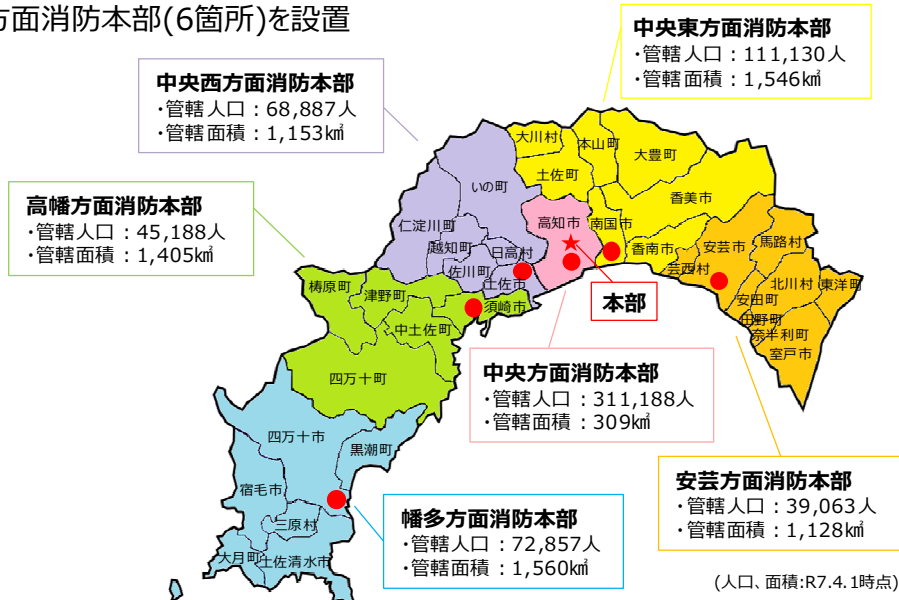
(2) 主たる意思決定機構

円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築

- 執行機関 広域連合長(1名)、副広域連合長(1名)、担当管理者(7名)、消防局長(1名)
※広域連合長は市町村長、副広域連合長は広域連合長が任命、担当管理者は方面消防本部の市町村長6名+知事から選出を想定
- 議決機関 広域連合議会(14名程度)
- 審議機関等 広域連合管理者会議（正副広域連合長、担当管理者で構成）
方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部の市町村長）

(3) 方面消防本部の設置

消防署所(県内40箇所)と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、方面消防本部(6箇所)を設置



(4) 新法人の所掌事務の範囲

- 市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）
※消防団、消防水利施設の設置・維持管理の事務を受託可能
- 県の消防事務（消防防災航空センター・消防学校）

(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

| 年度 | スケジュール |
|------|--|
| R7 | ・基本計画策定 |
| R8 | ・任意協議会設置・開催 |
| R9 | ・広域連合・法定協議会設置の合意（市町村・県議会での議決） ・実施計画策定 |
| R10 | ・広域連合発足（先行共同事業、消防指令システム等の再整備事業開始） ・消防本部機能の統合に向けた実施計画改定、連合規約改正 |
| R10～ | ・消防本部の全県一斉での一次統合（※1）（R11） 又は方面消防本部単位の段階的な統合（R10、13、16） |
| R16 | ・消防本部の二次統合（※2）（消防指令システム共同化・運用開始） |

(※1) 通信指令業務を除く消防本部機能の統合

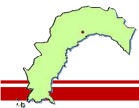
(※2) 通信指令業務を含む全ての消防本部機能の統合

(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性和狙い

広域化により、効率的で高度な消防体制が構築され、地域事情に対応しつつ持続可能な組織運営が実現するとともに、現場活動の強化や職場環境の改善を通じ、住民サービスの向上が図られる。

＜主なポイント＞

- ① 高知県は人口当たりの消防本部数が多く、余りに小規模
- ② 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編し、本部機能は広域連合本部に集約
- ③ 消防本部機能は原則として広域連合本部に集約し、専門化・高度化
- ④ 特に指令業務は広域連合本部への集約により大幅にスリム化し、余力を生かした消防署所の現場力強化
- ⑤ 中山間地域の小規模消防本部における人材確保強化



2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

(1) 新組織の構成

広域化後においては、本部と現場業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、県内の消防行政の管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場力強化を目指す。

| 組織名 | 基本的な役割と広域化の意義 |
|--------|---|
| 広域連合本部 | ○現行15本部の本部機能を集約し、消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等 |
| 方面消防本部 | ○広域連合本部と消防署所間の連絡調整、消防署所の支援 ○管理運営協議会を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化 |
| 消防署所 | ○消防サービスや災害への対応など住民に最も身近な現場活動 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整 |

(2) 職員配置

○全県での一次統合時

現行15消防本部の管理・総務部門などの本部機能（通信指令業務を除く）を広域連合本部に統合し、人員を再配置。

○二次統合時（令和16年度～）

通信指令業務を統合することで、余力を生み出し、これを現場業務に振り向け、警防・救急・予防など現場力の強化を図る。

(3) 人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

消防力の整備指針に基づく人員充足率の改善、三交替制勤務や欠員補充への対応について、消防指令システムの共同化等による費用節減効果の見直しも精査しつつ、取組方針を検討。

人員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

一次統合

- ・広域連合本部の新設 40名強程度（管理、総務、警防、予防等）
- ・方面消防本部の新設 85名程度（6方面消防本部）
- ※現行本部機能を集約し人員を確保。署所の現場業務の人員は現行を維持

二次統合

- ・指令センター設置（指令業務の統合） 47名程度
- ※統合により、消防署所で53人役(※1)分の現場力強化に充当。
- (※1)防災行政無線等の業務が含まれる場合や兼務の状況が異なる場合があるため、今後、運用等について検討が必要

3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

(1) 人事制度・運用

任用について、広域化前に勤務していた職員は、一旦退職手続きを行い、広域連合において新たに採用。勤務継続年数は広域連合に引き継ぐ。職名及び階級については、高知市の現行制度をベースとして統一。

(2) 新規採用職員の採用・配置等

採用は、人材確保や計画的な配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施。また、地域の人材確保のため、「地域枠」を設定することを検討。

(3) 既存職員の人事異動

広域化後、一部の職員は、広域連合本部等への人事異動の増加が見込まれるが、大多数は、引き続き管轄区域内での異動が中心。異動は、職員の希望及び所属側の意向を踏まえて検討。

広域異動の試算

広域異動の対象ポストは、現時点で、全県での一次統合時で15名程度、二次統合時(R16～)で18名程度、合計33名程度(全体の約3%)を想定。

4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

一次統合時には、職員の処遇について必要最小限の統一を図り、当面は「多様性尊重」に軸足を置く。その後、消防指令システム統一などにより財源確保の目処を立て、残る均一化の課題を解決することを想定。

(2) 給与等の勤務条件

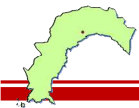
給与や勤務条件は、高知市消防局の現行制度をベースに統一する方向で検討。

(3) 給料表の取扱い

新規採用職員には、高知市に準拠した給料表と格付基準を適用。新規採用職員の初任給引き上げに伴い、若年職員との逆転を防ぐための調整実施。既存職員は、移行前の給与月額を下回らないよう、広域化後の新給料表に格付け。

(4) 諸手当・福利厚生

諸手当や福利厚生も高知市をベースに統一する方向で検討。退職手当は広域化前後での在職期間を通算し、不利益が生じないよう配慮。



5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

歳入は以下の内容を基本とする。

- ・県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源

歳出は以下の内容を基本とする。

- ・構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額
- ・消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要な経常経費
- ・新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）
- ・なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととする。

【令和 6 年度決算額等による新組織の財政規模に関する暫定的試算】

- ①新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費
 - ・構成市町村における常備消防に係る経費(令和 5～6 年度平均値)：169.8 億円
 - ・消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費：7.5 億円
 - ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）：2.3 億円
- ②新組織の立ち上げ時に必要となる経費(ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等):6.8 億円
- ③新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）：176.6 億円

(2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用。

6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する消耗品等は、広域連合が所有。

(2) 不動産及び償却資産

市町村所有

- ・広域化後も専ら当該市町村が受益するもの(消防署所の土地、建物等)は、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は当該市町村に存置。
- ・広域化後に複数の市町村が受益するものは、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担。

一部事務組合所有

- ・消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務は、構成市町村で分割所有するか、広域連合に無償譲渡し当該組合構成市町村の分賦金として負担するか、を選択可。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得する財産が、専ら特定の市町村が受益するもの(消防署所の建物、車両等)である場合は、当該市町村が所有し、費用を負担。
 複数の市町村が受益するものである場合は、広域連合が所有し、費用は、受益市町村が分賦金として負担。

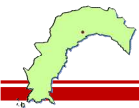
(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用は、各市町村において起債等により資金を調達。複数の市町村が負担する場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

- ・消防署所の運営に要する経費は、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域で選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本。
- ・広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請。
- ・今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。

【分賦金算定の方向性】広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討。



9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後においては、本部と現場業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、県内の消防行政の管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場力強化を目指す。

| 組織名 | 基本的な役割と広域化の意義 |
|--------|---|
| 広域連合本部 | ○現行15本部の本部機能を集約し、消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等 |
| 方面消防本部 | ○広域連合本部と消防署所との連絡調整 ○応援職員の派遣など消防署所を支援 ○管理運営協議会を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化 |
| 消防署所 | ○消防サービスや災害への対応など住民に最も身近な現場活動 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整 |

10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たる。

受託する事務の範囲については、市町村の意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村の対応方針を実施計画において定める。

| 主な消防団事務等 | 標準形（案） |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令 | 各市町村において実施 |
| 2 団員報酬規程の決定・支給 | 各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出 |
| 3 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給 | 各市町村予算に計上して支出、受給 |
| 4 消防水利の設置、維持管理 | 各市町村において実施 |

11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

(1) 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化後も、地域の消防署所において、この連携を維持。

| 連携の例 | 広域化に伴う対応 |
|-------------|-------------------------|
| 定例的な連絡会議の開催 | 本部→署所 (高知市に限り方面消防本部) |
| 合同訓練等の実施 | |
| 連絡通信手段の確保 | デジタル技術の活用により高度化 |

(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村と緊密な連携を図っており、広域化後も、地域の消防署所において、この連携を維持。

| 連携の例 | 広域化に伴う対応 |
|---------------------|-------------------------|
| 協議会や定例的な連絡会議の開催 | 本部→署所 (高知市に限り方面消防本部) |
| 構成市町村の災害対策本部への職員派遣等 | |
| 市町村との情報通信手段の充実 | デジタル技術の活用により高度化 |

12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

(1) 出動体制・部隊運用の改善

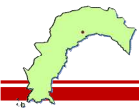
消防指令システムを共同化し、現場に最も近い消防署所から部隊を出動させる「直近指令」や、署所での対応が不可となった場合に他の署所から部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」の導入により、迅速な出動体制の実現を目指す。

大規模災害時、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うなど、迅速な災害対応の実現を目指す。

(2) 各部門における消防サービスの充実・高度化

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、消防サービスの充実・高度化につながる施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現。

- (例) ①コンプライアンス推進室(仮称)の設置 ②デジタル化推進室(仮称)の設置
③効率的な部隊運用(中継搬送の活用) ④直近指令・ゼロ隊運用
⑤迅速かつ高度な救助活動の実現 ⑥人員再配置による現場体制の強化



13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項

(1) 消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針

通信指令業務を集約化するため、消防指令システムを備える消防指令センターをR15年度末を目途に整備し、県全域の119番通報へ対応。
また、既存の無線施設等を活用し、消防救急デジタル無線を併せて整備。

(2) 整備スケジュールと現行システムからの移行計画、スペースの確保

R15年度末目処に整備するまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、R15年度末までに現行システムの更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行う。
また、消防指令センターの設置場所は、広域連合本部の事務室と同一施設内で整備する方向で検討。

(3) コスト削減効果の試算

暫定的試算では、各消防本部が個別で整備する場合と比較して、県一で共同整備する場合は大きな節減効果（△46.4億円）が見込まれる。
※具体的な試算は以下のとおり

14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

(1) 業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討。
この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入も併せて検討。

(2) 最新デジタル技術の活用

ハイスペックドローンやAVM(車両動態管理システム)など、最新技術を活用して消防業務の高度化と効率化を図る。広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設置し、デジタル化に関する企画立案及び進行管理を強化。

消防指令システム及びデジタル無線の整備費の比較

<10年間の費用総額の比較 ※整備から10年程度で必要な経費を想定>

| 区分 | 各消防本部が個別整備 (A) | 県一で共同整備 (B) | 節減効果 (B) - (A) |
|--------|----------------|-------------|----------------|
| デジタル無線 | 114.6億円 | 98.8億円 | △15.8億円 |
| 指令システム | 70.7億円 | 73.2億円 | 2.5億円 |
| 合計 | 185.3億円 | 172.0億円 | △13.3億円 |

国の財政措置を活用



<左に国の財政措置を反映した実質的な負担額>

| 区分 | 各消防本部が個別整備 (A) ※1 | 県一で共同整備 (B) ※2 | 節減効果 (B) - (A) |
|--------|-------------------|----------------|----------------|
| デジタル無線 | 70.2億円 | 35.9億円 | △34.3億円 |
| 指令システム | 54.2億円 | 42.1億円 | △12.1億円 |
| 合計 | 124.4億円 | 78.0億円 | △46.4億円 |

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算
※2 緊急防災・減災事業債充当で試算

高知県消防広域化基本計画 (案)

令和8年●月策定

高 知 県



高知県イメージキャラクター
くろしおくん

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方 | 2 |
| 1 消防広域化の必要性 | |
| 2 国の取組 | |
| 3 県の取組と考え方 | |
| 第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し | 9 |
| 1 市町村の消防の現状 | |
| 2 市町村の消防の将来見通し | |
| 第3章 広域化対象市町村の組み合わせ | 19 |
| 1 基本的な考え方 | |
| 2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次 | |
| 第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割 | 24 |
| 1 基本的な考え方 | |
| 第5章 広域化後の消防の円滑な運営 | 26 |
| 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項 | |
| 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項 | |
| 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項 | |
| 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項 | |
| 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項 | |
| 6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項 | |
| 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項 | |
| 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項 | |
| 9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項 | |
| 10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項 | |
| 11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項 | |
| 12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項 | |
| 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項 | |
| 14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項 | |
| 第6章 防災関係機関との連携の確保 | 53 |
| 1 消防団との連携 | |
| 2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携 | |
| 第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会との関係 | 55 |
| 1 市町村長との関係 | |
| 2 市町村議会との関係 | |

はじめに

本県の消防広域化については、県内に15の消防本部があり、高知市以外の14消防本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部であり、消防・救急・救助などの各分野で課題を抱えている状況や、人口減少が進み、消防財政に与える影響などを考え合わせて、将来にわたり維持できるような消防体制にしていくために、平成19年4月に「高知県消防広域化推進検討委員会」を設置して議論を重ねた上で、平成20年3月に「高知県消防広域化推進計画」を策定しました。

しかしながら、それから約16年の間は、具体的な取組に確たる進展は見られませんでした。

その時の計画における本県の人口減少の推計を見ると、当時の直近の国勢調査が行われた平成17年は約80万人いた人口が、平成37年（令和7年）には約74万人に減少する、つまり約6万人の減少という前提でしたが、実際には、現在の令和7年までの間に約15万人も減少し、当時の推計よりも遙かに早い約2.5倍のスピードで人口減少が進行している状況となりました。

こうした人口減少の状況を踏まえて、県内の消防力を維持するためには消防広域化の議論が必要と考えた消防長会の発案により、令和5年11月からその年度末にかけて、県と全ての消防本部の長による「高知県消防広域化検討会」を計3回開催し、その結果、将来にわたり必要な消防力を確保していくためには常備消防組織を一本化することが必要だという方向性について、県と全ての消防本部の長がおおむね共通の理解に達しました。

これを受けて、県では、県内の市町村や消防本部とともに、消防広域化の議論を展開していくため、消防広域化の趣旨や新たな組織の骨格、新体制への移行スケジュールについて、県として最も望ましいと考える試案として「高知県消防広域化基本構想」を令和7年3月に策定しました。

その後、令和7年4月に、有識者や県内全ての市町村長、消防本部の長、知事による「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を設置し、基本構想を基に議論を開始しました。

また、5月からは、総務、財務、消防業務、通信・システムの4つの専門部会を設けてテーマごとの議論も始め、実務担当課長とのワーキンググループでも協議を重ねてまいりました。

このような会での議論を経て、消防組織法上で、県が定めるよう努めなければならないとされている「推進計画」に相当する「高知県消防広域化基本計画（案）」を取りまとめました。

今後は、この基本計画を基に、県民の皆さんをはじめ、市町村や県の議会のご理解を得ながら、次のステップに進むことを目指して、消防広域化を着実に進めてまいりたいと考えています。

令和8年 月

第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方

消防は、住民の生命、身体、財産を守るために、火災に対する消火活動、急病等に対する救急活動、交通事故等からの救助活動、火災等を未然に防ぐための予防活動、さらには台風や地震等の自然災害に対する活動など、あらゆる災害から住民生活の安全を確保することを目的とし、市町村は当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有しています。

また、本県では全国に先駆けて人口減少が進行しており、特に郡部・中山間地域の小規模消防本部では、人材確保が著しく困難な状況となっており、このままで消防力を確保できるのかという大きな危機感から、将来にわたって消防力を確保していくための抜本的な取組が求められています。

加えて、切迫度が年々高まっている南海トラフ地震による甚大な被害への備えに加え、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、高齢化に伴う救急需要の増加への対応も急務となっており、消防に対する県民の期待は一層高まっています。

このような本県の状況下では、人口減少によって効率が低下した地域の出張所等を単に切り捨てるような従来型の「シュリンク（縮小）」ではなく、新たな発想で消防の現場力を確保していく取組が必要です。

このため県では、「スマート・シュリンク（賢い縮小）」の考え方に基づき、現場機能を担う消防署所の統廃合を行うのではなく、県内15箇所に分立している消防本部の管理機能を一つに統合することによって、生まれた余力を現場の消防力に再配分するといった改革を行う消防広域化に活路を見出すべきと判断しました。

この「スマート・シュリンク」の理念は、単なる組織再編ではなく、限られた人材と財源を生かし、県全体で持続可能な消防体制を確立しようとするものです。

現場力を減らすのではなく、管理機能を集約して現場を守るという発想の転換であり、人口減少社会における新たな公共サービスのモデルとなることを目指しています。

さらに、広域化により職員任用を行う組織の規模が拡大することで、若者に魅力ある職場環境を提供でき、優秀な人材の確保やキャリア形成の機会を拡充できるようになります。

こうした取組を通じ、本県全域において将来にわたり安定的な消防力の維持が可能となり、県民生活の安全・安心につなげることができます。

【参考：消防広域化の定義】

消防広域化は、消防組織法第31条において「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされています。

1 消防広域化の必要性

(1) 県内消防本部の状況

本県には15の消防本部（単独8、一部事務組合6、広域連合1）が設置されており、このうち高知市消防局を除く14本部は、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部と位置付けられています。

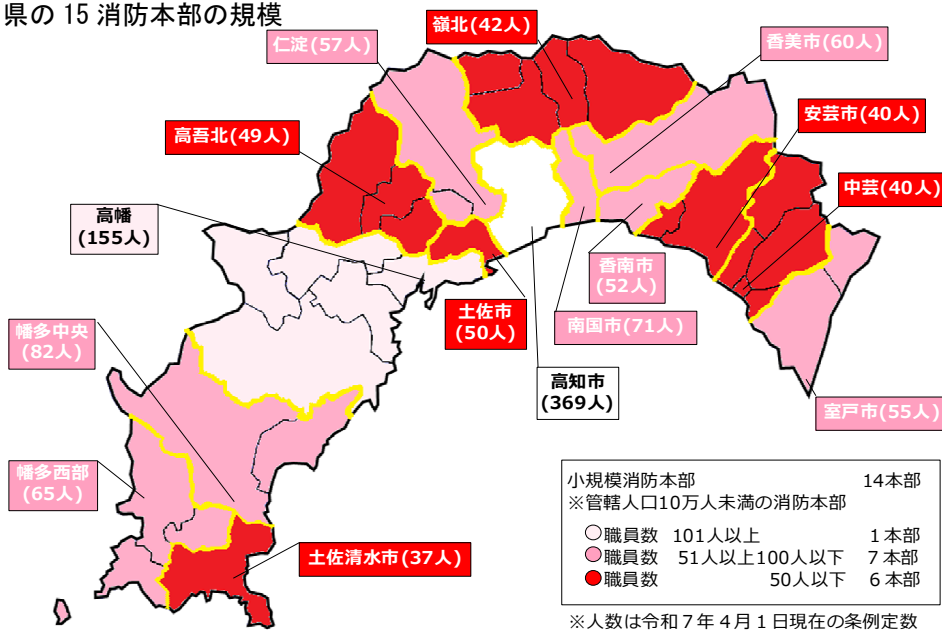
また、消防職員数別で見ても、高知市消防局（369人）を除くと、職員数101人以上が1本部、51人以上100人以下が7本部、50人以下の特定小規模消防本部が6本部となっており、小規模な組織が多い状況です。令和4年度消防施設整備計画実態調査（総務省消防庁）による消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づく市町村が目標とすべき整備水準（算定数）との比較では、職員充足率については、全国平均約79.5%に対し、本県平均は約63%と依然として低い水準にあります。

このような県内の小規模消防本部では、限られた職員が総務・通信指令・消火・救急・救助などの業務を兼務しており、現場活動と事務を両立しながら、業務を遂行しています。

また、当直職員数が少ないことから、同時災害や大規模火災、さらに救急出動が多発した場合には、非番職員を招集して対応せざるを得ない場合も多く、職員の負担増が課題となっています。

加えて、財政規模が小さいため老朽化した車両や資機材の更新等が遅れ、地域間で装備水準に格差が生じています。

【図1】高知県の15消防本部の規模



(2) 消防サービスの需要増大

本県では、人口減少が進む一方で、高齢化の進行により救急需要が増大しています。また甚大な被害が想定されており、切迫度が高まっている南海トラフ地震や、激甚化・頻発化している風水害への備えが求められる中で、より柔軟かつ機動的な部隊運用や、高度な技術を持った部隊による人命救助など消防が担う役割は多様化するとともに消防への期待度は高まっています。

こうした状況は、職員数や装備の不足が顕著な小規模消防本部にとって特に大きな負担となっており、将来にわたって、必要な県内消防力を確保していくためには、体制の再構築が

急務となっています。

（3）人口減少に伴う財源制約

本県では、今後さらに人口減少が進むと推測される中において、各市町村の将来的な税収見通しは不透明となり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。

消防サービスを賄うための主要な財源は地方交付税であり、市町村の消防費の基準財政需要額は、人口を測定単位として算出されることから、人口減少はこの算定に大きな影響があります。

一方で、前述のとおり、人口減少が進行する中であっても、消防需要は当面の間は増加すると予想されることから、消防体制を維持するために必要な消防署所や消防職員を確保した上で、より効率的な財政運営が求められます。

（4）消防職員の採用状況等

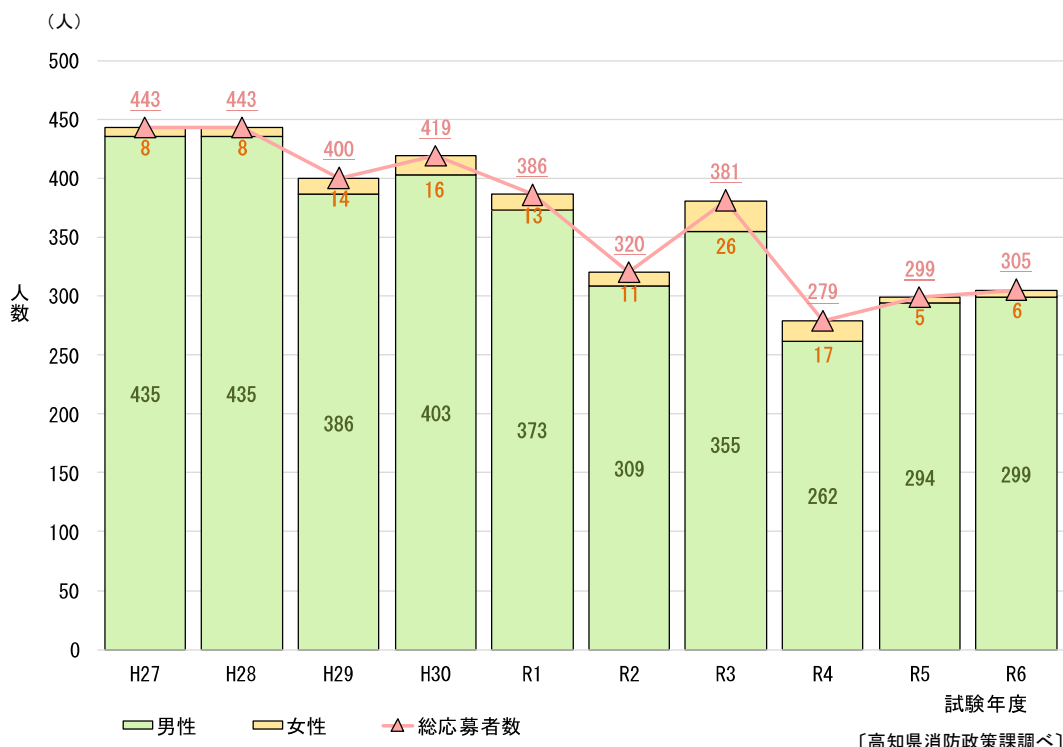
現状として、消防職員数は人口減少下でも維持されている一方で、応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では新規採用職員の確保が厳しくなっています。

加えて、退職者のうち自己都合による退職者の割合も増加しており、職員定着の観点からも、魅力ある職場づくりが求められます。

また、女性消防職員は22名（令和7年4月1日現在）で、全職員に占める割合は1.8%と全国平均3.7%（令和6年4月1日現在）を下回っています。

このような中、消防広域化により組織の規模を拡大させ、県全体での計画的な職員の一括採用や、職員にとって魅力ある職場づくりを進めることで、組織の持続可能性を向上させることができます。

【図2】高知県の消防本部の新規採用職員の応募状況



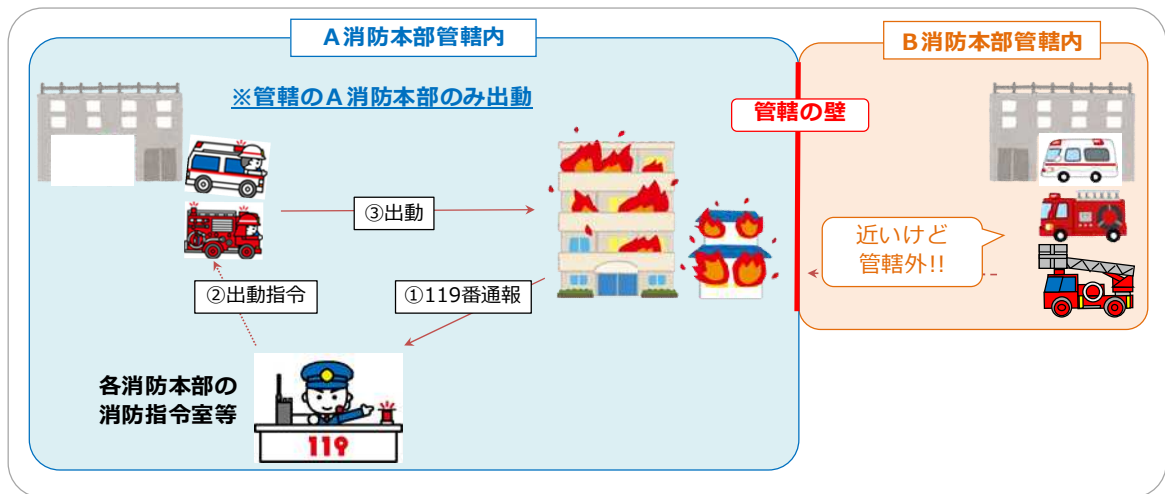
(5) 消防広域化のメリット

消防広域化マニュアル（平成26年3月消防庁消防・救急課）やこれまでに全国各地で広域化が行われた先例などによると、消防広域化には次のようなメリットがあるとされています。

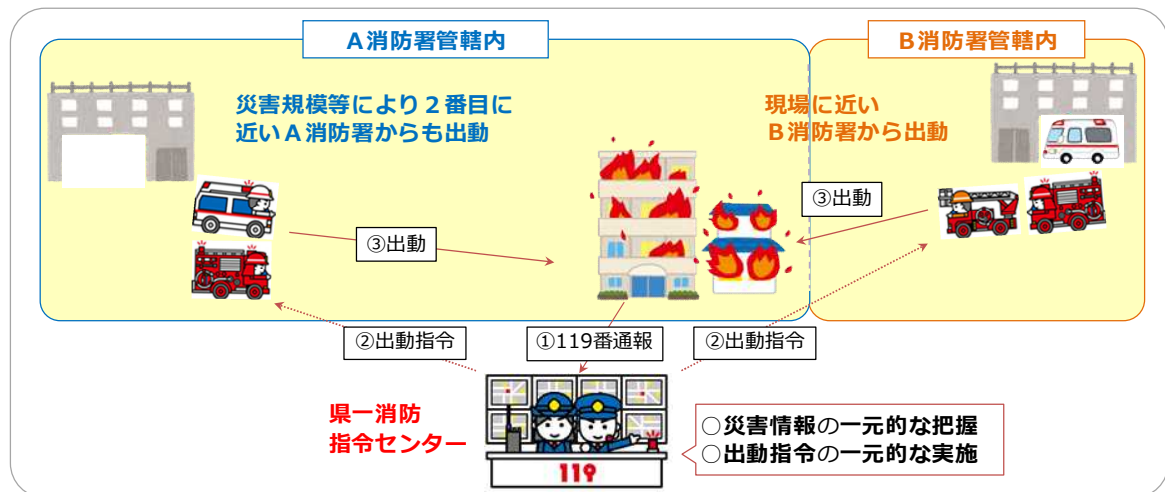
① 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

広域化により、従来の消防本部の管轄を越えて出動することが可能となり、初動の出動台数の充実を図ることで、大規模災害時等への対応力が強化され、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

【図3】初動体制及び増援体制の強化のイメージ
 <広域化前>



<広域化後>



② 現場到着時間の短縮

災害が発生した地点が、当該地点を管轄する消防署よりも、隣接する消防署の方が近い場合、隣接する消防署から災害現場に出動する方が、災害発生地点を管轄する消防署から出動するより、現地に早く到着することができます。

※広域化後の運用効果については、第3章に記載。

③ 統一指揮下での部隊の効率的な運用

南海トラフ地震などの大規模災害時において、統一指揮下で部隊を効率的に運用することができるようになり、人命救助などの活動を強化することができます。

④ 現場活動要員の増強

管理業務や企画立案等の総務業務及び通信指令業務等の各消防本部が担っている間接部門の集約による効率化によって生じた人員を、現場業務（直接部門）に配置したり、小規模消防本部で行われている間接部門と直接部門との兼務を解消することで、現場活動要員を増強し、現場力を強化することができます。

⑤ 救急業務・予防業務の高度化・専門化

各消防本部の間接部門を集約することで人員配置を効率化することができ、救急業務や予防業務について、担当職員の高度化・専門化を図ることができます。

例えば、救急救命士の資格を取得させる人数を確保し育成することにより重度の疾病者に対して高度な救急処置が可能になるとともに、予防業務に携わる職員を専従させることで予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になります。

⑥ 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実

広域化により消防の財政規模が拡大され、安定的な財政運営を行うことができるようになることにより、小規模消防本部では整備が困難であった高度な車両や資機材については、重複整備を避けて計画的に共同で一元的に整備することで、組織全体として高度化を図ることが可能になります。

⑦ 人事異動・研修の充実など組織の活性化

消防の規模が大きくなり、組織全体の職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が比較的容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消されます。

また、研修への職員の派遣も容易になり、職員のモチベーションや能力の向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。

2 国の取組

国では、全国的に多い小規模消防本部を広域的に再編し、小規模消防本部が抱える課題を解決していく必要があるとして、平成6年に「消防広域化基本計画策定指針」を策定し、消防の広域化を推進してきました。

平成18年には、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化をさらに推進するために消防組織法（昭和22年法律第226号）を改正し、次の事項を定めました。

- (1) 市町村の消防の広域化の定義及び理念（第31条）
- (2) 消防庁長官による基本指針の策定（第32条）
- (3) 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事による調整、援助等（第33条）
- (4) 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成（第34条）
- (5) 国の援助及び地方債の配慮（第35条）

そして、同法に基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」（以下「基本指針」という。）により、平成19年度までに都道府県において推進計画を策定し、その後5年以内に広域化を実現することと定められました。

その後、基本指針の改正を重ね、平成30年の改正では、広域化の推進期限が令和6年4月1日に延長されましたが、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には広域化の進捗はまだ十分とは言えませんでした。

しかしながら、人口減少や高齢化が進展する中、大規模災害や新たな感染症等に備え、人材確保の必要性などを踏まえると、消防本部規模の拡大等によるスケールメリットを生かし、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが必要であるとして、令和6年3月の基本指針の改正において、広域化の推進期限を令和11年4月1日に再度延長しました。

あわせて、国は広域化や連携・協力に係る取組に、所要の地方財政措置を拡大し講じています。

3 県の取組と考え方

(1) 本県におけるこれまでの取組

本県では、平成20年3月に「高知県消防広域化推進計画」を策定し、これに基づき、平成20年度以降、各消防本部や市町村と協議や勉強会等を行ってきましたが、広域化した場合の財政負担や消防力の低下等を懸念する意見があり、消防広域化の取組が進んでいない状況でした。

しかしながら、人口減少が全国に先駆けて進行している本県の実情を鑑みて、令和5年度に、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたり消防力を維持していくための消防体制のあり方についての検討を求める消防長会の提案により、県内全ての消防長と県が参加する「高知県消防広域化検討会」を設置し、議論の結果、県一での消防広域化を推進していくことについて、共通の理解に達しました。

令和6年度には、消防広域化の必要性等について、市町村長への説明や市町村担当課長等との会議を重ね、令和7年3月に県として望ましいと考える消防広域化のあるべき姿を示した「高知県消防広域化基本構想」をパブリックコメント等も経て策定しました。

この高知県消防広域化基本構想に基づき、令和7年4月には有識者や全ての市町村長と消防本部消防長を委員とした「高知県消防広域化基本計画あり方検討会」を設置するとともに4つの専門部会やワーキンググループ等での会議を積み重ねて、本計画の策定に向けて丁寧に議論を行ってきました。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる推進計画として、県と市町村との協議を経て県が策定するものであり、市町村や県の消防事務の組織及び業務の一元化を目指し、広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の消防本部が共通認識を持って計画的に取り組むための基本的な方針を定めます。

また、本計画は、今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（消防組織法第34条第1項に掲げる「運営計画」）（以下「実施計画」という。）の基礎となる骨格案であり、県全域で常備消防組織を一元化することを目指します。

第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 消防本部の現況

本県では、昭和23年に高知市で最初の消防本部が設置されました。その後、昭和40年代前半になって、主として単独市に、同後半には複数の市町村で構成する組合方式による消防本部の設置が相次ぎ、昭和50年には53市町村のうち49市町村において、現在の15消防本部体制が整備されました。

消防本部を設置していない町村においては、事務委託方式により消防の常備化が進められ、平成4年に東洋町が室戸市に事務委託したことにより、県内全域での消防の常備化が完了しました。

平成の市町村合併により構成市町村の変遷はありますが、現在、8つの単独消防本部と7つの組合等消防本部があり、現場活動の拠点となる消防署所数は40署所となっています。

① 管轄区域（人口・面積）の状況

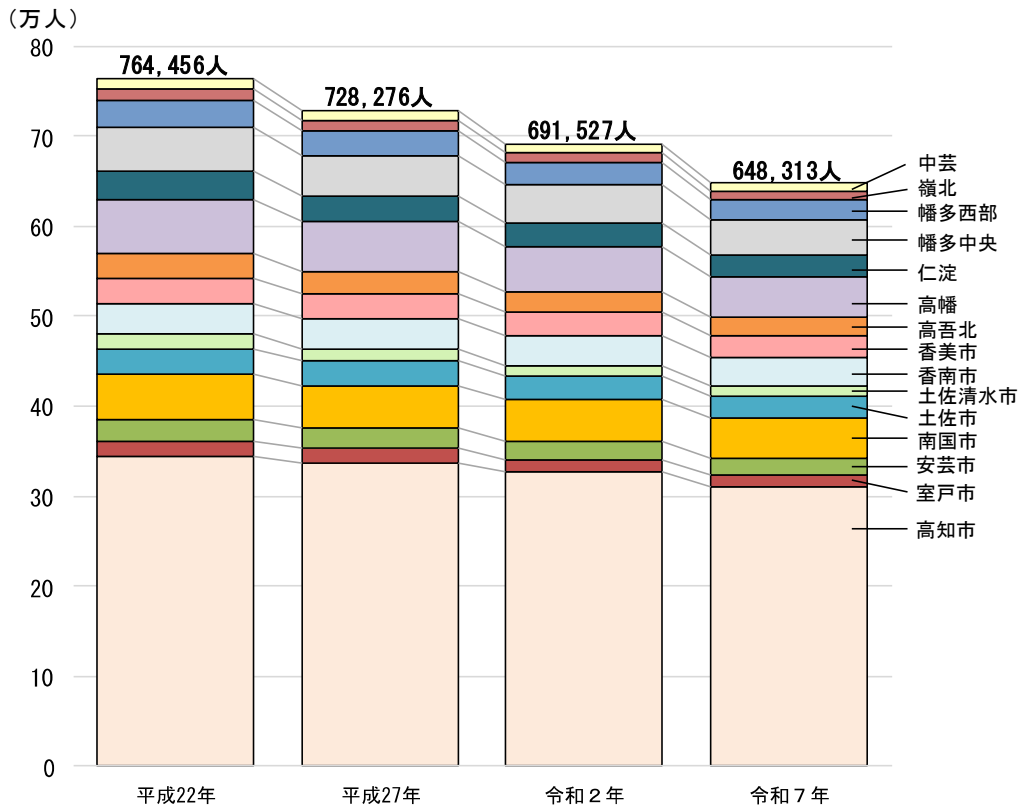
各消防本部の管轄人口は、高知市については、30万人を超えていますが、その他の14消防本部では5万人未満と全て小規模消防本部であり、そのうちの10消防本部は3万人未満となっています。

また、管轄面積については、最も広い消防本部は高幡消防組合消防本部の1,404.99km²、最も狭い消防本部は土佐市消防本部の91.5km²となっており、平均は約470km²となっています。

【表1】消防本部別管轄面積及び管轄人口の推移

| | 管轄面積 (km ²) | 管轄人口(人) | | | | 対平成22年 増減率 |
|-------|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------------|
| | | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | |
| 高知市 | 309.00 | 343,393 | 337,190 | 326,545 | 311,188 | ▲9.4% |
| 室戸市 | 322.24 | 18,157 | 16,108 | 13,936 | 12,011 | ▲33.8% |
| 安芸市 | 356.76 | 23,595 | 21,435 | 19,937 | 18,301 | ▲22.4% |
| 南国市 | 125.3 | 49,472 | 47,982 | 46,664 | 45,321 | ▲8.4% |
| 土佐市 | 91.5 | 28,686 | 27,038 | 25,732 | 24,524 | ▲14.5% |
| 土佐清水市 | 265.42 | 16,029 | 13,778 | 12,388 | 10,795 | ▲32.7% |
| 香南市 | 126.46 | 33,830 | 32,961 | 32,207 | 31,477 | ▲7.0% |
| 香美市 | 537.86 | 28,766 | 27,513 | 26,513 | 24,961 | ▲13.2% |
| 高吾北 | 545.75 | 26,825 | 24,460 | 22,337 | 20,066 | ▲25.2% |
| 高幡 | 1404.99 | 61,406 | 56,173 | 50,797 | 45,188 | ▲26.4% |
| 仁淀 | 515.82 | 30,509 | 27,797 | 26,186 | 24,297 | ▲20.4% |
| 幡多中央 | 820.78 | 48,299 | 45,530 | 42,956 | 39,573 | ▲18.1% |
| 幡多西部 | 474.24 | 30,074 | 27,576 | 24,904 | 22,489 | ▲25.2% |
| 嶺北 | 756.68 | 13,591 | 11,928 | 10,632 | 9,371 | ▲31.0% |
| 中芸 | 449.47 | 11,824 | 10,807 | 9,793 | 8,751 | ▲26.0% |
| 合計 | 7,102.27 | 764,456 | 728,276 | 691,527 | 648,313 | ▲15.2% |

【図4】高知県の人口の推移



<出典(表1、図4)>

管轄面積:「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(4月1日時点)」(国土交通省国土地理院)

平成22年人口:「平成22年国勢調査結果」(総務省統計局)

平成27年人口:「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局)

令和2年人口:「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)

令和7年人口:「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数(令和7年4月1日現在)」(県統計分析課)

② 職員数の状況

消防職員は、県全体で1,200人規模となっており、高知市消防局と高幡消防組合消防本部の2本部が100名以上、その他の13本部は100名未満となっています。

令和4年度消防施設整備計画実態調査による消防力の整備指針に基づく市町村が目標とすべき整備水準(算定数)との比較では、いずれの消防本部も職員数が少ない状況にあり、15消防本部の算定数の合計に対する現員数の合計(充足率)の割合は63%となっており、全国平均の79.5%と比べても低くなっています。

【表2】消防本部の職員数

(人)

| 消防本部 | 消防職員数 | 消防職員数 | |
|-------|-------|-------|--------|
| | | 消防吏員数 | その他職員数 |
| 高知市 | 395 | 393 | 2 |
| 室戸市 | 51 | 51 | |
| 安芸市 | 37 | 37 | |
| 南国市 | 70 | 70 | |
| 土佐市 | 49 | 49 | |
| 土佐清水市 | 37 | 37 | |
| 香南市 | 49 | 48 | 1 |
| 香美市 | 57 | 57 | |
| 高吾北 | 50 | 50 | |
| 高幡 | 141 | 140 | 1 |
| 仁淀 | 59 | 59 | |
| 幡多中央 | 80 | 79 | 1 |
| 幡多西部 | 63 | 61 | 2 |
| 嶺北 | 38 | 37 | 1 |
| 中芸 | 40 | 40 | |
| 合計 | 1,216 | 1,208 | 8 |

※令和4年4月1日時点

<出典> 令和3年消防年報(高知県消防政策課)

③ 消防用車両数の状況

消防活動に必要とされる主な消防車両の配置状況については、全消防本部で129台が配置されています。

本県の消防用車両の充足率は、消防力の整備指針に基づく基準台数に対し、消防ポンプ自動車は100%、救急自動車が102%、救助工作車が93.3%で、ほぼ充足されている状況ですが、はしご自動車が15.4%、化学消防車71.4%と、基準台数を下回る車両があります。

【表3】消防力の整備指針に対する消防用車両数の充足率（令和4年4月1日時点）

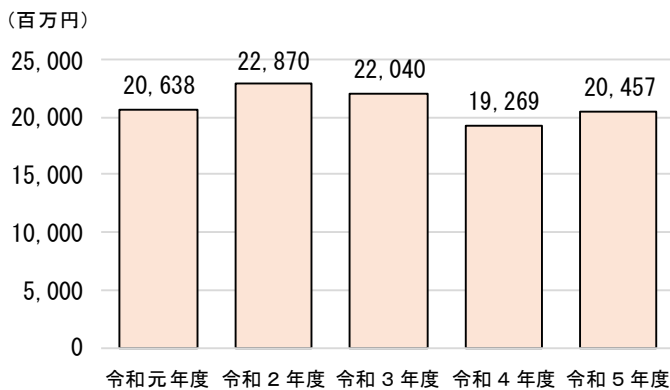
| 消防本部 | 消防ポンプ自動車 | | | はしご自動車 | | | 化学消防車 | | | 救急自動車 | | | 救助工作車 | | |
|-------|----------|-----|--------|--------|-----|-------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|
| | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 | 算定数 | 整備数 | 充足率 |
| 高知市 | 16 | 16 | 100.0% | 3 | 2 | 66.7% | 1 | 1 | 100.0% | 11 | 11 | 100.0% | 4 | 4 | 100.0% |
| 室戸市 | 2 | 2 | 100.0% | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0 | - |
| 安芸市 | 2 | 2 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% |
| 南国市 | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 1 | 100.0% | 4 | 4 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 土佐市 | 2 | 2 | 100.0% | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 土佐清水市 | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 香南市 | 2 | 2 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 1 | - | 2 | 3 | 150.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 香美市 | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 高吾北 | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100.0% | 0 | 0 | - |
| 高幡 | 4 | 4 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 2 | 0 | 0.0% | 7 | 7 | 100.0% | 2 | 2 | 100.0% |
| 仁淀 | 4 | 4 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 1 | 1 | 100.0% | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 幡多中央 | 5 | 5 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | - | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 幡多西部 | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 0 | 0.0% | 2 | 1 | 50.0% | 3 | 3 | 100.0% | 1 | 1 | 100.0% |
| 嶺北 | 3 | 3 | 100.0% | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100.0% | 0 | 0 | - |
| 中芸 | 1 | 1 | 100.0% | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 | 2 | 100.0% | 0 | 0 | - |
| 合計 | 56 | 56 | 100.0% | 13 | 2 | 15.4% | 7 | 5 | 71.4% | 51 | 52 | 102.0% | 15 | 14 | 93.3% |

④ 消防費の決算状況

市町村決算状況調（総務省）による県内市町村の消防費の令和5年度歳出決算額は約205億円となっており、ここ数年は横ばい傾向にあります。

また、住民一人当たりの消防費は、令和元年度から令和5年度までの平均が30,379円で、最も低い高知市消防局の15,828円に対し、最も高い室戸市消防本部では、80,426円と大きな差があり、管轄人口が少ない消防本部や管轄面積の広い消防本部では金額が高くなる傾向があります。

【図5】高知県の市町村消防費の推移（決算額）



＜出典（図5）＞
「市町村別決算状況調」（総務省）

＜出典（表4）＞
「市町村別決算状況調」（総務省）
「住民基本台帳人口・世帯数」（総務省）をもとに作成

【表4】住民一人当たりの消防費

（令和元年度～令和5年度決算額の平均）

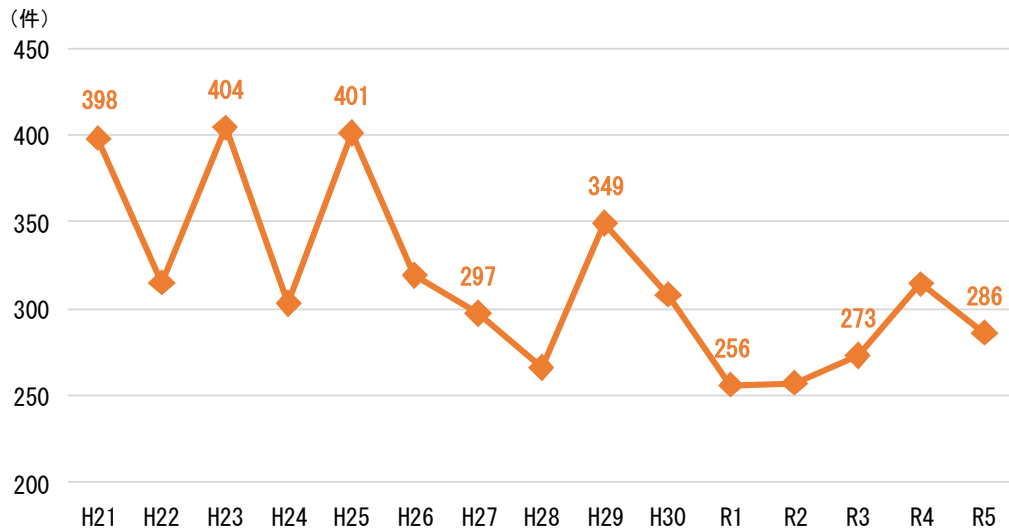
| 消防本部 | 金額（円） |
|-------|--------|
| 高知市 | 15,828 |
| 室戸市 | 80,426 |
| 安芸市 | 29,035 |
| 南国市 | 23,806 |
| 土佐市 | 42,371 |
| 土佐清水市 | 56,097 |
| 香南市 | 41,490 |
| 香美市 | 34,944 |
| 高吾北 | 35,356 |
| 高幡 | 57,335 |
| 仁淀 | 40,181 |
| 幡多中央 | 43,425 |
| 幡多西部 | 42,521 |
| 嶺北 | 46,082 |
| 中芸 | 63,139 |
| 県全体平均 | 30,379 |

(2) 消防需要の動向

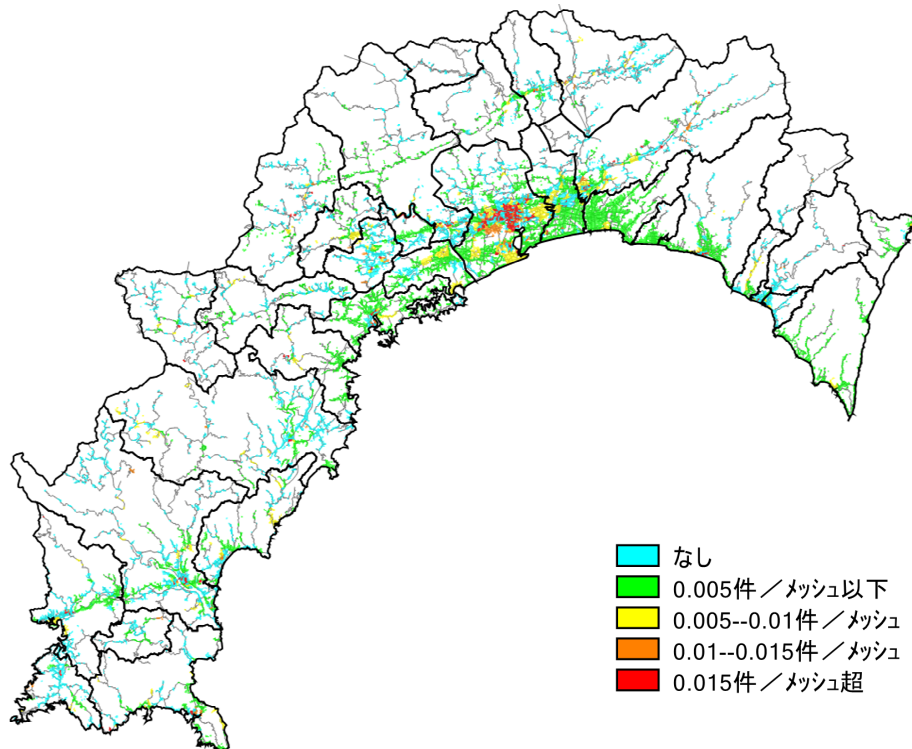
① 火災発生動向

平成21年から令和5年の本県の火災発生件数は、おおよそ250～400件の間で推移しています。年による件数のばらつきはあるものの、概して減少傾向にあります。

【図6】高知県の火災発生件数の推移



【図7】建物火災の発生分布



(一財) 消防防災科学センターによるシミュレーション

※平成26年～令和5年の建物火災発生件数に基づく発生分布。

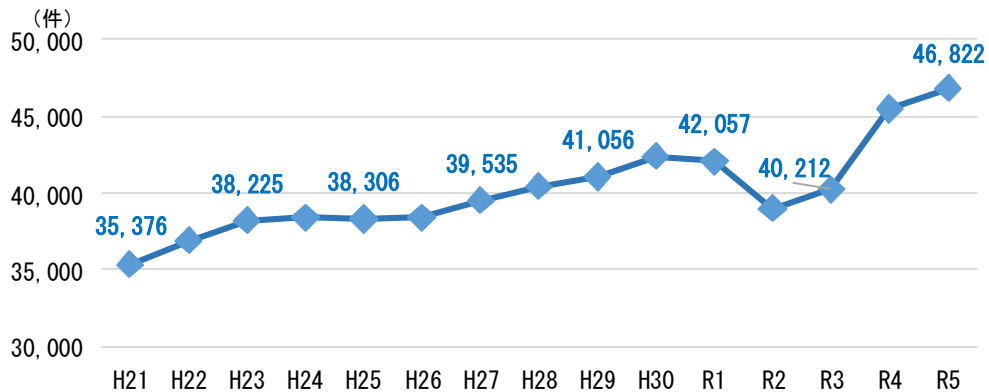
(国勢調査の小地域を基に設定した地区から山や田畑、原野など、建物がいないところは対象地域から除外。)

※算定対象として抽出した地域を、1メッシュの大きさを東西約147m、南北約116mとし、一つの小地域の属性は一律に分布すると仮定。(小地域内での発生件数を含有メッシュ数で割ることにより1メッシュ当たりの発生件数分布を設定。(救急件数及び救助件数についても同様に設定。))

② 救急出動の動向

平成21年から令和5年までの本県の救急出動件数は、おおよそ35,000～47,000件の間で推移しています。概して増加の傾向にありますが、令和元年から令和3年までの間は、新型コロナウイルス蔓延に伴い社会生活が著しく制約されたことの要因により、前年より減少又は同程度になったと考えられます。

【図8】高知県の救急出動件数の推移

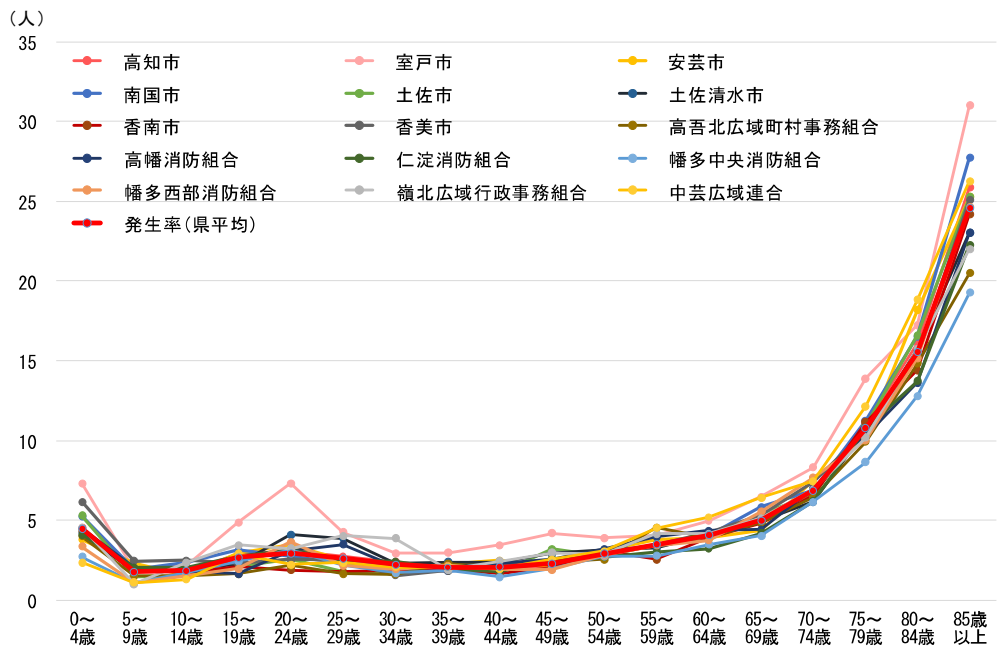


本県の人口は減少しているにもかかわらず、救急出動件数が増加している要因については、全ての消防本部において高齢化に伴い単位人口当たりの発生件数が増加していることが考えられます。

令和4年から令和6年までの年齢別の救急搬送人員数と年齢別人口を基に、人口100人当たりの年齢別救急搬送人員発生率を求めると、0～4歳はある程度高いものの、その後の年齢層では相対的に低く、50歳を過ぎると徐々に増加しています。

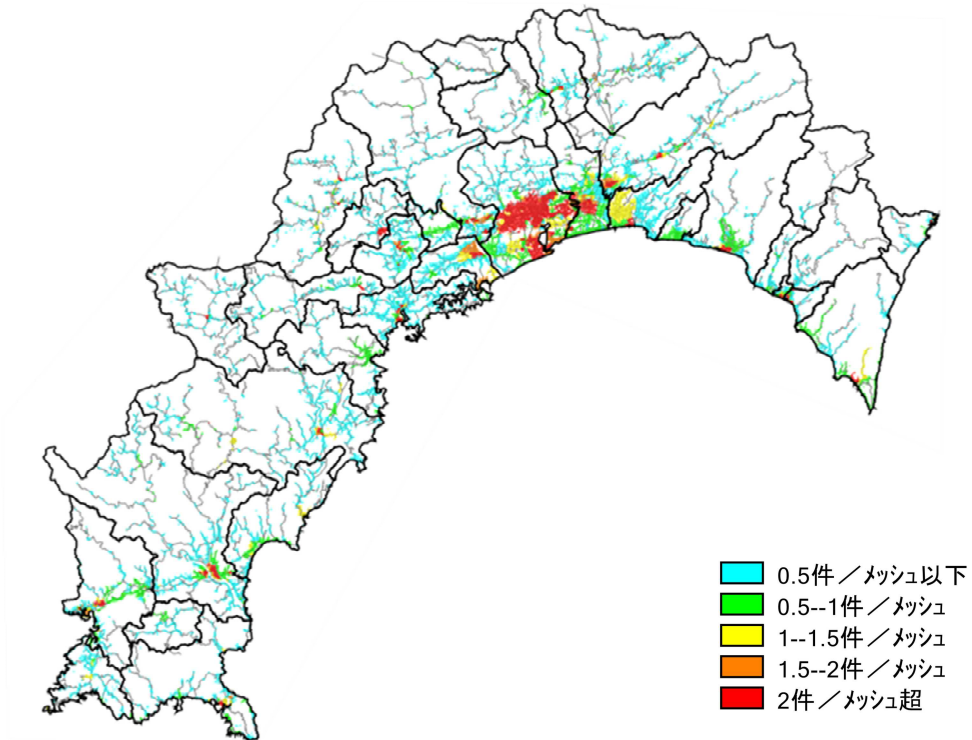
県平均では65～69歳で約5人、75～79歳で約10人、80歳～84歳で約15人、85歳以上で約25人となっており、特に高齢者は年齢が上がるにつれて急激に発生率が高くなっています。

【図9】高知県の令和4年から令和6年までの年齢別救急搬送人員発生率（人口100人当たり）



<出典> 「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数(R4.1.1時点)(R5.1.1時点)(R6.1.1時点)」(県統計分析課)をもとに作成

【図10】救急出動の発生分布

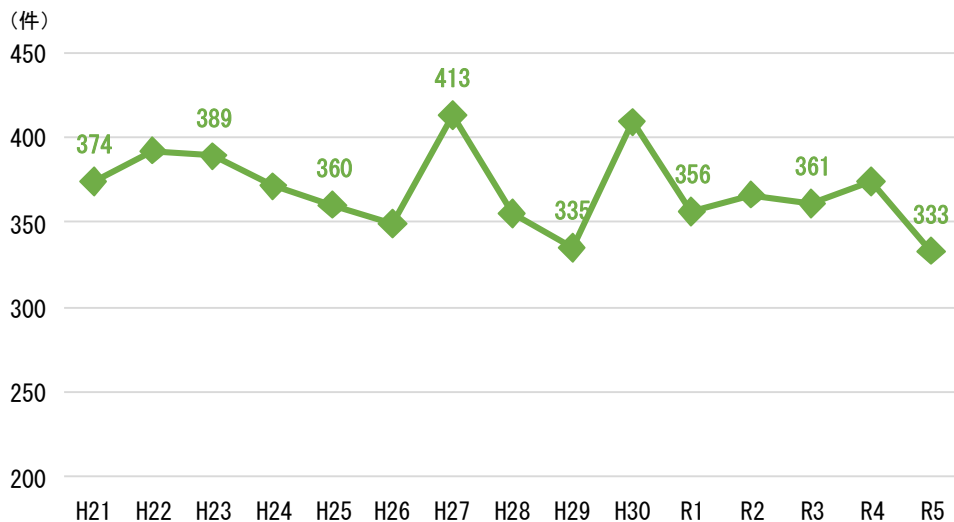


（一財）消防防災科学センターによるシミュレーション
※令和3年～令和5年の救急出動件数に基づく発生分布。

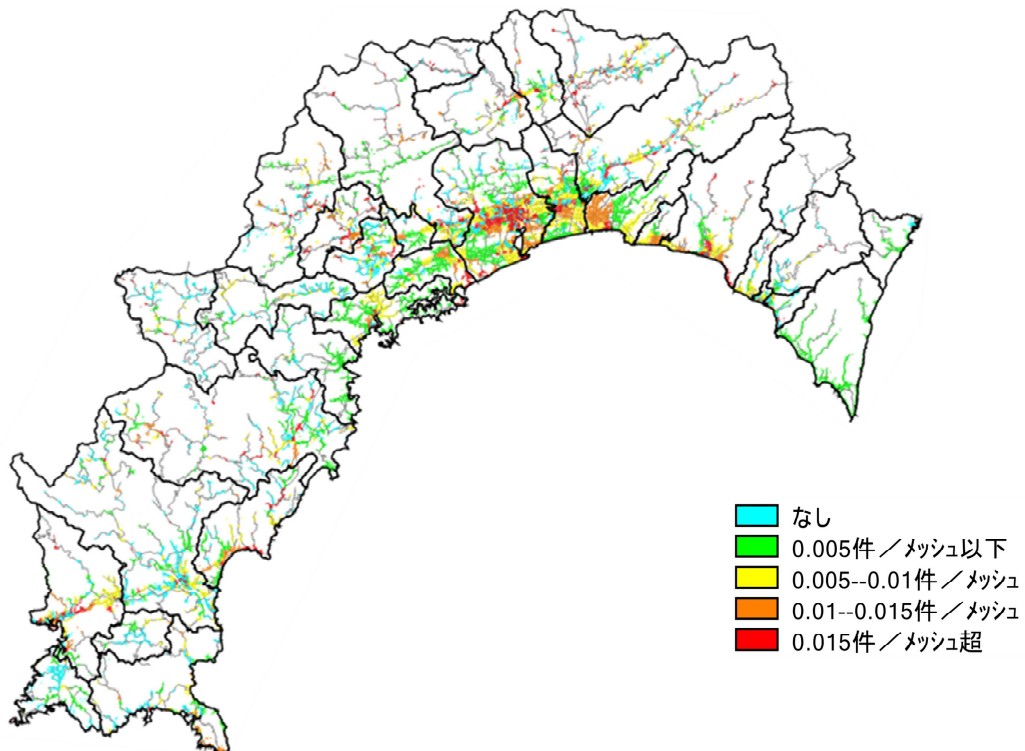
③ 救助出動の動向

平成21年から令和5年までの本県の救助出動件数は、おおよそ300～400件の間で推移しています。消防本部ごとに年による件数のばらつきはあるものの、県全体では、概して毎年同程度発生する傾向にあります。

【図11】高知県の救助出動件数の推移



【図12】救助出動の発生分布



（一財）消防防災科学センターによるシミュレーション
 ※平成26年～令和5年の救助出動件数に基づく発生分布。

（3）消防の抱える課題

本県の消防は、「（1）消防本部の現状」で述べたとおり、消防の体制としては必ずしも十分でなく、以下のような課題を抱えています。

① 小規模消防本部特有の課題

ア 職員の確保

消防職員への応募者数は減少傾向にあり、特に郡部の小規模消防本部では新規採用職員の確保が厳しくなっています。

このような状況において、警防・救急・予防の直接部門の業務に従事する職員のうち、約67%が、総務事務、通信指令業務等の間接部門の業務を兼務しています。

イ 出動体制の確保

高知市消防局以外の14消防本部では、非番職員の招集による対応が行われており、火災発生時には即時全職員を招集する消防本部があるほか、救命講習や各種訓練の対応を非番職員が行っている消防本部もあります。

ウ 組織管理の課題

組織が小さいことにより、職員の年齢構成の不均衡や人事の硬直化など、柔軟な人事管理が難しくなっており、組織の活性化が図りにくい状況も見受けられます。

② 救急出動件数増加への対応

火災、救助の年間出動件数が横ばいであるのに対し、救急出動は、平成26年の約3万8千件から令和5年の約4万7千件へとここ数年で大きく増加しています。

また令和5年の人口1万人当たりの出動回数では、室戸市消防本部では、1千件を超えるなど、郡部や中山間の地域で高い傾向となっています。

救急出動件数の増加により、複数の救急自動車が同時に出動する事態や管外搬送への対応もあり、救急自動車が消防署所に不在となる時間が多くなっています。

このため、現状での当直人員や救急自動車数では出動体制の確保が難しくなっています。

③ 人口減少に伴う財源制約

今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な税収の見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が強まる懸念があります。

2 市町村の消防の将来見通し

(1) 管轄人口及び高齢化の見通し

本県では、全国に先駆けて人口減少が進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（以下、「令和5年推計」という。）によると、令和32年には約45万人となり、令和7年と比べ約30%減少すると推計されています。

消防本部別に見ると、全ての消防本部において管轄人口は減少傾向にあります。減少幅が最も小さいとされる香南市においても約22%減少し、最も大きい室戸市では約61%減少すると推計されています。

また、生産年齢人口の減少は特に顕著であり、令和7年の約34万人が、令和32年には約40%減の約21万人となると推計されており、これは人口全体の減少比率を上回っています。

一方、65歳以上の高齢者は、令和7年は約24万人ですが、令和32年には約21万人となり、令和7年と比べ約14%減少すると推計されています。人口全体と比べ減少比率は小さくなっていることから、65歳以上の人口が占める割合は大きくなり、令和32年には生産年齢人口と同程度となります。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が平成15年に行った推計では、令和7年の本県の人口は約73万人、令和12年は約71万人でしたが、令和7年の人口は約65万人、令和5年推計では令和12年の人口は約61万人となっており、今後も推計を超えて人口減少が進行することも考えられます。

【表5】高知県の人口推計

| 消防本部 | 令和2年 国勢調査 | 令和7年 | 令和12年 推計 | 令和22年 推計 | 令和32年 推計 | 対令和7年 増減率 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 高知市 | 326,545 | 311,188 | 298,280 | 270,644 | 241,483 | ▲22.4% |
| 室戸市 | 13,936 | 12,011 | 10,152 | 6,999 | 4,647 | ▲61.3% |
| 安芸市 | 19,937 | 18,301 | 16,703 | 13,741 | 10,945 | ▲40.2% |
| 南国市 | 46,664 | 45,321 | 42,718 | 38,120 | 33,108 | ▲26.9% |
| 土佐市 | 25,732 | 24,524 | 22,609 | 19,352 | 16,391 | ▲33.2% |
| 土佐清水市 | 12,388 | 10,795 | 9,598 | 7,138 | 5,124 | ▲52.5% |
| 香南市 | 32,207 | 31,477 | 30,026 | 27,483 | 24,703 | ▲21.5% |
| 香美市 | 26,513 | 24,961 | 23,207 | 20,015 | 17,253 | ▲30.9% |
| 高吾北 | 22,337 | 20,066 | 18,321 | 14,786 | 11,678 | ▲41.8% |
| 高幡 | 50,797 | 45,188 | 40,817 | 32,136 | 24,569 | ▲45.6% |
| 仁淀 | 26,186 | 24,297 | 21,951 | 17,638 | 13,594 | ▲44.1% |
| 幡多中央 | 42,956 | 39,573 | 36,956 | 31,043 | 25,407 | ▲35.8% |
| 幡多西部 | 24,904 | 22,489 | 20,284 | 16,054 | 12,179 | ▲45.8% |
| 嶺北 | 10,632 | 9,371 | 8,281 | 6,446 | 4,950 | ▲47.2% |
| 中芸 | 9,793 | 8,751 | 7,953 | 6,372 | 4,949 | ▲43.4% |
| 合計 | 691,527 | 648,313 | 607,856 | 527,967 | 450,980 | ▲30.4% |
| うち生産年齢人口 | 370,997 | 343,355 | 317,517 | 257,702 | 205,991 | ▲40.0% |
| 【参考】平成15年推計 | 760,580 | 734,373 | 706,094 | | | |
| 令和5年推計との差 | ▲69,053 | ▲86,060 | ▲98,238 | | | |

<出典> 令和2年：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

令和7年：「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数（令和7年4月1日現在）」（高知県統計分析課）

令和12年～令和32年推計：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

平成15年推計：「日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

（2）救急搬送人員の将来推計

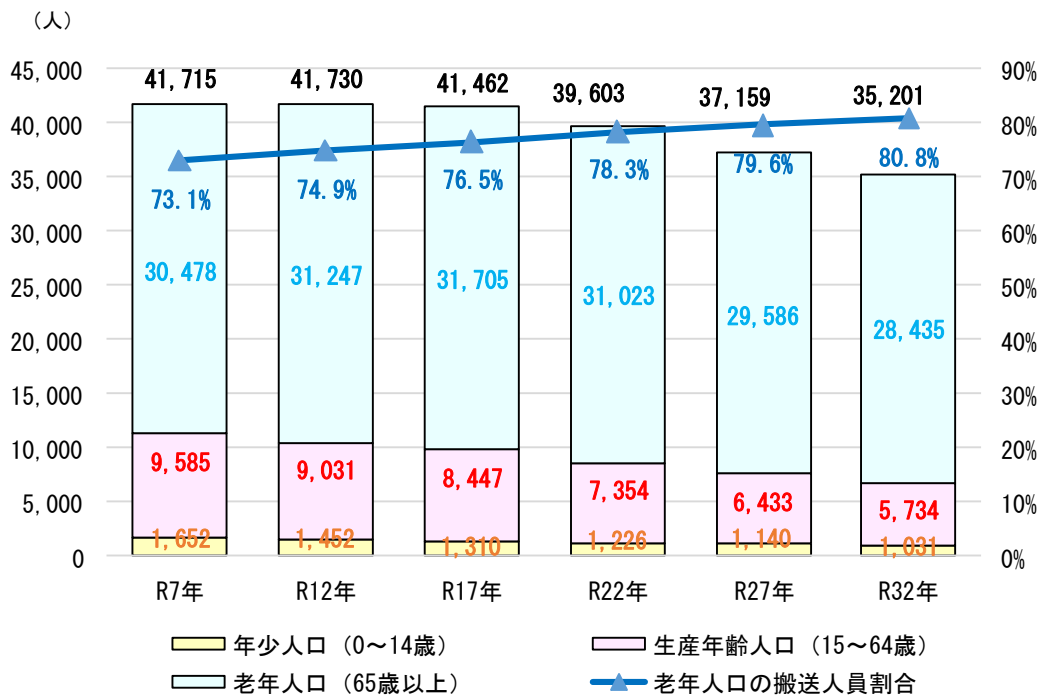
年齢別の救急搬送人員数と年齢別人口を基に算出した人口100人当たりの年齢別救急搬送人員発生率により、将来の救急搬送人員を推計すると、令和7年から令和17年までは4万人を超える見込みとなっています。

それ以降は人口減少に伴い、徐々に減少し、令和32年には3万5千人程度（対令和7年比▲15.6%）になると推計されています。

年齢別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の救急搬送人員推計値は一貫して減少していますが、老年人口（65歳以上）の救急搬送人員は令和17年の約3万2千人がピークとなり、その後は減少し、令和32年には約2万8千人と推計されています。

また、救急搬送人員に占める老年人口（65歳以上）の割合は年々上昇し、令和32年までの間は、高齢化が進むことにより、人口の減少率と比べると、救急搬送人員の減少率は低くなる見込みです。

【図13】高知県の救急搬送人員の将来推計



<出典>

「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口」（令和5年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
をもとに作成

第3章 広域化対象市町村の組み合わせ

1 基本的な考え方

(1) 広域化対象市町村の組み合わせ

本県は、全国に先行して人口減少が進んでおり、将来にわたり持続可能な消防体制及び消防サービスを確保していくためには、消防広域化を行いスケールメリットを生かして、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門である現場に振り向けることが有用な方策です。

その観点から考えると統合は広範囲で行うほど効果的であり、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きく、かつ速やかに実現できる方法であると考えます。

このため、小規模消防本部がほとんどである本県では、全市町村の常備消防組織に加えて県の消防学校や消防航空隊といった現場機能を担う組織を対象に、県内全域を管轄とする1消防本部体制を目指すことが県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠であると考えます。

(2) 消防広域化重点地域等の指定

県一消防広域化を推進するため、県は、県内34市町村全てを、国及び県が優先的に支援を行う「消防広域化重点地域」として指定します。

また、本県の実情を踏まえて、国の財政支援を活用する観点から、消防広域化において中核的な役割を果たす消防本部の特定についても、実施計画策定過程において検討します。

(3) 広域化の方式

全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置する方式により広域化することとします。

【参考】広域連合について

・ 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条、第285条の2、第291条の2～第291条の13

・ 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。

（4）消防広域化による消防力の運用効果

県内全域を管轄とする1消防本部体制における消防力については、以下のとおりの運用効果を見込んでいます。

なお、当該運用効果については、県による消防広域化の検討に係る基礎調査及び一般財団法人消防防災科学センターによる検証結果を基に算定しています。

① 消防指令システムの共同化

ア 現状の15消防本部で通信指令業務に従事する消防職員は約100人役程度ですが、県内全域で共同化することにより、約50人役程度で対応が可能になると考えられます。

イ 高機能なシステムにより、通報者の位置情報をより正確に把握でき、その位置情報をリアルタイムに共有することで、災害現場に最先着できる車両を従来の管轄の壁を越えて出動させることが可能となり、より迅速な初動対応につながります。

② 初動対応の車両等の増強

現在の消防本部又は消防署所の管轄を越えて出動が可能となることで、車両の配置台数が少ない消防本部又は消防署所において、大規模な災害の発生や出動の要請が複数箇所重複した場合に、近隣の消防署所からの出動を直ちに行うことが可能となります。

また、一部の消防署所にのみ配置されているはしご車等の特殊車両も管轄を越えて出動可能となります。

【参考：広域化により新たな初動対応車両の出動が期待できる市町村】

- ・現在、救急車を1台又は2台で運用している26市町村では、広域化により近隣の消防署所から新たな救急車を出動させることが期待できます。
- ・現在、消防車を1台又は2台で運用している19市町村では、広域化により近隣の消防署所から新たな消防車を出動させることが期待できます。
- ・現在、はしご車が配置されていない市町村のうち、中高層建物がある16市町村では、広域化により高知市消防局のはしご車を出動させることが期待できます。

③ 現場到着所要時間の短縮

災害発生地域の直近の消防署から、シミュレーションに当たって設定した道路を平均的な速度で走行した場合、次のように多くの市町村で現場到着所要時間の短縮が期待できます。

ア 県内での最大短縮時間：31.3分（土佐清水市有永）

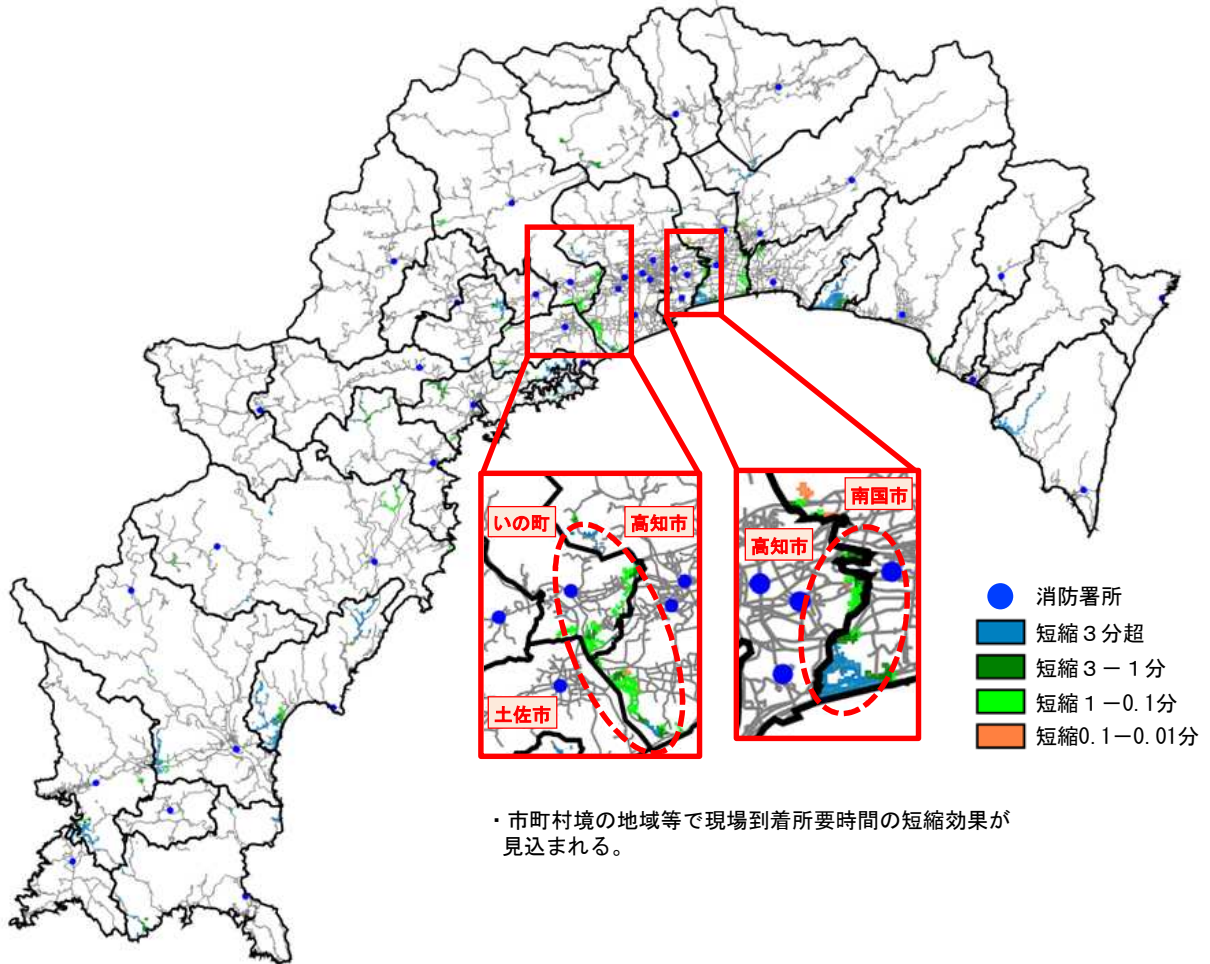
イ 1分以上の短縮が期待できる地域がある市町村：21市町村

ウ 短縮が期待できる地域がある市町村：23市町村

【図14】救急車の現場到着所要時間の短縮時間の分布シミュレーション

※ 直近の消防署所から救急車が出動した場合の走行時間の短縮効果の分布

（（一財）消防防災科学センターによる検証結果）



2 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

令和7年度においては、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での議論を踏まえて、県において本計画を策定するほか、翌年度以降の取組方針及び目標年次等について県内市町村・消防本部及び県の間で確認することとします。その上で、基本計画の概要等について、県は県議会に報告し、市町村にはそれぞれの議会に報告することを要請します。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行うため、いわゆる法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の前提条件の下で検討を開始することとします。

- ① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。
- ② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

- ③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、県内の消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。

令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始し、令和9年12月に実施計画を策定することを目指します。

令和10年度においては、広域連合を発足させ、実施計画案に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとします。あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、遅くとも令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、広域連合規約について市町村議会及び県議会の議決を得て必要な改正を図り、令和11年度からの一斉統合を目指します。

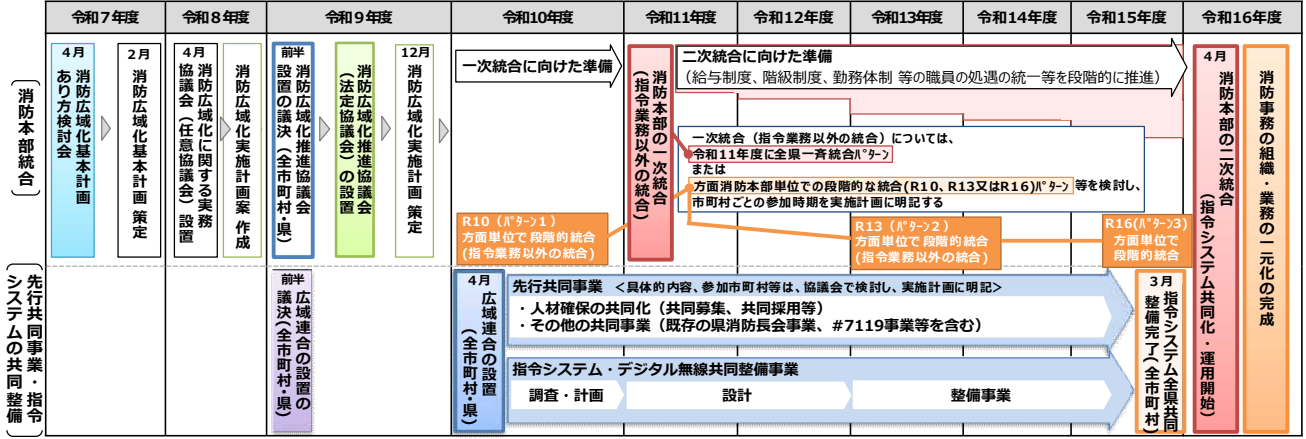
以上のほか、段階的統合方式による共同化については、具体的な形態に応じて必要な広域連合規約の改正を随時に行う対応によることを基本とします。

令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。

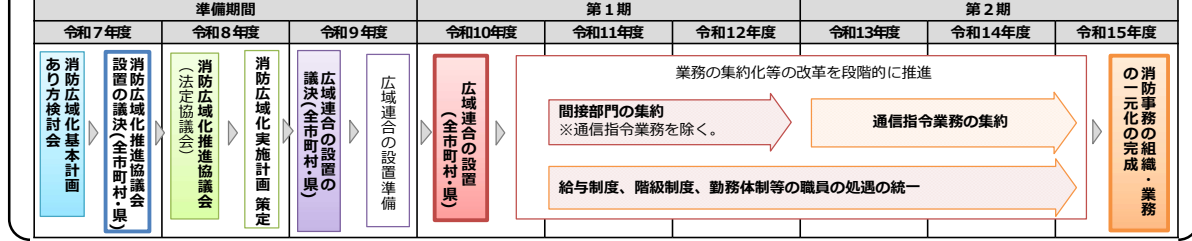
【図15】 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

令和8年度の検討開始に当たっての前提条件

- ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。
- ◎ 消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置する。



【参考】 高知県消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール(案) ※一部レイアウト等を変更



第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けた県の役割

1 基本的な考え方

消防組織法第33条において、県は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていることや、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされていることを踏まえ、広域化の着実な実現に向け、次の取組を行うこととします。

(1) 広域化を推進するための体制の整備

本計画の策定に当たって、令和7年度に、県を事務局とする高知県消防広域化基本計画あり方検討会を設置し、当該検討会において、法令で定められている推進計画の内容よりも、より踏み込んで、広域化後の各種シミュレーション等を提示するなどして、全ての市町村と消防本部と広域化後の消防の円滑な運営（第5章）について議論を重ね、県として基本的な事項を取りまとめました。

今後においても、実施計画の策定に向けて、協議会を設置し、県もこの協議会の構成員となり、市町村、消防本部等との協議に引き続き積極的に関与していきます。

また、消防組織法において県の事務とされている航空消防隊（第30条）及び消防学校（第51条）に関する事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、将来にわたり必要な県内消防力の確保を図るとともに、広域連合の運営に主体的に関与していくこととします。

(2) 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

広報紙やホームページ等に広域化の進め方や狙い、メリット等を掲載するほか、様々な機会を捉え、広く県民等に対する情報提供を適時適切に行い、県民の理解が進むように努めます。

(3) 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣及び財政支援等

積極的な情報収集や市町村への情報提供を行うなど、市町村の取組の促進を図るとともに、国の支援制度の拡充や指導・助言、課題解決のための制度等について、必要に応じ国に対する政策提言等を行うこととします。

また、広域化の推進に係る事務手続きや制度、課題等に関する市町村からの相談への対応といった支援を行います。

さらに、県の事務とされている航空消防隊及び消防学校に関する事務が広域連合に加わることや、広域連合の運営に県が主体的に関与していくことが必要であるため、県による職員の派遣を行います。

加えて、広域化に伴う市町村の財政負担が、広域化による受益を大幅に上回り、市町村の財政規模などの事情を踏まえて過大な負担となる場合には、消防組織法に定める市町村消防の原則を踏まえつつ、県による財政支援を検討します。

(4) 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

市町村から求めがあったときは、市町村相互間における必要な調整等を行います。

(5) 広域化に関する調査研究

必要に応じて、先進事例における広域化の効果や課題の調査等を実施し、その結果について、市町村への提供等を行うこととします。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営

1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所

新たな消防組織は地方自治法第284条第3項に基づく「広域連合」の形態により設置し、その名称は「高知県消防広域連合」（以下「広域連合」という。）とし、消防本部名称は「高知広域消防局」とします。

広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市に設置します。

また、広域連合事務局及び消防局双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討します。

(2) 新法人の主たる意思決定機構

新たに設置される広域連合においては、以下の執行機関や議決機関、協議・審議機関を設置し、円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築します。

① 執行機関

| 名称 | 人数 | 概要 |
|--------|--|---|
| 広域連合長 | 1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務を執行する機関の長 ・ 市町村消防の原則に鑑み、市町村長の中から選任 ・ 全市町村長及び知事により選出 |
| 副広域連合長 | 1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合長が任命 |
| 担当管理者 | 7名 (方面消防本部6名、 消防防災航空センター・ 消防学校1名) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 方面消防本部の担当管理者：管轄内市町村の長から選出された市町村長を充てる（※中央方面消防本部は高知市長を充てる） ・ 消防防災航空センター・消防学校の担当管理者：知事を充てる ※広域連合長及び副広域連合長はいずれかの担当管理者を兼ねることを想定 |
| 消防局長 | 1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防吏員の長 |

② 議決機関

| 名称・構成員 | 人数 | 概要 |
|-----------|-------|--|
| 広域連合議会・議員 | 14名程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村及び県の議会議員の中から選出された議員で構成 ・ 条例、予算その他重要事項の審議・議決を行う |

任期や選出方法等については、実施計画又は広域連合規約に規定します。

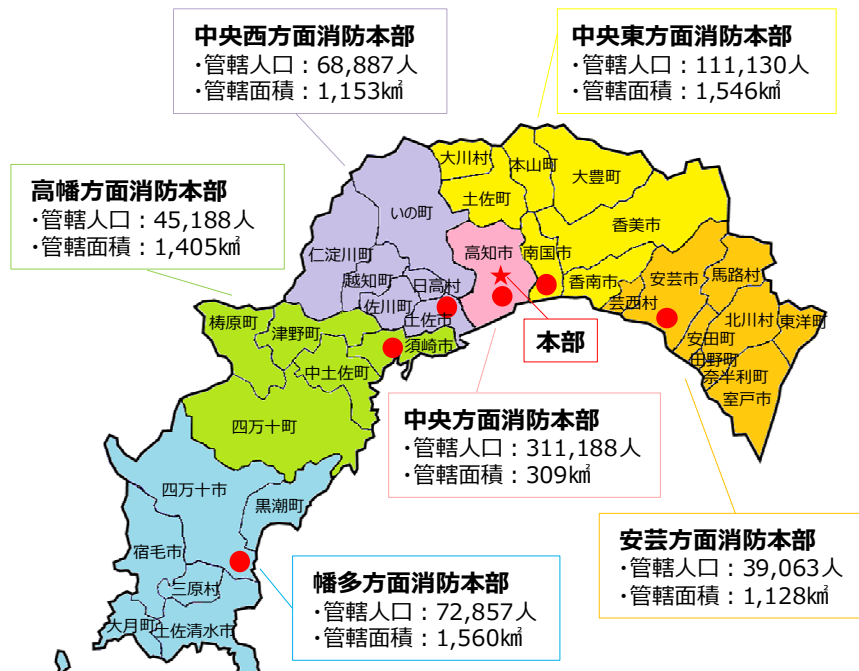
③ 協議・審議機関

| 名称 | 構成 | 概要 |
|---------------|--|--|
| 広域連合管理者会議 | 広域連合長、副広域連合長、担当管理者（方面消防本部6名、消防防災航空センター・消防学校1名） | ・条例、予算等の重要事項に関する協議を行う |
| 方面消防本部管理運営協議会 | 方面消防本部担当管理者たる会長（1名）、委員（管轄内各市町村の長。中央方面消防本部は高知市長が指名する市職員若干名） | ・方面消防本部単位での消防行政に関する審議機関 ・地域事情を踏まえた調整を行う |

(3) 方面消防本部の設置

県内40箇所に設置される消防署所と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、県の区域を経済社会活動上のまとまりに着目して6つに区分し、各区域に方面消防本部を設置し、連絡調整の事務を分掌させます。区域の設定に当たっては、県や国の地方行政機関の管轄区域等を参考に、以下の6区域とします。

【図16】方面消防本部の区域



<出典> 「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」（国土交通省国土地理院）
「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数（令和7年4月1日現在）」（県統計分析課）

(4) 新法人の所掌事務の範囲

新法人は、市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）及び県の消防事務のうち消防防災航空センター・消防学校の事務を所掌します。

このほか、市町村と協議の上、市町村の消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理の事務についても受託することを可能とします（「10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項」に別途記載）。

(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次（再掲）

令和7年度においては、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での議論を踏まえて、県において本計画を策定するほか、翌年度以降の取組方針及び目標年次等について県内市町村・消防本部及び県の間で確認することとします。その上で、基本計画の概要等について、県は県議会に報告し、市町村にはそれぞれの議会に報告することを要請します。

令和8年度においては、消防本部機能の統合に向けた実施計画の策定に向けた実務的な検討を行うため、いわゆる法定協議会の設置に先立って、任意協議会を設置し、同年度内に実施計画案を取りまとめます。

その際には、おおむね次の前提条件の下で検討を開始することとします。

① 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

② それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③ 消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置すること。

令和9年度においては、年度前半に市町村議会及び県議会において広域連合及び法定協議会の設置について議決を得て、広域連合の設置準備を進めるとともに、法定協議会における実施計画の審議を開始し、令和9年12月に実施計画を策定することを目指します。

令和10年度においては、広域連合を発足させ、実施計画案に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始することとします。あわせて、法定協議会において実施計画の審議を進め、通信指令業務を除く消防本部機能の統合（一次統合）について、全県一斉の統合を図る場合には、遅くとも令和10年度の早い時期に法定協議会において実施計画を決定するとともに、広域連合規約について市町村議会及び県議会の議決を得て必要な改正を図り、令和11年度からの一斉統合を目指します。

以上のほか、段階的統合方式による共同化については、具体的な形態に応じて必要な広域連合規約の改正を随時に行う対応によることを基本とします。

令和11年度開始時点においても実施計画について法定協議会における決定が行われていない場合には、遅くとも令和16年度には通信指令業務を含む全ての消防本部機能の全県統合（二次統合）を実現することを目指して、実施計画案の抜本的な見直しを含めて必要な措置を講じることとします。

(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性和狙い

① 消防本部の数と規模

本県では、現在、15消防本部が設置されていますが、1消防本部当たりの管轄人口は、全国平均が17.3万人であるのに対し、本県は4.3万人となっており、人口当たりの消防本部数は全国で最も多いです。面積や人口が本県に近い島根県が9消防本部であることも踏まえると、本県では管轄人口に比して消防本部数が非常に多い状況にあります。

また、15消防本部の下に20消防署が設置されており、1消防本部当たりの消防署数は、全国平均が2.4署に対して、本県は1.3署であり、本部機能と消防署の現場統括機能の区分が曖昧になりがちな状況にあります。

なお、東洋町や芸西村においては、消防に関する事務を隣接する室戸市や安芸市に委託しています。

② 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編

消防本部の体制について、消防本部と消防署との機能分担を明確化して再編することとし、広域化後、原則、消防本部の機能については、集約した上で広域連合本部へ移管する一方、消防署の機能については、庶務業務も含め、広域化後も消防署に存置します。

具体的には、広域連合本部の機能としては、市町村や県との連絡調整、人事・給与制度の立案、予算の編成と議会質疑対応、119番通報受電や現場への指令、警防・予防・救急等の制度の企画立案及び法令解釈などを担います。

他方、消防署では現場活動の総括や、経理・契約など予算の執行の実務、現場出動及び個別事案の対処、各種届出の受付などの機能を担います。

③ 消防本部機能の集約による専門化・高度化

消防本部機能を広域連合本部へ集約することで、例えば総務関係では、コンプライアンス機能を強化し、パワーハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進するほか、各業務における企画立案機能の専門性を強化し、デジタル化を含め高度な住民サービスの実現を図ります。

④ 消防本部機能の集約により生じた余力を生かした現場力の強化

現行の15消防本部で行われている通信指令業務に従事する人員のうち、消防指令システムの共同化により約半数を広域連合本部に集約し、残る約半数を消防署所の現場業務に従事させることで、現場力の強化を図ります。

⑤ 中山間地域の小規模消防本部における人材確保強化

広域化後は、県域全体をカバーする新たな本部体制への移行により、人口減少下での組織の持続可能性向上と規模拡大による職場の魅力向上を図ります。

特に、人口減少に伴い郡部の小規模消防本部では、新規採用職員の確保に困難が生じているため、県域全体で新規職員を一括採用することで、中山間地域等の欠員補充を含め、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化します。

2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

(1) 新組織の構成及び職員配置に関する基本方針

① 新組織の構成

広域化後の消防体制においては、従来の1本部1署体制では曖昧になりがちであった本部機能と現場統括業務の役割を明確化し、管理機能を広域連合本部に集約することで、県内全体の消防行政における管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場対応力の強化を目指します。各組織の基本的な役割は以下のとおりとします。

ア 広域連合本部の基本的な役割

広域連合本部は、消防行政全体に関する制度や施策の企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整を担います。また、消防組織法上、県内で唯一の「消防本部」として、現行の15消防本部の本部機能を集約化します。

イ 方面消防本部の基本的な役割

方面消防本部は、広域連合本部と消防署所間の連絡調整を担うとともに、応援職員の派遣など消防署所の支援を行います。また、「管理運営協議会」の場等を通じ、管内の市町村長との意思疎通を円滑化します。

ウ 消防署所の基本的な役割

消防署所は、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処など地域住民に最も身近な現場対応を担います。また、消防署所間の運営調整に必要な庶務機能は広域化後も存置するほか、市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整も行います。

【表6】広域化後の役割分担（案） ※通信指令業務を除く

| 組織名 (箇所数) | 基本的な役割と 広域化の意義 | 主な業務 | | |
|---------------|--|--|---|---|
| | | 総務 | 警防・救助・救急 | 予防 |
| 広域連合本部 (1) | <ul style="list-style-type: none"> ○消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等 ○消防組織法上、県内唯一の「消防本部」として、現行15本部の本部機能を集約 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者会議の運営 ・条例・施策、組織管理等の企画立案、政策評価 ・予算の編成及び執行管理、決算の調製 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画、運用方針の企画立案 ・規程等の改廃 ・各種調査、統計 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災予防対策 ・建築基準法に基づく消防同意 ・大規模、困難事案等への対応 |
| 方面消防本部 (6) | <ul style="list-style-type: none"> ○広域連合本部と消防署所間の連絡調整 ○消防署所の支援 ○「管理運営協議会」の場等を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・管内の消防署所の支援（応援職員の派遣等） ・管理運営協議会の運営 ・広域連合本部と署所間の連絡調整 ・方面消防本部内の調整 ・消防団事務（高知市から受託） | <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・消防水利の設置協議、情報集約等 ・救急症例検討会、救命講習等の実施 ・土地開発同意事務 ・車両や資機材の修理等の調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物や消防用設備に関する申請・届出手続 ・火災原因及び損害の調査 ・行政指導等による消防法違反是正 |
| 消防署所 (40) | <ul style="list-style-type: none"> ○消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処など地域や住民に最も身近な現場活動 ○消防署所の運営に必要な庶務機能は広域化後も存置 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団事務（市町村から受託） ・署の庶務 | <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村防災部局との連絡調整（災害対策本部等） ・災害、現場対応活動（消火、救助、救急） ・消防団員との訓練等 ・現地調査、点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防関係団体との連絡調整（女性防火クラブ等） ・消防法、火災予防条例に基づく届出手続 ・防火対象物、危険物施設の立入検査 |

② 職員配置

広域連合発足時（令和10年度～）は、実施計画に定める消防指令システムの再整備事業や先行的共同事業等を開始するために必要な人員を広域連合本部に配置することとし、人員数等については、実施計画策定過程において検討します。

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。

二次統合時（令和16年度～）は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

なお、現行15消防本部の職員を広域連合本部に派遣する場合、人材育成の観点での研修職員も含め、多くの消防本部から職員が派遣されるよう配慮します。

（2）新法人における所属毎人員配置に関する基本方針及び暫定的試算（シミュレーション）

① 全県での一次統合時

ア 現行消防本部（消防署所の所管部分を除く。）の廃止に伴う消防長や次長などの管理要員及びこれをサポートする総務部門の要員数の減少を見込みます（管理職20名程度減、総務部門40名程度減）。

イ 方面消防本部の新設に伴い必要と見込まれる、方面消防本部長及び総務部門の要員数の増加を見込みます。

【職員配置イメージ（日勤職員）（計85名程度増）】

・中央方面消防本部

本部長兼署長1名、総務担当17名、警防・救急・予防担当19名 計37名

・その他の方面消防本部

本部長兼署長1名、総務担当4名、警防・救急・予防担当4～6名

5方面消防本部で計48名

ウ 広域連合本部の新設に伴い、同本部に配置すべき要員数を以下（ア）のとおり40名強程度と概算で想定し、これを以下（イ）により、確保することを見込みます。

（ア）概算想定

【広域連合本部の職員配置イメージ（日勤職員）（計40名強程度）】

消防長1名、次長2名、総務担当20名程度（コンプライアンス推進室（仮称）、デジタル化推進室（仮称）を含む。）、警防・救急・予防担当18名程度

（イ）確保する人員見込み

a 現行消防本部において、警防・救急・予防部門に配属されながら、本部事務又は消防署所の事務に係る管理系業務に従事している職員相当数（約160人役）のうち、本部事務に係る管理系業務に従事している人員として広域連合本部への本部機能集約に伴い移管すべき人員数 ……30名強程度

b 広域連合本部の臨時的業務遂行のため、県・市町村等から派遣を求める人員数 ……10名弱程度

エ 上記ウに掲げた見積りは、暫定的な概算値であり、今後以下の観点から各消防本部と協議した結果を踏まえて、必要な見直しを行い、精査後の職員配置案を策定します。

(ア) 現行消防本部において行われている警防・救急・予防業務に係る企画立案・計画策定・困難事案処理等の事務は、デジタル技術の活用等により、原則として広域連合本部に集約することとし、これらの業務の高度化を図ります。

この観点から、広域連合本部への移管人員数はさらなる上積みを目指します。

(イ) 広域化後も消防署所において担うべき警防・救急・予防業務に係る住民への窓口機能やこれらの業務遂行のために必要な庶務機能を果たすために必要な人員（交替制確保のための人員を含む。）については、精査の上、各消防署所に存置します。

(ウ) 上記の結果、広域連合本部において必要と見込まれる人員を上回る余力が生じると見込まれる場合には、各消防署所における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保します。

② 二次統合時（令和16年度～）

ア 現行消防本部における通信指令業務の廃止に伴い、同業務に従事する要員数（100人役程度）の減少を見込みます。

イ 広域連合本部に設置する消防指令センターに必要と見込まれる要員数（47名程度）の増加を見込み、これを踏まえて消防署所から拠出すべき要員数を最近の通報件数比率等に応じて算定（以下のとおり）します。

ウ 以上の結果、消防署所で生じると見込まれる余力（53人役程度）については、各消防署所内における現場力の向上に充てるものと暫定的に想定して各消防署所において留保します。

【消防指令センターの職員配置イメージ】 計47名

- ・ 指令管理担当5名、指令要員42名（14名×三交替制）

※方面消防本部ごとの拠出要員数

中央：29名（令和10年比で7名の余力） 安芸：3名 中央東：5名

中央西：3名 高幡：3名 幡多：4名

- ・ 現行の通信指令業務の人役数：99.5人役

→ 二次統合時の人役数：47人役 ⇒ 52.5人役の余力

③ 総括表

単位：人役数（高知市のみ実員数）

| 区分 | 箇所数 | 現行 (R7.4.1時点) | | | 全県での一次統合時の 増減 | | | 全県での一次統合時 | | | 二次統合時の増減 | | | 二次統合時 | | | | |
|-----------|--------|------------------|-----|-----|------------------|-------------|-----|------------|-----|------------|----------|-------------|-----|-------|-----|-----|-------|-----|
| | | 管理系 | 現場系 | 計 | 管理系 | 現場系 | 計 | 管理系 | 現場系 | 計 | 管理系 | 現場系 | 計 | 管理系 | 現場系 | 計 | | |
| 新組織 | 広域連合本部 | 1 | | | | [注1] ▲41 | | ▲41 | 41 | | 41 | [注5] ▲47 | | ▲47 | 88 | | 88 | |
| | 方面消防本部 | 6 | | | | [注2] ▲85 | | ▲85 | 85 | | 85 | | | | 85 | | 85 | |
| | 小計 | 7 | | | | ▲126 | | ▲126 | 126 | | 126 | ▲47 | | ▲47 | 173 | | 173 | |
| 現行組織 | 高知市 | 消防局 | 1 | 91 | 4 | 95 | ▲55 | [注3] ▲4 | ▲59 | [注4] 36 | | 36 | ▲36 | | ▲36 | | | |
| | | 署所 | 8 | 27 | 253 | 280 | ▲1 | 4 | 3 | 26 | 257 | 283 | | 7 | 7 | 26 | 264 | 290 |
| | | 小計 | 9 | 118 | 257 | 375 | ▲56 | 0 | ▲56 | 62 | 257 | 319 | ▲36 | 7 | ▲29 | 26 | 264 | 290 |
| | 単独消防 | 消防本部 | 7 | 50 | | 50 | ▲22 | | ▲22 | [注4] 28 | | 28 | ▲28 | | ▲28 | | | |
| | | 署所 | 11 | 85 | 205 | 290 | ▲7 | | ▲7 | 78 | 205 | 283 | | 20 | 20 | 78 | 225 | 303 |
| | | 小計 | 18 | 135 | 205 | 340 | ▲29 | | ▲29 | 106 | 205 | 311 | ▲28 | 20 | ▲8 | 78 | 225 | 303 |
| | 消防組合等 | 消防本部 | 7 | 60 | | 60 | ▲24 | | ▲24 | [注4] 36 | | 36 | ▲36 | | ▲36 | | | |
| | | 署所 | 21 | 110 | 263 | 373 | ▲10 | | ▲10 | 100 | 263 | 363 | | 26 | 26 | 100 | 289 | 389 |
| | | 小計 | 28 | 170 | 263 | 433 | ▲34 | | ▲34 | 136 | 263 | 399 | ▲36 | 26 | ▲10 | 100 | 289 | 389 |
| | 合計 | 広域連合本部 | 1 | | | | 41 | | 41 | 41 | | 41 | 47 | | 47 | 88 | | 88 |
| 方面消防本部 | | 6 | | | | 85 | | 85 | 85 | | 85 | | | | 85 | | 85 | |
| 消防局・本部 | | 15 | 201 | 4 | 205 | ▲101 | ▲4 | ▲105 | 100 | | 100 | ▲100 | | ▲100 | | | | |
| 署所 | | 40 | 222 | 721 | 943 | ▲18 | 4 | ▲14 | 204 | 725 | 929 | | 53 | 53 | 204 | 778 | 982 | |
| 消防学校への派遣等 | | | | 57 | 57 | | | | | 57 | 57 | | | | | 57 | 57 | |
| 計 | | | 423 | 782 | 1,205 | 7 | 0 | 7 | 430 | 782 | 1,212 | ▲53 | 53 | 0 | 377 | 835 | 1,212 | |

[注1] 広域連合本部には、消防職員34名のほか、県及び市町村からの派遣職員7名を追加。

[注2] 中央方面消防本部37名（消防団担当5名他を含む）、5方面消防本部48名の合計。

[注3] 高知市消防局の現場系4名（日勤救急隊）は消防署所へ移行。

[注4] 指令要員を消防局・消防本部の人員としている。（高知市消防局36名、単独消防28名、消防組合等36名の計100名）

[注5] 高知市消防局の指揮指令要員29名、単独消防から拠出される指令要員8名、消防組合等から拠出される10名の合計。

(3) 人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

① 「消防力の整備指針」に基づく人員充足率の改善

消防力の整備指針が示す人員配置数は、市町村が目標とすべき装備、車両等や人員の整備水準を示したもので、国（消防庁）が定める一種の努力目標と位置付けられるものです。

広域化後はスケールメリットを反映して整備すべき装備・車両等の数量自体の減少が見込まれるものであり、全県での一次統合時には新たな消防本部体制の下で必要な整備水準及びこれに対応した人員配置数を再計算して提示します。

この努力目標達成に向けては、人員増に要する財源の確保が不可欠です。このため、整備指針に基づく人員充足率等の改善に向けては、三交替制勤務への移行、給与水準の均一化などの人件費の増額を伴う他の諸課題の取扱いと併せて、消防指令システムの共同化等による費用節減効果の見通しも精査しつつ、取組方針を検討します。

② 三交替制勤務への移行

三交替制勤務は、職員の労務負担の軽減やワークライフバランスの向上といった観点から、働き方改革を推進する上で有効な勤務形態であり、併せて現場の消防力の強化にも資することから、導入に向けた検討が望まれる課題です。

一方、三交替制勤務の導入に際しては、必要人員の増加や、それに伴う多額の財源確保が

必要となります。

このため、今次の消防広域化に際しては、当面、地域における行政サービスの水準の決定に関する各市町村の判断を尊重する「多様性尊重型」の対応に軸足を置き、各関係市町村が地域の実情に応じて検討を行うことを要請します。

③ 欠員補充等に要する人員増

消防職員の欠員は、現場対応力の低下や職員の負担増につながることから、広域化に当たり、必要最小限の処遇統一として優先的に検討すべき課題と位置付けられます。このため、欠員の解消に向けて、必要な財源確保の方策をはじめとする条件整備について、関係市町村において速やかに検討を行うよう要請するとともに、広域連合における支援のあり方について検討します。

3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

(1) 人事制度・運用に関する基本方針

① 任用

広域化前において市町村の消防本部に勤務していた消防職員は、広域化に際して一旦退職の手続きを行った上で、広域連合において新たに採用されるものとします。

なお、広域化前の勤務継続年数等については、広域連合に引き継ぐものとします。

② 職名及び階級

職名及び階級については、現行15消防本部で異なるため、現状の職員数が最も多い高知市の現行制度をベースとして統一するものとします。

(2) 新規採用職員の採用、配置等に関する基本方針（地域枠の設定等）

広域化後の新規採用は、人材確保や計画的な人材配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施することを基本とし、併せて、地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討します。

地域枠の設定に当たっては、採用後は一定期間当該地域に勤務することを条件とする一方、採用時の地域選択において第2希望を認めるほか、採用後の事情変更に応じた選択変更を柔軟に認めるなど、弾力的な運用を図る方向で検討します。

(3) 既存職員の人事異動等に関する基本方針及び広域異動に関する暫定的試算

① 既存職員の人事異動等に関する基本方針

広域化後の人員配置として、一部の職員については、広域連合本部への配置など広域的な人事異動を求める機会が従来より増加することが見込まれますが、大多数の消防職員の場合、引き続き同じ管轄区域内での配置を中心とした人事異動の運用が想定されます。広域化後の人事異動はこのような見通しを前提として、職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて検討することとします。

② 広域異動に関する暫定的試算

広域化後、新たに広域異動の対象となるポスト数は、現時点での人員配置見通しを前提に試算した場合、全県での一次統合時15人程度、二次統合時18人程度、合計33人程度（全体1,205人の約3%）が想定されます。

ア 全県での一次統合時

本部機能の集約化や、新たに設置する「コンプライアンス推進室（仮称）」、「デジタル化推進室（仮称）」などの業務に対応するための要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ15名程度の広域異動を想定します。

ただし、本試算は、警防、救急、予防部門における人員配置について、現時点での仮算定に基づくものであり、今後変動を生じることがあります。

イ 二次統合時（令和16年度～）

全県での一次統合時の要員に加え、広域連合本部に設置する県一消防指令センターに必要と見込まれる要員として、高知市外の所属から広域連合本部へ18名程度の広域異動を想定します。

4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

職員の処遇等については、当面は「(A) 多様性尊重」に軸足を置き、一次統合時点では必要最小限の均一化を図った後、消防指令システムの共同化等により処遇均一化のための所要財源確保の目処を立てることと併行して、残る均一化の課題解決を検討します。

| 基本スタンス | 基本的考え方 | 市町村の財政負担 | 基準財政需要額との関係 |
|-----------|--|----------------------------|------------------------------|
| (A) 多様性尊重 | 市町村消防の原則に鑑み、処遇統一等は必要最小限にとどめ、各市町村の判断を尊重 | 均一化の範囲を絞り込めば財政負担は限定的 | 交付税は使途制限のない一般財源のため市町村の自律性を尊重 |
| (B) 均一化推進 | 同一組織である以上、職員処遇等はできる限り早期に均一化 | 現実的には高水準にあわせるため多額の財政負担が生じる | 交付税制度で保障された基準財政需要額レベルは最小限支出 |

(2) 給与等の勤務条件に関する基本方針

広域連合の職員の給与等の勤務条件については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして統一する方向で検討します。

(3) 給料表格付等の取扱い（新規採用職員の扱い、既存職員の扱い、財政負担増の場合の財源確保ルールについての基本的な考え方）

給料表の適用に当たっては、広域化前の実態を踏まえつつ、以下の基本的な考え方に基づき対応します。

- ① 新規採用職員については、高知市に準拠した給料表及び格付基準を適用します。
- ② 既存職員については、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、高知市に準拠した新給料表に移行することとします。

その際、新規採用職員の初任給引き上げに伴い若年職員との間で逆転が生じないように給料月額の調整を行う方向で検討します。

(4) 諸手当、福利厚生等の取扱い（退職手当、広域異動時の宿舍提供等）

諸手当及び福利厚生等の取扱いについては、広域化前の実態を踏まえ、現状の職員数が最も多い高知市をベースとして統一する方向で実施計画において定めるよう検討します。

また、退職手当については、職員の在職期間を広域化前後で通算し、退職手当の不利益が生じないように取り扱います。なお、退職手当の支給事務の取扱いについては、現行15消防本部で方式が異なるため、今後、対応を検討し、実施計画において方向性を定めます。

広域異動する職員については、住居手当の支給等により住居の確保を支援します。

5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

① 歳入

歳入は以下の内容を基本とします。

県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源とします。

② 歳出

歳出は以下の内容を基本とします。

ア 構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額

イ 消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要となる経常経費

ウ 新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）

エ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）

オ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）

カ なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととします。

【上記に基づいた令和6年度決算額等による新組織運営に要する財政規模の暫定的試算】

① 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費

ア 構成市町村における消防に係る経費（令和5～6年度平均値）

： 169.8億円

イ 消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費

： 7.5億円

ウ 新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）

： 2.3億円

② 新組織の立ち上げ時に必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）

： 6.8億円

③ 新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）

： 176.6億円

(2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則（高知市予算規則（昭和54年5月15日規則第45号）、高知市会計規則（昭和39年4月1日規則第11号の2）、高知市契約規則（昭和40年3月15日規則第4号）等）を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用することとします。

(3) 指定金融機関

新組織における指定金融機関は、高知市における指定金融機関と同様とします。

6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する既存の不動産又は償却資産以外の財産は、広域連合が所有（既存財産は広域連合に無償譲渡）することとします。

(2) 不動産及び償却資産

① 市町村が所有する既存の財産・債務

市町村が所有する既存の財産及び債務の取扱いは以下のとおりとすることを基本とします。

ア 消防署所の土地、建物等、広域化後も専ら当該市町村が受益するものについては、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は、当該市町村に存置することとします。

イ 広域化後に複数の市町村が受益するものについては、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担することとします。

② 一部事務組合が所有する財産・債務

消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務については、以下のいずれかを選択できることを基本とします。

ア 当該組合の構成市町村で財産・債務を分割所有し、各市町村が公債費を負担することとします。

イ 当該組合から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、当該組合の構成市町村が分賦金として負担することとします。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、消防署所の土地、建物、車両等、専ら特定の市町村が受益するものである場合は、当該市町村が所有し、その取得又は改修に要する費用を負担することとします。

新規施設整備等により取得又は改修する財産が、複数の市町村が受益するものである場合、広域連合が所有し、その取得又は改修に要する費用は、受益市町村が分賦金として負担することとします。

(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用については、各市町村において起債等により資金を調達することとします（(1)後段の場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達することとします）。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

(1) 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的な内容

- ① 専ら消防署所の運営に要する経費については、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域において選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本とします。
- ② 広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請します。
- ③ 今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努めることとします。

【分賦金算定の方向性】

広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討することとします。

ア 全市町村が受益する経費

広域連合本部の運営に要する経費（人件費を含む経常的経費、指令システム・業務システム関係経費等）については、全市町村で案分。

イ 方面消防本部の構成市町村が受益する経費

方面消防本部の運営に要する経費（人件費を含む経常的経費等）については、方面消防本部の構成市町村で案分。

ウ 消防署所の所在市町村が受益する経費

消防署所の運営に要する経費（人件費、装備品を含む経常的経費、消防署所の改修を含む投資的経費）については、消防署所の所在市町村で案分。

エ 専ら特定市町村に便益をもたらす経費

非常備消防の経常的経費（委託した場合）等については、受益する市町村の分賦金として算定。

9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後は、消防行政に関する制度や施策の企画立案、国、県、市町村との連絡調整など消防組織法上の県内唯一の消防本部としての役割を「広域連合本部」が担い、広域連合本部と管内消防署所との調整を「方面消防本部」が分掌します。

「消防署所」は消防サービスや災害対応に係る個別事案への対処などの現場活動、地域や住民に最も身近な業務に責任を持って従事する体制とします。

(1) 広域連合本部の主な業務

消防行政全体に係る施策、組織体制や人事管理等に関する制度の企画立案及び執行統括、条例案や予算案の作成、警防・救助・救急・予防等、各分野における計画の策定など、広域連合全体としての意思決定に係る事務のほか、消防署所での対処が困難な事案への対応など、高度な技術を要する専門性の高い業務を担います。

(2) 方面消防本部の主な業務

管内の消防署所の人事や予算などに関し、広域連合本部及び消防署所間との連絡調整窓口として情報伝達・集計等の業務を処理するとともに、応援職員の派遣といった消防署所の支援を行うなど、管内の消防行政の円滑な運営に寄与します。

(3) 消防署所の主な業務

主として消火・救急・救助などの現場における個別事案の対処活動に当たります。あわせて、消防団との連携、消防団事務や消防水利の管理（市町村から委託された場合）、火災予防業務（許認可・査察・防火指導等）を通じ、地域に密着したサービスを提供するとともに、地元市町村等との緊密な連携により、地域の安全を支える役割を果たします。

(4) 市町村から委託された業務

消防団事務及び消防水利の管理を市町村から委託された場合は、消防署又は方面消防本部で実施します。

10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、現状、市町村からの委託等により消防本部が担っている場合が多いことを踏まえ、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たることとします。

受託する事務の範囲については、実務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担方式の「標準形」を以下のとおり設定します。

「標準形」と異なる取扱いを希望する市町村については、その意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村の対応方針を実施計画において定めることとします。

<消防団に関する事務の標準形（案）>

| 消防団事務等 | 標準形（案） |
|----------------------------|--|
| 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令 | 各市町村において実施 |
| 団員報酬規程の決定・支給 | 各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出 |
| 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給 | 各市町村予算に計上して支出、受給 |
| 消防団と常備消防に共通する事務、これに係る収入支出 | 広域連合予算に計上して収入、支出 (各市町村は広域連合に分賦金を支出) |

<消防水利事務等の標準形（案）>

| 消防水利事務等 | 標準形（案） |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 消防水利の設置、維持管理 | 各市町村において実施 |
| 水道の消火栓の設置及び管理に要する費用等の相当額の補償 | 各市町村 |
| 消防水利の指定、標識の掲示 | 広域連合予算に計上して収入、支出 (市町村は広域連合に分賦金を支出) |

11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

(1) 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。具体的には、消防団と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。

- ① 定例的な連絡会議の開催
- ② 連絡調整担当職員の配置
- ③ 合同訓練の実施
- ④ 連絡通信手段の確保
- ⑤ 災害発生時等における連絡体制の確保

(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、以下の取組を推進します。

- ① 市町村長及び危機管理担当幹部と、消防署長及び幹部による定期的な協議の場の設置
- ② 防災・国民保護担当部局と消防署所間の人事交流
- ③ 構成市町村の災害対策本部への消防署所職員の派遣
- ④ 夜間・休日等における相互の連絡体制の確保
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 情報通信手段の整備による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線端末を消防署所に設置し、24時間体制を確保

12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

(1) 出動体制・部隊運用の改善に関する基本方針

広域化後、消防指令システムの共同化を図り、現行15消防本部の管轄区域を越えて、現場に最も近い消防署所から必要な部隊を出動させる「直近指令」や、出動可能な部隊が近くの消防署所にいなくなった場合に他の消防署所の部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」体制を構築します。

これにより、火災・救助・救急事案への現場到着時間を短縮し、迅速な出動体制の実現を目指します。

南海トラフ地震などの大規模災害時には、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うとともに、他県からの緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指します。

(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

全县での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く）の広域連合本部への集約に伴う人員の再配置を進め、広域連合本部及び方面消防本部における組織体制を整備します。

二次統合時（令和16年度～）は、通信指令業務の広域連合本部への集約化により、通信指令業務を担当する人員を減少させて余力を生み出し、それを各消防署所の現場へ再配置することで、消火・警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

(3) 各部門における消防サービスの充実・高度化に関する取組方針

各部門における装備・車両等については、重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備を進めます。

県全域を通じた整備水準の平準化については、10年間の装備・車両等の整備に関する計画を策定する中で検討します。

① 消火・警防部門

ア 高性能ドローンや走破性に優れた小型救助車など、最新技術を活用した資機材・車両については、広域連合本部においてデジタル技術の進展を踏まえた技術戦略を検討した上で、計画的に整備を進め、狭隘地や山間部をはじめとする本県の特徴的な様々な現場において、迅速かつ的確に対応できる警防体制の構築を目指します。

イ 広域化に伴う人員再配置による現場力強化や、「直近指令」や「ゼロ隊運用」による火災現場への初動部隊の迅速投入などを通じて、火災の拡大を防ぎ、早期消火を可能とする体制のさらなる充実を図ります。

② 救急部門

ア 郡部から高知市内への長距離搬送については、複数の救急隊がリレー方式で搬送を分担する「中継搬送」を活用することで、郡部の救急隊が早期に自地域へ戻り、次の救急要請に備える体制を確保し、救急の空白時間帯が生じないように取り組みます。

イ 広域化に伴う人員再配置によって現場要員の確保や兼務の解消を進め、増加する救急需要に的確に対応するため、救急要請が多い昼間の時間帯に対応する「日勤救急隊」の

体制拡充を図ります。

日勤救急隊は育児や介護と仕事との両立が必要な職員や、60歳以上の経験豊富なOB職員等で編成し、通常の交替勤務とは異なる勤務形態を取り入れることで、職員の働きやすさを確保しつつ、地域の救急体制の強化を図ります。

ウ 気管挿管や薬剤投与など、救急救命士が行う処置の範囲が年々広がる中、高度な救急資機材については、重複を避けつつ、計画的に整備を進めます。あわせて、広域化による人員再配置を生かして訓練や研修を充実させ、救命率の一層の向上を図ります。

③ 救助部門

ア 南海トラフ地震などの大規模災害に備え、広域化による人員再配置を生かし、例えば、県内から選抜された救助隊員で「特別高度救助隊」を編成するなど、迅速かつ高度な救助活動の実現を目指します。

イ 山岳救助や水難救助、都市部の中高層建物等からの救助など、特殊な条件下における救助技術について、県内各地の様々な訓練施設を活用した合同訓練を行うことで、救助部隊間の連携力強化を図るとともに救助技術全体の底上げを図ります。

④ 予防部門

ア 広域化による人員再配置を生かし、専門性の高い職員を広域連合本部に配置して、困難事案を処理する一方、各消防署では住民や事業者が身近な場所で相談や指導を受けられる体制を充実します。

これにより事案の性質に応じて、より迅速かつ的確に必要なサービスを提供できる予防行政の実現を目指します。

イ 火災予防に関する許認可や届出の電子申請化を推進し、住民や事業者の手続きをより簡便にし、利便性の向上を図ります。

ウ 火災予防条例の全県域での統一をはじめ、制度や運用の標準化を進めることで、予防行政の質を高めることを目指します。

(4) 住民サービスの向上と魅力ある職場環境の両立（一部再掲）

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、デジタル化の推進、消防・救急・救助の高度化や、職員の働きやすさを支える施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現します。

① コンプライアンス推進室（仮称）の設置

パワハラ防止や、消防職員が安心して働ける環境づくりのために、広域連合本部の新たな機能として、コンプライアンス推進室（仮称）を設置します。

この室が機能することにより、若者や女性にとっては魅力的な職場となり、将来の消防の担い手確保につながります。

また、消防職員にとっては職場の悩みが減り離職予防や定着促進につながります。

② デジタル化推進室（仮称）の設置

ハイスペックドローンや電子申請等の消防DXの導入により、組織の業務効率化と住民の利便性向上を図ります。

この室が機能することにより、住民にとっては、例えば、手続きのオンライン化が進み、いつでも、どこでも申請ができ、予防手続きなどの利便性が向上します。

また、消防職員にとっては最新機材の導入による災害対応力の向上や、各種手続きの業務負担を軽減することができます。

③ 効率的な部隊運用（中継搬送の活用）

患者を長距離搬送するときに、途中で別の救急隊に引き継ぐ「中継搬送」を活用することで、早期に自地域に戻り、次の救急出動に備える部隊の運用を効率的に行います。

中継搬送の活用により、住民にとっては、最寄りの消防署に救急車が不在の時間帯が減り、安心・安全につながります。

また、消防職員にとっては非番招集や長距離・長時間出動の負担を軽減することができます。

なお、中継搬送については、傷病者の容態や引継先の消防署の出動体制に支障のない範囲で運用します。

④ 直近指令・ゼロ隊運用

消防指令システムを共同化することで、従来の管轄を越えて、現場に最先着できる部隊を出動させる「直近指令」や「ゼロ隊運用」を行うようにします。

これらにより、住民にとっては、現場に最も近い隊が駆けつけてくれるようになり、被害軽減・救命率向上につながります。

また、消防職員にとっては到着遅れへの不安が減少し、初動対応の迅速化と効率化に貢献できます。

⑤ 迅速かつ高度な救助活動の実現

南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合に、迅速かつ高度な人命救助を実施することができるよう、特別高度救助隊の創設などを検討します。

こうしたことにより、住民にとっては、専門性の高い隊が活動することへの期待で安全・安心につながります。

また、消防職員にとっては隊における訓練や活動を通じて高い専門性と高度なスキルを身につけることができ、キャリアアップに生かされます。

⑥ 広域化に伴う人員再配置による現場体制の強化

直接部門と間接部門の兼務の解消を進め、現場体制を強化します。あわせて、救急需要のピーク時間帯である昼間に対応を行う「日勤救急隊」を拡充します。

広域化に伴う人員再配置により、住民にとっては、昼間に運用されている救急車が増えることで、日々の安全・安心につながります。

また、消防職員にとっては育児や介護と仕事を両立しやすい働き方の選択肢が広がります。

(5) 職員研修体制の充実 ※消防学校・消防大学校での研修を含む

消防職員の教育や研修は、災害の多様化などに対応できる力を身につけるために欠かせない取組です。

また、救急救命士や予防技術資格者など、専門的な資格を持つ職員を計画的に育成していくことも重要です。

広域化後の新しい組織では、より高度で専門的な消防業務を確実にいき、県民の安全と安心を守るため、職員研修の充実や資格取得の支援を進めていくことが求められます。このため、消防学校や消防大学校での研修を含め、今後の研修の進め方や資格取得のあり方については、実施計画の中で方向性を検討していくものとします。

13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項

(1) 消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針

通信指令業務の集約化を実現するため、これに必要な消防指令システムを備える消防指令センターを令和15年度末完成を目途に新たに整備します。

システムの仕様は、消防庁の定めるⅢ型（管轄人口40万人以上）を想定し、具体的に検討を進めます。

消防指令センターでは、本県全域の119番通報を受信し、災害等の発生場所をシステム上で迅速に特定した上で管轄の消防署所に出動指令を行います。

消防指令センターや消防署所、出動部隊の間での通信に必要なデジタル無線については、県や市町村が使用している既存の無線施設や無線設備を最大限活用して基地局の最適化等を行った上で、県全域での通信が可能となるよう、消防指令センター整備と併せて新たに整備します。

(2) 消防広域化に伴う人員再配置（再掲）

全県での一次統合時は、現行15消防本部の本部機能（通信指令業務を除く。）を広域連合本部に集約し、それに伴い人員の再配置を進めます。

二次統合時は、通信指令業務の集約化により、消防署で行っていた通信指令業務を県一消防指令センターで一括して行うことで余力を生み出し、それを現場へ再配置します。

これにより、警防、救急、救助、予防の各部門における現場力強化を図ります。

(3) 整備スケジュール及び現行システムからの移行計画に関する基本方針

新たな消防指令システム及びデジタル無線、消防指令センターについては、高知市及び土佐市が共同運用している現行システムの更新期となる令和15年度末の完成を目途に整備します。

新たに整備されるまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、令和15年度末までに更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行います。

(4) 消防指令センターの整備スペースの確保に関する方針

新たな消防指令センターについては、広域連合本部の事務室と同一の施設内に設置することが望ましいことから、高知市消防局などの既存施設内において整備を図る方向で、実務的な検討を進めます。

(5) システム整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

通信指令業務を集約化し、現行15消防本部の全て（現在システムを未整備の2本部を含む。）において使用することとなる新たな消防指令システムを共同して整備する場合について、整備及び運用のコストの削減効果に関する暫定的試算の結果は以下のとおりです。

【暫定的試算の前提条件】

新たな消防指令システムを令和7年度価格で整備し、一般的な耐用年数とされている10年間運用するものとします。

【整備及び運用コストの試算額】

この間に必要な整備費、維持管理費、中間更新費を概算で見積もった上で合計します。

| | |
|--|---------|
| (A) 新たな仕様の消防指令システムを現行15消防本部 共同で整備し運用した場合 | 73.2億円 |
| (B) 新たな仕様の消防指令システムを現行15消防本部が それぞれ単独で整備し運用した場合の合算額 | 186.4億円 |
| (C) 現行の消防指令システムを現行13消防本部単独で 再整備し運用した場合 | 70.7億円 |

【整備及び運用コストの実質的な負担額】

上記から国による財政措置額（地方交付税措置額）を控除した後の実質的な財政負担の試算額は以下のとおりです。

| | |
|--------------------------|---------|
| (A)' 新たな仕様の消防指令システムの共同整備 | 42.1億円 |
| (B)' 新たな仕様の消防指令システムの単独整備 | 130.0億円 |
| (C)' 現行の消防指令システムの単独再整備 | 54.2億円 |

【共同整備・運用に伴う節減効果】

以上を踏まえ、新たな消防指令システムの整備及び運用による10年間でのコスト削減効果に関する暫定的試算は以下のとおりです。

| | |
|--|-------------------------|
| ①新仕様のシステム整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 （仕様向上に伴うメリットを加えた実質的な効果額） | ▲ 87.9億円 (A)' - (B)' |
| ②現行システムの再整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 （仕様向上に伴うメリットを含まない外形的な効果額） | ▲ 12.1億円 (A)' - (C)' |

(6) デジタル無線整備及び運用によるコスト削減効果に関する暫定的試算

現行15消防本部で使用されているデジタル無線について、設備の更新時に共同して整備する場合の整備及び運用のコストの削減効果に関する暫定的試算の結果は以下のとおりです。

【暫定的試算の前提条件】

新たなデジタル無線を令和7年度価格で整備し、一般的な耐用年数とされている10年間運用するものとします。

【整備及び運用コストの試算額】

この間に必要な整備費、維持管理費を概算で見積もった上で合計します。

| | |
|---|---------|
| (A) 新たなデジタル無線を現行15消防本部が 共同で整備し運用した場合 | 98.8億円 |
| (B) 新たなデジタル無線を現行15消防本部が それぞれ単独で整備し運用した場合の合算額 | 114.6億円 |

【整備及び運用コストの実質的な負担額】

上記から国による財政措置額（地方交付税措置額）を控除した後の実質的な財政負担の試算額は以下のとおりです。

| | |
|---------------------|--------|
| (A)' 新たなデジタル無線の共同整備 | 35.9億円 |
| (B)' 新たなデジタル無線の単独整備 | 70.2億円 |

【共同整備・運用に伴う節減効果】

以上を踏まえ、新たなデジタル無線の整備及び運用による10年間でのコスト削減効果に関する暫定的試算は以下のとおりです。

- ・新たなデジタル無線の整備を単独で行った場合に比べたコスト削減効果 ▲34.3億円
(A)' - (B)'

14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

(1) 人事、給与、財務会計、消防業務等の業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進します。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討します。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入を併せて検討します。

その際、整備対象とすべき業務、所属、整備時期等について優先度を検討し、必要性、緊急性の高いものから段階的に整備を進めることも検討します。

また、新システム移行までの間は、現行各消防本部において使用されているシステムも可能な限り併用する暫定的な運用も行うことにより、円滑な移行を図るものとします。

具体的には、次の方針により実務的な検討を進め、円滑な移行を図るための計画を実施計画において定めることとします。

【行財政システム】

- ① 日常的な業務量が多く資金管理上も速やかな状況把握の必要性が高い給与関係事務、財務会計事務に係るシステム
 - ② 新たな組織となる広域連合本部において必要なシステム（特に新たに必要な全県レベルでのデータ集計の業務を行うためのシステム）
- などを優先し、一次統合時までにシステム整備が概成することを目指します。

【消防関係システム】

消防指令システムとの連携を図るため、令和15年度末までにシステム整備が概成することを目指しつつ、救急事案管理や防火対象物管理など日常的な業務量が多く、住民サービス向上に直結する業務に係る台帳整備等のシステム整備を優先します。

(2) ドローン、GPS等最新のデジタル技術活用に係る方針

ハイスペックドローンの導入のほか、AVM(車両動態管理システム)、火災予防に関する許認可や届出の電子申請化等、デジタル技術を活用して消防サービスの高度化や業務の効率化を図ります。

このため、一次統合時には人員再配置と併せて、広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設け、広域連合の業務全体にわたるデジタル化に係る企画立案及び進行管理の機能を強化します。

第6章 防災関係機関との連携の確保

1 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、消防団と消防署所の連携を図るため、定例的な連絡会議の開催や、連絡調整担当職員の配置、合同訓練等の実施、連絡通信手段の確保、災害発生時における連絡体制の確保などの以下の取組を推進します。

【表7】消防本部と消防団との連携の例

| 項目 | 現行の連携事例 | 広域化に伴う対応 |
|-------------------|--|--|
| 定例的な連絡会議の開催 | ・本部と消防団の幹部会や連絡会などを開催 (年1回や年複数回など) | 本部→署所 ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応 |
| 連絡調整担当職員の配置 | ・本部へ消防団係や担当を配置、署長を連絡担当として配置など | |
| 合同訓練等の実施 | ・消火、中継放水、ボート操船、水防対策などの訓練を実施（毎年開催や毎月開催など） | |
| 連絡通信手段の確保 | ・電話(団員名簿、連絡先の作成)、メール(自動配信含む)、FAX、消防デジタル無線、アプリ(LINE、LoGoチャット、エルガナ、すぐ参集メール) など | デジタル技術の活用により高度化 |
| 災害発生時等における連絡体制の確保 | ・招集用のメール(指令台からの自動配信含む)、自動音声電話、消防デジタル無線等、アプリ(LINE、LoGoチャット、すぐ参集メール) など | |

2 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村の防災・国民保護担当部局等と緊密な連携を図っており、広域化により消防本部が集約された後も、地域を所管する消防署所において、この連携を維持することとします。

具体的には、構成市町村と消防署所の連携について、市町村長及び危機管理担当幹部と協議会や定例的な連絡会議の開催や、防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流、構成市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等、夜間・休日等における市町村の防災業務についての消防職員による初動時の連絡の分担、総合的な合同防災訓練の実施、防災・国民保護担当部局との情報通信手段の充実による連絡体制（非常時）の強化、防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することによる24時間体制の確保などの取組を推進します。

【表8】市町村の防災・国民保護担当部局との連携の例

| 項目 | 現行の連携事例 | 広域化に伴う対応 |
|---|--|--|
| 市町村長及び危機管理担当幹部と協議会や定例的な連絡会議の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 消防本部の幹部職員等が国民保護協議会への参画 防災会議への参画 その他、連絡協議会や市町村庁内会議、地区の協議会等への参画 | 本部⇒署所 ※広域化前に本部が実施主体となっていたものは、各署所により対応 |
| 防災・国民保護担当部局と消防本部間の人事交流 | <ul style="list-style-type: none"> 香美市消防本部から香美市へ派遣（防災対策課係長として任用） | |
| 構成市町村の災害対策本部への各消防署所の職員の派遣等 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部へ消防職員をリエゾン・情報連絡員として派遣 | |
| 夜間・休日等における市町村の防災業務についての消防職員による初動時の連絡の分担 | <ul style="list-style-type: none"> 消防職員を市町村危機管理課に兼務発令 消防職員が津波注意報、津波警報、大津波警報のサイレン吹鳴と放送を実施 消防職員が指令による出動指令と連動し、各市町村に対し事案発生時の連絡メールを送付 等 | |
| 総合的な合同防災訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が毎年実施している総合防災訓練に消防本部が参画 等 | |
| 防災・国民保護担当部局との情報通信手段の充実による連絡体制（非常時）の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 防災無線、衛星電話、アプリ（LoGo チャット、LINE、エルガナ） 等 | デジタル技術の活用により高度化 |
| 防災行政無線の親機や遠隔操作機を設置することによる24時間体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 消防本部に遠隔操作機・子機を設置 | |

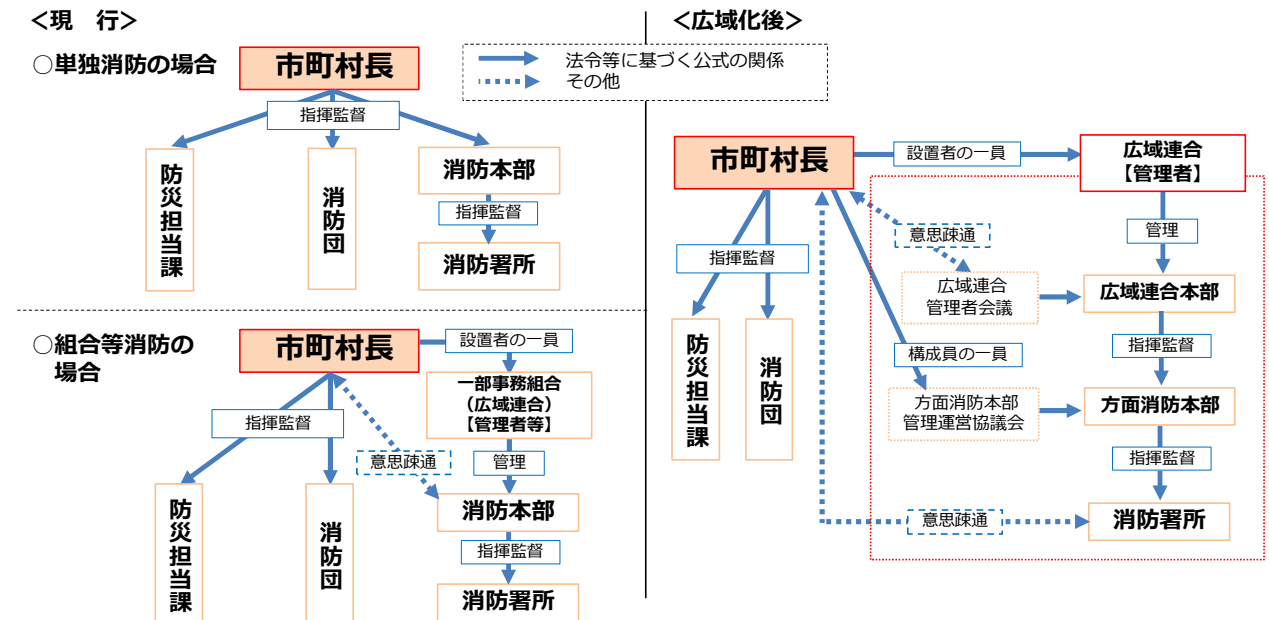
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会との関係

1 市町村長との関係

現行15消防本部が担う本部機能は、広域化後は基本的に広域連合本部に移行することとなるため、条例・予算といった消防行政の企画立案に係る重要事項や施策の執行管理に関し広域的に共通する課題等については、広域連合管理者会議や方面消防本部管理運営協議会の場を通じて、市町村長の意見が反映されることとなります。

他方で、消防サービスや災害対応に係る個別事案の対処については、引き続き消防署所において処理されるため、こうした事案処理に係る市町村長の意見については、消防署所が窓口となって調整に当たることとなります。

【図17】広域化後における市町村長と消防機関等との関係のイメージ

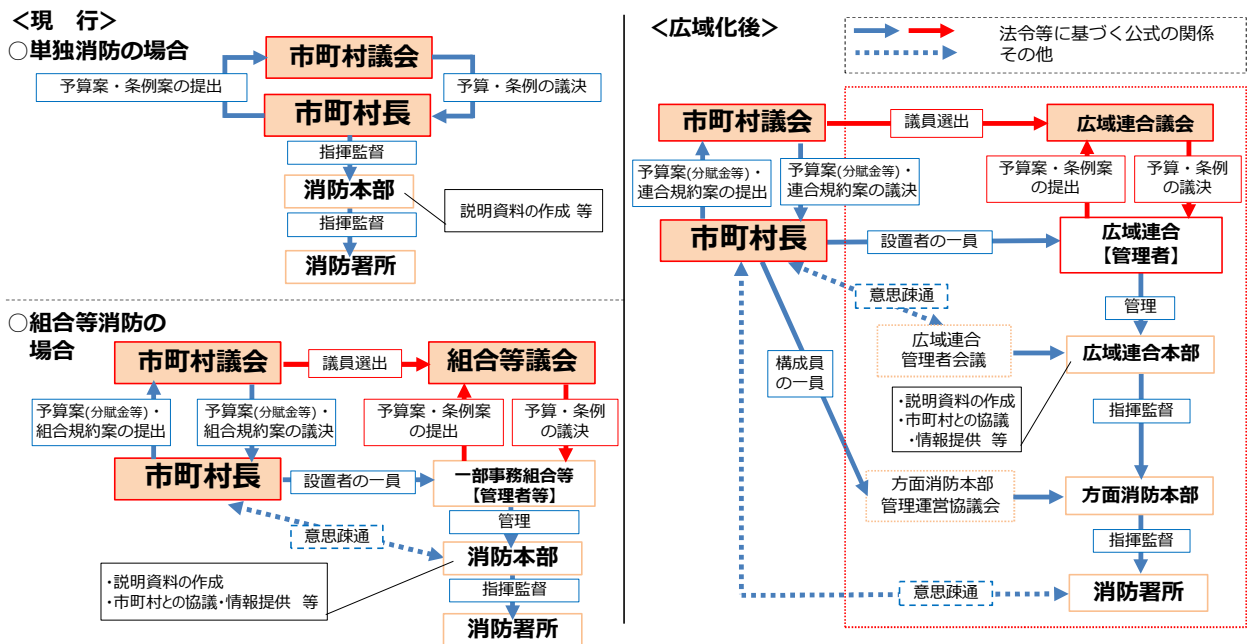


2 市町村議会との関係

広域化後は、議決機関として広域連合議会を設置し、消防（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）に関する条例案・予算案等の提出権は広域連合長が、その議決権は広域連合議会が有することとなります。

広域連合議会議員に選出された市町村議会等の議員は、条例や予算等の審議を通じて意見し、その他の市町村議会等の議員は、市町村長又は広域連合議会議員に対して意見を申し出ることにより、意見の反映を図ることが想定されます。

【図18】 広域化後における市町村議会と広域連合との関係のイメージ





1 実務協議会の目的

今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力の確保を図ることを目的として、県全域で常備消防組織の一元化を目指す「高知県消防広域化基本計画」（以下「基本計画」）に基づき、広域化後の円滑な運営について定める「高知県消防広域化実施計画」（以下「実施計画」）案を検討する。

2 実務協議会の全体構成

（1）消防広域化に関する実務協議会（任意協議会）

基本計画を議論のベースとして、実施計画案の取りまとめのために必要な事項や、専門部会等での議論を踏まえた必要な事項について、協議及び検討を行う。

（2）専門部会（総務部会、財務部会、消防業務部会、通信・システム部会）

実施計画案に定める事項のうち、各専門分野に関することについて協議等を行う。

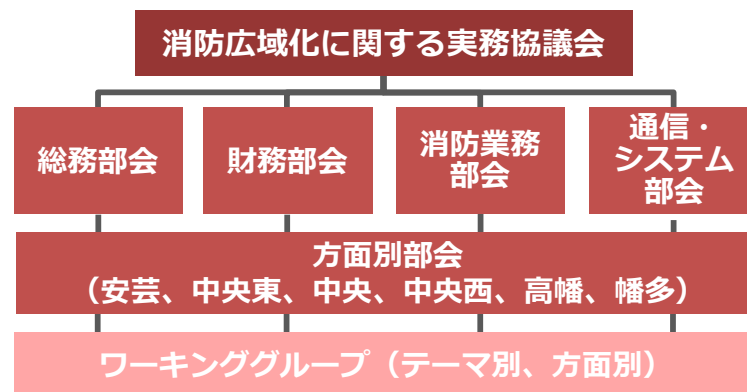
（3）方面別部会（安芸、中央東、中央、中央西、高幡、幡多）

実施計画案に定める事項について、方面別に協議を行う。

（4）ワーキンググループ（テーマ別、方面別）

専門部会での検討に当たり、実務レベルの事項について、
①テーマ別、②方面別に、協議等を行う。

＜任意協議会の全体構成イメージ＞



| | | 主たる任務 | |
|---------------------------------------|-----------|--|--|
| 消防広域化に関する実務協議会 | | ◇実施計画案の検討 ◇各部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項の協議 | |
| 専門部会 | 総務部会 | ◇検討会全体の運営の総括に関すること ◇広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること | ◇実施計画案全体の取りまとめに関すること ◇先行的共同事業に関すること 追加 |
| | 財務部会 | ◇広域連合の財務、施設及び装備に関すること | ◇広域連合の分賦金の負担の基準に関すること |
| | 消防業務部会 | ◇消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関すること ◇市町村の防災に係る関係機関との連携の確保に関すること | |
| | 通信・システム部会 | ◇消防指令システム及び消防救急デジタル無線の統合に関すること （これに伴う消防指令センターの整備に関することを含む。） ◇人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること | |
| 方面別部会 追加 | | ◇協議会、専門部会での検討に当たり、方面別で協議が必要な事項に関すること | |
| ワーキンググループ ※①テーマ別・②方面別に開催 追加 | | ◇実施計画案に関すること ◇専門部会での検討に当たり実務的に協議が必要な事項に関すること | |



高知県消防広域化に関する実務協議会（任意協議会）（案）について

3 各会議の構成員 ※代理出席可

(1) 消防広域化に関する実務協議会（3回程度開催）

| | | | |
|----|----------------|--------|-----------------------------|
| 委員 | 有識者 | オブザーバー | 総務省消防庁 ※議題に応じて必要な方に参加を依頼 |
| | 34市町村長 | | |
| | 高知県消防長会会長・2副会長 | | |
| | 高知県知事 | | |

(2) 専門部会（4回程度開催 ※合同開催等により実施）

| | | 総務部会 | 財務部会 | 消防業務部会 | 通信・システム部会 |
|-----|------|-------------------|------|-----------------------|-----------|
| 構成員 | 市町村 | 34市町村の副市町村長 | | 方面消防本部となる消防本部の所在市の副市長 | |
| | 消防本部 | 方面消防本部となる消防本部の消防長 | | 15消防本部の消防長 | |
| | 県 | 危機管理部長 | | | |

※必要に応じてオブザーバー参加可能

(3) 方面別部会（随時開催）

| 区分 | 構成員 | 備考 |
|----------|---------------------------|--|
| 市町村・消防本部 | 方面消防本部の管轄内の副市町村長・消防本部の消防長 | ※方面別に実施(安芸、中央東、中央、中央西、高幡、幡多) ※県の総合防災対策推進地域本部がロジ等を協力して実施 |
| 県 | 危機管理部副部長 | |

(4) ワーキンググループ（テーマ別・方面別）（随時開催）

| 区分 | 構成員 | 備考 |
|-------|--------------------------------|--|
| ①テーマ別 | 市町村・消防本部 市町村・消防本部の担当課長等 | ※議題に応じて必要な方に参加を依頼 |
| ②方面別 | 市町村・消防本部 方面別の市町村・消防本部の担当課長等 | ※方面単位で議論が必要な項目について協議 ※県の総合防災対策推進地域本部がロジ等を協力して実施 |

※事務局：県消防政策課・地域本部



高知県消防広域化に関する実務協議会（任意協議会）（案）について

4 令和8年度スケジュール（案）

| | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | | | | | | | | | | | 令和9年度 | | | | |
|------|--|----|---------------------|--|----|----|---------------------------------|----|---------------------|------------------------------------|-----|-----|---|----|----------------------|--|--|------------------------|--|--|
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | |
| 全体 | 2月 基本計画策定 | | | 実施計画案の調整 | | | | | | | | | | | | 協議会（法定）設置 | | | | |
| | 1~4月 統合等の意向確認①・ヒアリング ・統合の時期・先行的共同事業の項目等 | | | 4月（任意）実務協議会設置 | | | 7~8月 統合等の意向確認② ・統合時期・先行的共同事業 | | | 10~11月 統合等の意向確認③ ・実施計画案・法定協議会是非 | | | 1月 実施計画案とりまとめ 2・3月議会での報告等を見据え、1月に実施計画案をとりまとめ | | | | | | | |
| 協議会等 | 1~5月 県 論点整理・対応素案作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 論点整理や対応素案作成に向けた基礎調査や協議などを適宜実施 | | | 5月 協議会① ・論点と対応素案の提示 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 10月 協議会② ・計画調整案の協議 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 1月 協議会③ ・実施計画案とりまとめ ・協議会規約・予算 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会等 | | | | 5月 専門部会① ・対応素案の協議 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 7月 専門部会② ・計画素案の提示・協議 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 9月 専門部会③ ・計画調整案の提示・協議 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会等 | | | | 11月 専門部会④ ・計画案の協議 ・協議会規約・予算 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 随時 ワーキンググループ（テーマ別） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 随時 方面別部会（安芸、中央東、中央、中央西、高幡、幡多） 随時 ワーキンググループ（方面別） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議会 | 2・3月 県・市町村 議会報告（検討状況） | | | | | | | | | | | | | | | 令和9年度前半 ・法定協議会設置（規約の議決） ・広域連合設置（規約の議決） ・法定協議会・広域連合設置に必要な予算（予算の議決） | | | | |
| | 2月 県 協議会当初予算（予算議決） | | | 令和8年度の実務協議会の開催に要する経費は、県において調整中 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 6月 県・市町村 議会報告（検討状況） | | | | | | 9月 県・市町村 議会報告（検討状況） | | | | | | 12月 県・市町村 議会報告（検討状況） | | | 2・3月 県・市町村 議会報告等（検討状況） | | |



高知県消防広域化に関する実務協議会（任意協議会）（案）について

資料6

令和7年12月24日・25日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 専門部会（第4回）

5 協議・意見交換事項（案）

高知県消防広域化基本計画（R7策定予定）を基本として、協議・意見交換を行う事項（案）は以下のとおり。

…特に優先的に議論するもの

| 部会 | 主たる任務 ※基本計画第5章 | 協議・意見交換事項（案） ※実施計画の記載項目 | 部会 | 主たる任務 ※基本計画第5章 | 協議・意見交換事項（案） ※実施計画の記載項目 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------|----------------------------------|--|--------------------------|-----------|-----------------------------------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------------|--|
| 総務 | 1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項 | 1-1 広域化の方式 | 財務 | 5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項 | 5-1 予算・契約等 | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-2 共同処理事務 | | | | 6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項 | 6-1 財産の取扱い 6-2 債務の取扱い | | | | | | | | | | |
| | | 1-3 移行の進め方と目標年次（スケジュール） | | | | | | 7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項 | 7-1 消防力整備計画 7-2 貸与物品等 7-3 補助金・交付金等 | | | | | | | | |
| | | 1-4 広域連合・消防本部・署の名称 | | | | | | | | 8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項 | 8-1 分賦金算定 | | | | | | |
| | | 1-5 広域連合・消防本部の位置 | | | | | | | | | | 9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項 | 9-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌 ※2-1再掲 | | | | |
| | | 1-6 執行機関の構成 | | | | | | | | | | | | 10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項 | 10-1 消防団 10-2 消防水利 | | |
| | | 1-7 議決機関 | | | | | | | | | | | | | | 11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項 | 11-1 消防団との連携 11-2 防災部局との連携 11-3 消防協力団体との連携 |
| | | 1-8 監査委員 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-9 公平委員会 | 13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項 | 13-1 消防指令システム 13-2 消防救急デジタル無線 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-10 協議・審議機関 | | | 14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項 | 14-1 電算システム 14-2 デジタル技術活用 | | | | | | | | | | | |
| | | 1-11 署所配置 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-12 消防署の管轄区域 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-13 方面消防本部の管轄区域 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-14 実施計画案 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-15 法定協議会規約案 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-16 広域連合規約案 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1-17 条例・各種規程の整備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項 | 2-1 消防本部・方面消防本部・消防署の組織、事務分掌 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-2 消防本部の権限、決裁等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-3 職員定数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-4 職員配置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項 | 3-1 任用、人事等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-2 職名及び階級 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-3 採用・配置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項 | 4-1 勤務形態及び勤務時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4-2 給料等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4-3 諸手当、福利厚生等 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4-4 教育訓練・研修等 | | | | | | | | | | | | | | | | |

高知県消防広域化に関する実務協議会規約

(令和 年 月 日規約第 1 号)

第 1 章 設置に関する基本的事項

(名称)

第 1 条 この協議会は、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置)

第 2 条 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町（以下「関係市町村」という。）、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合、仁淀消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、嶺北広域行政事務組合、中芸広域連合（以下「関係一部事務組合等」という。）及び高知県における、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 31 条に規定する消防の広域化について協議を行うため、協議会を設置する。

(協議会の構成団体)

第 3 条 協議会の構成団体は、関係市町村、関係一部事務組合等及び高知県とする。

(協議事項)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

(1) 高知県消防広域化基本計画を基礎とした高知県消防広域化実施計画（法第 34 条の規定に基づく広域消防運営計画。以下「実施計画」という。）案の作成に関する事項

なお、以下の事項を前提条件にして検討・協議を行う。

①令和 15 年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和 16 年度から運用を開始すること。

②それまで（令和 16 年 4 月まで）の間に、県内 15 消防本部を 1 本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和 10 年 4 月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置すること。

(2) 消防広域化に係る調査研究に関する事項

(3) その他消防広域化に関し必要な事項

第 2 章 組織

第 1 節 協議会

（協議会の組織）

第 5 条 協議会は、委員 41 人をもって組織する。

- 2 委員は、別表 1 に定める委員をもって充てる。
- 3 協議会に会長 1 名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 協議会には、協議会の協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（協議会の会長等の職務）

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

（協議会の会議）

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、実施計画案に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第 8 条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第 9 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の協議事項その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 2 節 専門部会等

（専門部会の組織）

第 10 条 効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

| 名称 | 協議事項等 |
|-----------|---|
| 総務部会 | (1) 協議会全体の運営の総括に関すること。 (2) 実施計画案全体の取りまとめ、広域化に必要な法規整備に関すること。 (3) 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。 (4) 先行的共同事業に関すること。 |
| 財務部会 | (1) 広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。 |
| 消防業務部会 | (1) 消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。 |
| 通信・システム部会 | (1) 消防指令システムの共同化及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う消防指令センターの整備に関することを含む。） (2) 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。 |

- 2 専門部会は、別表 2 に定める者をもって組織する。
- 3 専門部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（方面別部会の組織）

第 11 条 方面消防本部など地域単位において効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の方面の欄に定める方面別部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの担当する区域（市町村）における協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項とする。

| 方面 | 担当する区域（市町村） | 協議事項等 |
|-----|--------------------------------------|--|
| 安芸 | 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 | 専門部会等における協議事項のうち、左記担当する区域における運営及び消防本部の統合の検討に関すること。 |
| 中央東 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村 | |
| 中央 | 高知市 | |
| 中央西 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村 | |
| 高幡 | 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町 | |
| 幡多 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町 | |

- 2 方面別部会は、別表 3 に定める者をもって組織する。
- 3 方面別部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

（専門部会及び方面別部会の役員及び運営）

第 12 条 専門部会及び方面別部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門部会員及び方面別部会員の互選により選出する。
- 3 第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、専門部会及び方面別部会の運営に準用する。この場合において、第 6 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と、第 8 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第 9 条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協

議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と読み替えるものとする。

- 4 部会長は、専門部会間及び方面別部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、合同会議を開くことができる。
- 5 その他専門部会及び方面別部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第 3 節 ワーキンググループ

（ワーキンググループの組織）

第 13 条 専門部会及び方面別部会での協議に当たり実務的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設置できるものとする。

- 2 ワーキンググループは、関係市町村の担当課長等及び消防本部担当課長等をもって組織する。

第 4 節 協議会等事務局

（事務局）

第 14 条 協議会、専門部会、方面別部会及びワーキンググループ（以下「協議会等」という。）の事務を処理するため、協議会等に事務局を置く。

- 2 協議会等の事務局は、構成団体の職員のうちから、会長が定める職員によって構成する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

（事務局の所掌事務）

第 15 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会等の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。
- （2）協議会等の事務に係る資料の作成に関すること。
- （3）協議会等の会議に関すること。
- （4）協議会等の庶務に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項。

（事務局の設置場所）

第 16 条 事務局は、高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号高知県庁内に置く。

（経費）

第 17 条 協議会に要する経費は、県が負担する。

（その他）

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 月 日から施行する。

別表 1（第 5 条第 1 項関係）

| 委員 | 備考 |
|------------|------|
| | 有識者 |
| 関係市町村の長 | 34 名 |
| 高知県消防長会会長 | |
| 高知県消防長会副会長 | 2 名 |
| 高知県知事 | |

別表 2（第 10 条第 2 項関係）

| 専門部会 | 構成員 |
|-----------|-----------------------------|
| 総務部会 | 関係市町村の副市町村長 34 名 |
| | 方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名 |
| | 高知県危機管理部長 |
| 財務部会 | 関係市町村の副市町村長 34 名 |
| | 方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名 |
| | 高知県危機管理部長 |
| 消防業務部会 | 方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名 |
| | 消防本部の消防長 15 名 |
| | 高知県危機管理部長 |
| 通信・システム部会 | 方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名 |
| | 消防本部の消防長 15 名 |
| | 高知県危機管理部長 |

別表 3（第 11 条第 2 項関係）

| 方面 | 備考 |
|-----|---|
| 安芸 | 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の副市町村長 |
| | 室戸市消防本部、安芸市消防本部及び中芸広域連合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 中央東 | 南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町及び大川村の副市町村長 |
| | 南国市消防本部、香南市消防本部、香美市消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 中央 | 高知市の副市長 |
| | 高知市消防局長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 中央西 | 土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町及び日高村の副市町村長 |
| | 土佐市消防本部、高吾北広域町村事務組合消防本部及び仁淀消防組合消防本部の消防長 |

| 方面 | 備考 |
|----|--|
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 高幡 | 須崎市、中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町の副市町村長 |
| | 高幡消防組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |
| 幡多 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の副市町村長 |
| | 土佐清水市消防本部、幡多中央消防組合消防本部及び幡多西部消防組合消防本部の消防長 |
| | 高知県危機管理部副部長 |

消防本部の統合時期、先行的共同事業に関する市町村意向調査 (案)

<回答期限：令和8年1月30日(金)>

市町村名：

回答連絡責任者

- | | | |
|------------------|-------|----|
| ・ 市町村長部局 (担当課長等) | 所属・職名 | 氏名 |
| ・ 消防本部 (担当課長等) | 所属・職名 | 氏名 |

- ・ 本調査は、高知県消防広域化実施計画案の作成に向けて、現時点での市町村長のご意向を確認させていただき、来年度の任意協議会で県がお示しする素案作成の際の参考とするものです。
- ・ 今後、実施計画案を作成する過程の中で、市町村長のご意向が変更されることはあり得ると考えています。
- ・ 本調査表の作成に当たっては、
 - ①消防本部において原案を作成し、
 - ②市町村長部局と協議して必要に応じ修正した後、
 - ③市町村長が確認していただくようお願いします。
- ・ 回答内容についての連絡責任者として、市町村長部局の担当課長等の氏名（組合等消防の場合は必須、単独消防の場合は任意）、消防本部の担当課長等の氏名（必須）を記入願います。
- ・ 本調査結果については、県が素案を公表する時期に、市町村名も含めて公表することを予定しています。

I 統合の骨格

- 1 基本計画案は、消防本部機能のうち消防指令システムについて、高知市等の現行システムの更新期にあわせて全县共同で再整備し、令和16年度からの共同運用を図ることとしています。

この方針についての意見として最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。

- 1 大いに賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば反対
- 5 大いに反対

理由（ ）

2 基本計画案は、遅くとも令和16年度の指令システム共同運用開始までの間に、その他の消防本部機能の統合を目指し、全県一斉統合のほか、地域別での段階的統合の選択肢も検討するとしています。

この方針についての意見として最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。

(2-1) 地域別での段階的統合の可否について

- 1 消防本部機能統合は全県一斉で行うべき
- 2 消防本部機能統合はどちらかといえば、全県一斉が望ましい
- 3 どちらともいえない
- 4 消防本部機能統合はどちらかといえば、機運が熟した地域から段階的に統合する方が望ましい
- 5 消防本部機能統合は機運が熟した地域から段階的に統合するべき

理由 ()

※ 方面消防本部以外の地域の単位での段階的移行を希望する場合、その単位と理由を付記してください。

＜地域の単位の例＞ 2消防本部での統合 (〇〇消防本部、〇〇消防本部)
2市町での統合 (〇〇市、〇〇町) 等

地域の単位 ()

理由 ()

(2-2) 貴市町村の統合参加希望時期について最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。【全県一斉統合の場合】

- 1 できるだけ早い時期 (令和11年度にも) が良い
- 2 どちらかといえば、早い時期が良い
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば、遅い時期が良い
- 5 できるだけ遅い時期 (令和16年度) が良い

理由 ()

(2-3) 貴市町村の統合参加希望時期について最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。【地域別での段階的統合の場合】

- 1 できるだけ早い時期 (令和10年度にも) が良い
- 2 どちらかといえば、早い時期が良い
- 3 どちらともいえない

- 4 どちらかといえば、遅い時期が良い
- 5 できるだけ遅い時期（令和15年度）が良い

理由（ ）

II 統合に向けての環境整備

- 3 基本計画案は、統合に当たっての現行消防本部間の職員給与、勤務条件（交替制の形態を含む）、装備水準等の格差解消について、その財源となる指令システムの共同化による経費節減効果の規模などを考慮して、統合開始時は当面必要最小限とし、各団体の多様性を尊重する方針をとっています。

この方針についての意見として最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。

- 1 市町村消防の原則に則り、各団体の判断に基づき、多様性を尊重すべき
- 2 どちらかといえば、各団体の判断による多様性を許容すべき
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば、職員の処遇や装備水準は均一化する方向が望ましい
- 5 消防本部統合を行う以上、職員の処遇や装備水準は統一すべき

理由（ ）

- 4 基本計画案は、統合前後の各市町村の財政負担の変化について、暫定的な試算を行っています。

これを前提として、財政負担の変化についての意見として最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。

（4-1）職員の処遇等について、必要最小限の均一化を図る場合

（「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等を実施する場合）

- 1 試算程度の財政負担の変化（増）は受け入れてでも統合に参加したい
- 2 どちらかといえば、財政負担の変化（増）に見合う程度の受益の変化（増）が見込まれると判断し、統合に参加する方向で検討したい
- 3 どちらともいえない
- 4 財政負担に見合う受益の変化（増）が見出しにくく、統合への参加は慎重に検討したい
- 5 試算された規模の財政負担の変化（増）が見込まれるならば、統合への参加は難しい

理由（ ）

(4-2) 職員の処遇等について、均一化を図る場合

(必要最小限の均一化に加え、「3交替制への統一」「高知市の給与水準への再計算」を実施する場合)

- 1 試算程度の財政負担の変化(増)は受け入れてでも統合に参加したい
- 2 どちらかといえば、財政負担の変化(増)に見合う程度の受益の変化(増)が見込まれると判断し、統合に参加する方向で検討したい
- 3 どちらともいえない
- 4 財政負担に見合う受益の変化(増)が見出しにくく、統合への参加は慎重に検討したい
- 5 試算された規模の財政負担の変化(増)が見込まれるならば、統合への参加は難しい

理由 ()

Ⅲ 機能別段階的統合の範囲

- 5 基本計画案は、令和10年4月を目途に広域連合を設置して、消防本部機能のうち、
- i) 全県での共同事業として、指令システム再整備の準備事業や、現在既に全県共同で実施している「#7119」事業や県消防長会事業(共同訓練、研修等)を先行して共同実施するほか、
 - ii) 希望する市町村(消防本部)について、人材確保事業などを先行して共同実施に取り組む
- 方針としています。

(5-1) 人材確保事業を先行して共同実施する場合、具体的にどの範囲の事業に参加を希望しますか。最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。

(①～③の詳細は別添資料のとおり)

- ① 共同募集(募集事務を共同化。試験・採用事務は各消防本部で実施)
- 1 参加したい
 - 2 どちらかといえば参加したい
 - 3 どちらともいえない
 - 4 どちらかといえば参加したくない
 - 5 参加したくない

理由 ()

- ② 共同試験(募集・試験事務を共同化。採用事務は各消防本部で実施)
- 1 参加したい
 - 2 どちらかといえば参加したい
 - 3 どちらともいえない

- 4 どちらかといえば参加したくない
- 5 参加したくない

理由（ ）

③ 共同採用のうえで派遣

（募集・試験・採用事務を共同化。広域連合が採用した職員を各消防本部へ派遣）

- 1 参加したい
- 2 どちらかといえば参加したい
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば参加したくない
- 5 参加したくない

理由（ ）

（5-2）人材確保事業の開始希望時期について最も近いものを1つ選び、理由を付記してください。

- 1 できるだけ早い時期（令和10年度にも）が良い
- 2 どちらかといえば、早い時期が良い
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば、遅い時期が良い
- 5 できるだけ遅い時期（令和15年度）が良い。

理由（ ）

（5-3）人材確保事業以外に先行して共同実施すべきと考える事務があれば、その内容を挙げて理由を付記してください。

〔 例：コンプライアンス室の設置によるパワハラ防止強化
事業所に係る予防関係事務（方面消防本部単位） 等 〕

事務の内容（ ）

理由（ ）

IV その他参考事項

6 県の素案作成に当たり、貴市町村（消防本部）について特に考慮することを希望すべき事由があれば記入してください。

（例 方面消防本部を設置予定の〇〇消防署庁舎について、令和〇年度に改築工事を予定 など）

（ ）

- 7 本調査への回答作成に当たり、特に組合等消防の場合などにおいて、消防本部側の意見と、構成市町村（長）側の意見との間で、考え方に相当程度の差があった事項があれば記入してください。

（例 問4：財政負担の変化に関する考え方について、消防本部側は当市側に比べて負担の増があっても統合を進めたいとの希望が強い など）

（ ）

- 8 その他、今回の消防広域化の取組全般に関して、県に対して伝えたい意見があれば記入してください。

（ ）

【意向調査別添1】分賦金シミュレーションのポイント（第2回あり方検討会資料P44の概要）

（4-1：職員の処遇等について、必要最小限の均一化を図る場合 ※基本計画(案)）

（単位：千円）

※広域化しない場合と比較して、広域化後の財政負担の変化をシミュレーション(令和7年度時点)したもの

※職員の処遇等の必要最小限の均一化：

「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等

必要最小限ケース
= 基本計画(案)

| 市町村 | 現在の消防本部 | 全県一斉での一次統合後 | | | | 統合前後の比較 |
|-------|-------------|--|---|---|---|---|
| | | 統合前 | 全県一斉での一次統合後 | | | |
| | | ア | イ | ウ | エ | |
| | | 現行の消防費負担額（経常経費） 【補足】 現行の歳出額（R5～6決算平均額） 【11/14第2回検討会資料P44の該当箇所】「①」 | 消防費負担額（経常経費） 広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分 | 広域化に伴い追加的・臨時的に必要な経費 統合後に必要となる経常・臨時経費(※1)を加え、案分(※2)した金額 | 消防指令システム等共同化節減効果額 広域化せずに個別に再整備した場合と県一で整備した場合の節減効果(※3)を案分した金額 | 全県一斉での一次統合後の実質的な財政負担の変化額 広域化による変化額の単年度当たり平均 「B=A-①」 |
| 高知市 | 高知市 | 3,472,219 | 3,380,083 | 36,303 | ▲ 40,632 | ▲ 96,465 |
| 室戸市 | 室戸市 | 302,504 | 303,982 | 10,469 | ▲ 12,270 | ▲ 323 |
| 東洋町 | | 128,623 | 127,674 | 4,316 | ▲ 5,909 | ▲ 2,542 |
| 安芸市 | 安芸市 | 266,639 | 281,028 | 10,269 | ▲ 23,227 | 1,431 |
| 芸西村 | | 51,390 | 57,682 | 2,280 | ▲ 2,778 | 5,795 |
| 奈半利町 | 中芸広域連合 | 107,198 | 97,621 | 3,668 | ▲ 1,722 | ▲ 7,631 |
| 田野町 | | 86,779 | 78,867 | 2,956 | ▲ 1,464 | ▲ 6,420 |
| 安田町 | | 85,034 | 77,804 | 2,940 | ▲ 1,205 | ▲ 5,495 |
| 北川村 | | 48,530 | 44,973 | 1,726 | ▲ 438 | ▲ 2,269 |
| 馬路村 | | 30,866 | 28,798 | 1,114 | ▲ 194 | ▲ 1,148 |
| 南国市 | 南国市 | 566,466 | 575,472 | 20,197 | ▲ 49,853 | ▲ 20,650 |
| 香南市 | 香南市 | 397,050 | 394,000 | 15,773 | 7,101 | 19,824 |
| 香美市 | 香美市 | 514,783 | 478,090 | 17,562 | ▲ 2,256 | ▲ 21,387 |
| 本山町 | 嶺北広域行政事務組合 | 84,932 | 88,440 | 3,508 | ▲ 390 | 6,626 |
| 大豊町 | | 98,403 | 102,483 | 4,066 | ▲ 442 | 7,704 |
| 土佐町 | | 97,224 | 101,507 | 4,045 | ▲ 295 | 8,034 |
| 大川村 | | 15,666 | 16,281 | 643 | ▲ 90 | 1,169 |
| 土佐市 | 土佐市 | 401,545 | 409,742 | 15,462 | ▲ 28,642 | ▲ 4,983 |
| いの町 | 仁淀消防組合 | 339,763 | 356,835 | 12,228 | ▲ 10,427 | 18,874 |
| 日高村 | | 129,730 | 135,955 | 4,639 | ▲ 4,136 | 6,729 |
| 仁淀川町 | 高吾北広域町村事務組合 | 121,110 | 127,559 | 5,351 | ▲ 12,692 | ▲ 892 |
| 佐川町 | | 165,037 | 173,802 | 7,289 | ▲ 17,309 | ▲ 1,255 |
| 越知町 | | 109,505 | 115,269 | 4,831 | ▲ 11,511 | ▲ 916 |
| 須崎市 | 高幡消防組合 | 400,772 | 409,057 | 12,261 | ▲ 15,769 | 4,777 |
| 中土佐町 | | 218,773 | 223,807 | 6,736 | ▲ 8,390 | 3,380 |
| 梶原町 | | 104,413 | 109,766 | 3,457 | ▲ 2,749 | 6,061 |
| 津野町 | | 156,715 | 162,702 | 5,021 | ▲ 4,997 | 6,011 |
| 四万十町 | | 415,791 | 426,226 | 12,873 | ▲ 15,576 | 7,733 |
| 宿毛市 | 幡多西部消防組合 | 319,764 | 337,894 | 12,703 | ▲ 18,600 | 12,233 |
| 大月町 | | 136,066 | 144,610 | 5,484 | ▲ 7,506 | 6,522 |
| 三原村 | | 70,295 | 73,731 | 2,740 | ▲ 4,361 | 1,816 |
| 土佐清水市 | 土佐清水市 | 282,146 | 288,534 | 11,138 | ▲ 8,843 | 8,684 |
| 四万十市 | 幡多中央消防組合 | 543,866 | 540,221 | 19,008 | ▲ 20,695 | ▲ 5,332 |
| 黒潮町 | | 237,622 | 236,716 | 8,372 | ▲ 9,417 | ▲ 1,951 |
| 合計 | | 10,507,211 | 10,507,211 | 291,428 | ▲ 337,684 | ▲ 46,256 |

※1…必要最小限の処遇の均一化(「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等)、施設管理費や各種システムの運用保守等経費等、ネットワークや業務システム等の整備等の合計額を14年間(消防指令システム等の節減効果の試算期間)で平均した額

※2…基準財政需要額(50%)及び救急出動件数(50%)の割合に応じて案分

※3…広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較した金額を、14年間で平均して算出した単年度当たりの金額

(広域連合設置の準備開始 (R9) から、消防指令システムの共同整備後にシステム更新整備を開始する前 (R22) までの期間を14年間として試算)

【意向調査別添2】分賦金シミュレーションのポイント（第2回あり方検討会資料P44の概要）

（4-2：職員の処遇等について、均一化を図る場合）

（単位：千円）

※広域化しない場合と比較して、広域化後の財政負担の変化をシミュレーション(令和7年度時点)したもの

※職員の処遇等の均一化：必要最小限の均一化に加え、「3交替制への統一」「高知市の給与水準への再計算」を実施

| 市町村 | 現在の消防本部 | 統合前 | 全県一斉での一次統合後 | | | | 処遇等統一ケース |
|-------|-------------|--|---|---|---|---------------------------------------|---|
| | | ア | イ | ウ | エ | オ | カ ((イ+ウ+エ+オ)-ア) |
| | | 現行の消防費負担額（経常経費） 【補足】 現行の歳出額（R5～6決算平均額） 【11/14第2回検討会資料P44の該当箇所】「①」 | 消防費負担額（経常経費） 広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分 | 広域化に伴い追加的・臨時的に必要な経費 統合後に必要となる経常・臨時経費(※1)を加え、案分(※2)した金額 | 消防指令システム等共同化節減効果額 広域化せずに個別に再整備した場合と県一で整備した場合の節減効果(※3)を案分した金額 | 処遇統一等上積分 3交替制、高知市の給与水準に再計算する場合(※4) | 処遇等統一を含む全県一斉での一次統合後の実質的な財政負担の変化額 広域化による変化額の単年度平均 |
| | | 「②」 | 「③+④+⑤」/14年 | 「⑥」/14年 | 「⑦+⑧」 | 「⑨-①」 | |
| 高知市 | 高知市 | 3,472,219 | 3,380,083 | 36,303 | ▲ 40,632 | 0 | ▲ 96,465 |
| 室戸市 | 室戸市 | 302,504 | 303,982 | 10,469 | ▲ 12,270 | 48,718 | 48,396 |
| 東洋町 | 室戸市 | 128,623 | 127,674 | 4,316 | ▲ 5,909 | 20,714 | 18,172 |
| 安芸市 | 安芸市 | 266,639 | 281,028 | 10,269 | ▲ 23,227 | 58,116 | 59,547 |
| 芸西村 | 安芸市 | 51,390 | 57,682 | 2,280 | ▲ 2,778 | 11,200 | 16,995 |
| 奈半利町 | 中芸広域連合 | 107,198 | 97,621 | 3,668 | ▲ 1,722 | 15,453 | 7,822 |
| 田野町 | | 86,779 | 78,867 | 2,956 | ▲ 1,464 | 12,509 | 6,089 |
| 安田町 | | 85,034 | 77,804 | 2,940 | ▲ 1,205 | 12,257 | 6,762 |
| 北川村 | | 48,530 | 44,973 | 1,726 | ▲ 438 | 6,996 | 4,728 |
| 馬路村 | | 30,866 | 28,798 | 1,114 | ▲ 194 | 4,450 | 3,303 |
| 南国市 | 南国市 | 566,466 | 575,472 | 20,197 | ▲ 49,853 | 17,603 | ▲ 3,047 |
| 香南市 | 香南市 | 397,050 | 394,000 | 15,773 | 7,101 | 10,859 | 30,683 |
| 香美市 | 香美市 | 514,783 | 478,090 | 17,562 | ▲ 2,256 | 23,557 | 2,171 |
| 本山町 | 嶺北広域行政事務組合 | 84,932 | 88,440 | 3,508 | ▲ 390 | 30,341 | 36,967 |
| 大豊町 | | 98,403 | 102,483 | 4,066 | ▲ 442 | 35,153 | 42,857 |
| 土佐町 | | 97,224 | 101,507 | 4,045 | ▲ 295 | 34,732 | 42,766 |
| 大川村 | | 15,666 | 16,281 | 643 | ▲ 90 | 5,596 | 6,765 |
| 土佐市 | 土佐市 | 401,545 | 409,742 | 15,462 | ▲ 28,642 | 64,604 | 59,622 |
| いの町 | 仁淀消防組合 | 339,763 | 356,835 | 12,228 | ▲ 10,427 | 53,730 | 72,604 |
| 日高村 | 仁淀消防組合 | 129,730 | 135,955 | 4,639 | ▲ 4,136 | 20,515 | 27,244 |
| 仁淀川町 | 高吾北広域町村事務組合 | 121,110 | 127,559 | 5,351 | ▲ 12,692 | 26,515 | 25,623 |
| 佐川町 | | 165,037 | 173,802 | 7,289 | ▲ 17,309 | 36,133 | 34,878 |
| 越知町 | | 109,505 | 115,269 | 4,831 | ▲ 11,511 | 23,974 | 23,059 |
| 須崎市 | 高幡消防組合 | 400,772 | 409,057 | 12,261 | ▲ 15,769 | 92,883 | 97,660 |
| 中土佐町 | | 218,773 | 223,807 | 6,736 | ▲ 8,390 | 9,645 | 13,025 |
| 梶原町 | | 104,413 | 109,766 | 3,457 | ▲ 2,749 | 24,199 | 30,260 |
| 津野町 | | 156,715 | 162,702 | 5,021 | ▲ 4,997 | 36,321 | 42,332 |
| 四万十町 | | 415,791 | 426,226 | 12,873 | ▲ 15,576 | 96,365 | 104,098 |
| 宿毛市 | 幡多西部消防組合 | 319,764 | 337,894 | 12,703 | ▲ 18,600 | 79,840 | 92,073 |
| 大月町 | | 136,066 | 144,610 | 5,484 | ▲ 7,506 | 33,974 | 40,496 |
| 三原村 | | 70,295 | 73,731 | 2,740 | ▲ 4,361 | 17,552 | 19,368 |
| 土佐清水市 | 土佐清水市 | 282,146 | 288,534 | 11,138 | ▲ 8,843 | 12,642 | 21,326 |
| 四万十市 | 幡多中央消防組合 | 543,866 | 540,221 | 19,008 | ▲ 20,695 | 57,678 | 52,346 |
| 黒潮町 | 幡多中央消防組合 | 237,622 | 236,716 | 8,372 | ▲ 9,417 | 25,201 | 23,251 |
| 合計 | | 10,507,211 | 10,507,211 | 291,428 | ▲ 337,684 | 1,060,025 | 1,013,769 |

※1…必要最小限の処遇の均一化(「新規採用職員を高知市の給与水準並みへ引上げ」「若年職員の逆転調整」「職員手当の統一」等)、施設管理費や各種システムの運用保守等経費等、ネットワークや業務システム等の整備等の合計額を14年間(消防指令システム等の節減効果の試算期間)で平均した額

※2…基準財政需要額(50%)及び救急出動件数(50%)の割合に応じて案分

※3…広域化せずに個別に現行システムを再整備した場合との比較した金額を、14年間で平均して算出した単年度当たりの金額

(広域連合設置の準備開始(R9)から、消防指令システムの共同整備後にシステム更新整備を開始する前(R22)までの期間を14年間として試算)

※4…高知市の給与水準に再計算する場合の試算額から、必要最小限の処遇の統一を除いた金額(必要最小限の処遇の統一はイに含むため。)

- ◆ 令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置し、消防指令システム・デジタル無線の再整備事業や先行的共同事業を実施する。
- ◆ 先行的共同事業は、消防総合支援事業（県事業）や県消防長会事業のほか、人材確保等、共同化の効果が期待される事業を実施してはどうか。

1 指令システム・デジタル無線共同整備事業

令和16年度からの運用開始に向けて、消防指令システム及びデジタル無線の調査・設計、整備を行う。

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 令和10年度 | 調査・計画 仕様・体制等の検討 | 統合した場合の指揮命令系統や部隊運用を含む運用等の検討に時間を要する |
| 令和11年度 ～ 令和12年度 | 設計 令和11年度：基本設計 令和12年度：実施設計 | |
| 令和13年度 ～ 令和15年度 | 整備 令和13年度～令和14年度：整備、運用準備 令和15年度：整備完了 | |
| 令和16年度 | 運用開始 |  大分市消防局 「おおいた消防指令センター」 |

2 先行的共同事業

(1) 既存事業（全県参加）

① 消防総合支援事業（県事業）

- ・ 救急医療電話（#7119）
- ・ 消防・消防団活動の広報事業（高知家消防ネット）

等



② 消防長会事業

- ・ 緊急消防援助隊合同訓練
- ・ 多言語通報通訳サービス
- ・ NET119緊急通報システム

等

(2) 新たな事業（希望市町村）

① 人材確保の共同化

共同募集、共同試験、共同採用の3段階を検討してはどうか。

⇒ 別紙参照

特に中山間地域の小規模な消防本部では、人材確保に困難をきたしており、早期の対応が必要

② その他

新たに共同で実施する事業を検討。
（コンプライアンス推進室の設置等）



先行的共同事業の「人材確保」について（案）

令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置し、特に中山間地域の小規模消防本部で急務となっている「人材確保」を先行的共同事業として実施してはどうか。その際には、「共同募集」「共同試験」「共同採用」の3つのパターンを検討してはどうか。

| | I 共同募集 | II 共同試験 | III 共同採用 |
|------|---|--|---|
| 概要 | 職員募集について、希望する団体の事務を広域連合で共同実施 | 「I 共同募集」に加え、採用試験も希望する団体の事務を広域連合で共同実施 | 「I 共同募集」、「II 共同試験」に加え、職員採用も、希望する団体の事務を広域連合で共同実施 |
| 募集 | ① 広域連合で共同実施 ＜取組例＞ 県内外での就職フェアや合同就職説明会への出展、消防署見学説明会等の実施、職業紹介パンフレット等の広報素材の作成等 | ① 広域連合で共同実施 | ① 広域連合で共同実施 |
| 試験 | ②各消防本部（市町村等）で実施 | ② 広域連合で共同実施 ※面接等に各消防本部（市町村等）も関与 | ② 広域連合で共同実施 ※面接等に各消防本部（市町村等）も関与 |
| 採用 | ③各消防本部（市町村等）で実施 ※全職員の処遇は各消防本部（市町村等）の規程による | ③各消防本部（市町村等）で実施 ※全職員の処遇は各消防本部（市町村等）の規程による | ③ 広域連合で実施 ※新採職員の処遇は、広域連合の規程による（高知市の給与水準並み） ※消防本部の統合前の場合、既存職員の処遇は各消防本部（市町村等）の規程による |
| イメージ | | | |